

大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第12集／1931年版

(覆刻版)

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがA 5判に縮小した。)

日本勞働年鑑

(昭和六年)

緒言 (昭和五年度大観)

昭和五年の日本は遂に全く世界恐慌の渦中に捲きこまれた。

恐慌は實に未曾有の深刻さを示した。近年になき物價の崩落、生産の減退、外國貿易の萎縮、滯貨の山積が、その深度を一般的に表示してゐる。この恐慌の一特徴は、一面においてそれが激しい農業恐慌と密接に結びつてゐることであつた。春の繭・蔬菜類の暴落と夏から秋にかけての米價の慘落は、前年から徐々に用意されつつあつた農業恐慌をここに爆發せしめた。「豊作飢饉」の合言葉がこの恐慌の性質をよく物語つてゐた。農業恐慌はさなきだに疲弊し切つてゐた農村を木枯しの如く掠め去つた。この農村の恐慌は更に産業部面へと反作用し、そして、下半期以後の經濟界には中小乃至弱體産業の破綻に瀕するものが續出した。

新年劈頭の金解禁をもつて金融資本の無上命法を斷行した金融資本内閣は、引つづいてデフレーション政策の遂行を強力的に押し進めたが、半歳を経ずしてその皮算用は足もとからはづれ出した。金の流出、金利昂騰、商品市場の悪化は、恐慌下の産業をして「整理」を越えて「危殆」に導いた。九月に入つて昂まつた金融危機を克服すべく、この整理内閣は救済内閣に早變りし、破綻諸産業の彌縫に浮身をやつした。かくの如き政策の轉換は、恐慌下におけるわが金融資本政策遂行の限度とその破産とを示すと同時に、わが經濟危機が更に深みへと進展しつつある一左證を呈

示するものに外ならなかつた。

押し寄する恐慌の津波を切り抜くべく産業界がとつた方策は、第一に合理化を標榜する容赦なき賃下げ・減首であり、第二にカルテルの總出動による廣汎なる生産制限であつた。恐慌の全負擔は、かくして、悉く労働者階級と農民層の上に振向けられたのである。第一に、従業労働者數はこの一ケ年に前例なき激落ぶりを示した。この従業労働者數の減少は、云ふまでもなく、本年中において工場職場から街頭へ投げ出された労働者數を表示する。部門的に見れば、紡績業、染色業、織物業、船舶製造業、窯業において特に著しかつた。之に加へて、更に鑛山における送炭制限による莫大の失業鑛夫、自由労働者における失業率の増大、等々を考慮に入れば、謂ゆる失業者數が本秋の國勢調査の結果として公表された三十二萬餘人の三倍にも四倍にも達するであらうことは少しも想像に難くない。しかも失業の激増が労働階級を脅かす他方においては、賃銀の切下と労働時間の延長とが従業労働者の上に狂へる搾取を強化してゐた。農村の破局については既に描寫した。農産物の下落は小農貧農の手中から小額の現金をも奪ひ去つたが、中小の地主もまた多くは極度の苦惱に直面した。農村負擔は實に五十億に達すると傳へられた。

しかし乍らこの資本と地主との重壓は、闘ひに疲れ切つた労働者農民をして再び猛然と起たしめずにはおかなかつた。そのことは何よりも先づ經濟闘争の激化の中に示されてゐる。既に前年において甚しく増加してゐた労働争議が、本年を通して實に倍加の勢ひを示したのである。しか

も謂ゆる大争議と目すべきものが一年を通じて次々に勃發した。各地の鐘紡工場争議、ゼネラル・モーターズ争議、二回に及ぶ東京市電争議、洋モス争議、等々。労働者大衆の果敢なとして執拗な闘争にもかかはらずその悉くが敗退に終つたこれら大争議の結果が、凡そ本年の争議の趨勢を示してゐる。争議は一般に激化した。資本家側も退引ならぬ立場から今やその容陣を整備し、殊にその官憲との結托は顯著なる事實となつて表面化した。この事實を反映してか、労働者側の戦術において合法的手段は殆んど行詰り、それに代つて一般にテロ化の傾向が隨所に見られた。更に各争議において謂ゆる革命的反対派の進出が著しく觀取されたことは、本年度における一特徴であつたと云へよう。小作争議また激化を加へ、殊に從來比較的見られなかつた畑地の争議が頗る増加を呈した。

經濟戦線における無産階級のこの敗退に呼應して、政治闘争においても資本の攻撃は労働者大衆の前進を阻止した。春の總選挙は無産政黨の進出にとつて今や絶好の機會なるかに見えたが、その戦績は甚しく大衆の期待を裏切り、第一回の普選後滿二ヶ年の闘争は無産者の陣營に何ものをも齎らさなかつたかの觀を呈したのである。當選者各派を通じて僅かに五名、前回より減すること正に三名である。投票數の増加率また既成政黨のそれに及ばなかつた。しかし乍ら、これをもつて吾々は直ちに無産政黨進展せずとの論斷に左袒するものではない。蓋し、第一に總選挙はまさに恐慌のまつ唯中において、民政黨内閣の水も漏らさぬ用意と巧妙を極めた策謀のもとに

労働者農民への懐柔と暴壓の上において闘はれたものであり、第二に、無産政黨自身の内部に持ち越された分裂と抗争のただ中で展開されたのであり、最後に、合法政黨を排撃する左翼の地下運動の擴大がこれら合法運動における大衆の關心を牽制したことを見逃せない。とまれ、恐慌下の政治運動は、一年を通じて荆棘に富む艱難の道であつた。

經濟闘争においても、政治活動においても、労働階級を覆ふ空氣はかくの如く沈鬱にして且つ必迫してゐた。無産階級永年の懸案たる戦線統一の欲求がここに何らかの形で熾烈化せざるを得なかつたことは當然であらう。殊に、總選挙の経過と成績とは直ちにこれをもつて政黨並びに労働組合の當面緊急の問題と化した。組合戦線においては、この願望は中間派二大組合の結成による全國労働組合同盟の成立において一つの大なる收穫を得た。去りながらこの結成は、一方において右翼總同盟の偏向をいよいよ促進せしめるとともに、他方労働系組合の解消運動に對して一つの間接的な素因を與へたとも見得た。かくてその全結果は、左右の合法運動を犠牲とし中間派合法組合の擴大と前進とを齎らしたが、同時にそれは、これと根本的に對立する非合法労働組合の擴大をも持ち來し、そしてこの兩者の乖離と對立を鮮明にした。けれどもこの中間派の大結成には尙ほもう一つの不安をも伴つてゐた。蓋し、帝國主義ブルジョアジの政策がいゆる大右翼の結成とそれの轉化發展の可能性を遠からぬ將來に約束しないと誰が保證し得よう。しかも、それは、全國労働組合同盟によつて決して對岸の火災視し得ないものではあるまいか。

無産政黨の領野においても大體これと同様の趨勢が展望された。政黨合同の方向については、共同戦線黨の主張をめぐる全合同の理論的提案と主として現實的見透しに基礎をもつ部分合同の主張とが、總選舉直後の陣營内にするどく對立した。實際においては、然しながら、社會民衆黨の偏向せる成心と勞農黨の小兒病的偏執とは、全合同を容れるの餘地を與へなかつた。所詮は、日本大衆黨を中心として全國民衆黨並に數個の地方政黨を叫合した部分合同に終るの他なく、全國大衆黨はかくして結成された。しかも合法政黨の領域には依然として傳統を固持する三政黨が鼎立してゐた。合同問題はその鳴動の大なるにもかかはらず未だ根本的には解かれずして残つたのである。けれども合同問題の經緯を通じて、人は各黨の歸趨と發展とに一應の見透しをつけることはできたのである。

合法諸團體の離合集散が、その裏面において、地下に於ける左翼運動の動向と直接間接の交互作用裡にあることは否定できない。勞農黨の「解消」がこの左翼團體の強き働きかけにもとづくことは固より争はれない。しかし乍ら左翼勞働運動それ自身は、政府當局の強壓のもとに愈々多難の道を辿らざるを得なかつた。四月十六日事件以後再建された日本共產黨の組織は、本年に入るや謂ゆる二月事件をもつて三度び強襲をうけたが、その運動は全國協議會を通じ、更に黨別働隊たる共產青年同盟、反帝同盟、モツプル等を通じて、執拗に各種の領野を浸蝕しつつある。これに對する政府官憲の追撃の手は固より緩められない。共產主義運動は、我國においては全く深刻なる様

相を呈するに至つた。

恐慌の嵐と労働運動のかくの如き深化とは、資本家業主のこれに対する対策をして到底微温なる懐柔乃至妥協策に止まるを得ざらしめた。工場職場内における業主のこの種対策は、労働組合の抑止と撲滅とに集中され、他方資本家間の團體は愈々強固に且つ活動的に結成されて労働階級の面前に押し出された。工業俱樂部によつて音頭とられた全國資本家團體の労働組合法上程阻止運動の如き、その振幅の大と執拗さとは全く未曾有であつたらう。しかもこの運動は、翌年に至つて資本家團體の強力なる全國的結成を生む契機となつた。翻つて農業労働者に対する地主の対策について見ても、地主協會の擴充とともに小作人に對する対策の硬化しつゝあるは争へない。次に勞資當事者に對する第三者の立場に立つべき政府の社會政策的施設を見るに、財界の恐慌と國家財政の窮乏は、本年度のこの種の施設対策をして極度に消極的ならしめた。失業群の不斷なる醸成にもかかはらず、昨年政府が輿論に顧みて創設した對失業諸対策は本年に至るも見べき効果を擧げ得ず、その社會政策の一枚看板たりし労働組合法に至つては前記資本家團體の猛運動に遭ひ忽ち撤回して議會提出を差控えたるが如き、少くとも、この種の政府対策は寂寥と貧弱とを極むと云ふべきである。恐慌はかくして労働者農民への重壓を加重したに止まらず、その保護救済の対策をすら奪ひ去つたのである。

最後に思想團體の運動を見る。その著しきものは既に述べた日本共產黨の外廓をなすところの

共産青年同盟、反帝同盟、モツブル運動等であるが、本年中殊に潑刺たる活動を示したものはプロレタリア藝術家の團體、別してはナツプ加盟諸團體の創作、演劇、映畫、音樂、繪畫、等における活動であらう。學生思想運動は當局の嚴重なる警戒にもかゝはらず、依然潜行的形態をもつて左翼團體との聯關のもとに活動を擴げつつある。朝鮮・臺灣の運動もまた潜行的な結社運動の形をとつて不斷の彈壓に抗して進められつつあるを見る。

之を要するに、恐慌下の昭和五年における日本資本主義は、そのつもの苦惱を労働者農民の階級に轉化した。この狂氣じみた資本の攻勢に直面した労働階級は一年を通じて眞に未曾有の闘争をつづけざるを得なかつた。而してこの激化せる闘争を通じて、黨並に組合の分野は漸く鮮明となり、その將來への歸趣と發展方向とは愈々明瞭を加ふるに至つた。本年鑑は斯かる狀勢の下に立つ昭和五年における日本労働者の各方面に亘る状態と運動とこれに對する施設對策に關する事實を記録したものである。

終りに臨んで本年鑑を編纂するに方り多くの資料と便宜とを與へられた公私の團體並に各位に對して、深厚なる謝意を表すると同時に、尙ほ將來における一層の援助と助言とを切望する次第である。

昭和六年十月

大原社會問題研究所

昭和五年重要日誌

一〇八	朝鮮學生事件休暇あけ再發、激化する	五一	第十一回メーデー、川崎に於て全協	九〇三	海軍聯盟第八回大會。司法省議冤罪
一〇七	金輸出解禁、無産黨各派聲明書發表	五〇六	系組合の武力的デモ行はる	九〇二	者國家補償法案決定。政友會失業對
一〇六	學生思想善導施設方針文部省議決定	五〇五	日支關稅協定南京にて調印	九〇一	策原案決定
一〇五	全國民衆黨結黨、無産大衆黨結黨	五〇四	大阪湯淺伸銅所爭議調停法により解	九〇〇	新潟に無産三黨合同促進協議會成立
一〇四	第五十七回議會再開解散。軍縮會議	五〇三	警視廳東京市電爭議に催涙ヒストル	八九九	これより全合同論旺となる
一〇三	倫敦に開く四月二十三日調印なる	五〇二	間島一帯に共産黨指導の暴動蜂起	八九八	樞府本會議、軍縮條約一致可決―二
一〇二	製糸女工賃銀不拂工物全國中八割に	五〇一	産業合理局官制公布	八九七	日批准。第二回國勢調査施行
一〇一	達し社會局各製糸業者に支拂警告	五〇〇	全國勞働組合同盟結成大會	八九六	米第一回豫想高六千六百八十萬餘石
一〇〇	臨時産業審議會第一回總會開催	四九九	社會教育局家庭教育講習會を開催	八九五	糸價暴落、三日應急對策方針決定
九九	普選第二回總選舉民政大勝、無産五	四九八	第十四回國際勞働會議籌府に開催	八九四	臨時方面委員全國大會は救護法實施
九八	和歌山にて第二次共産黨事件起る	四九七	盜犯防止法實施	八九三	期成同盟結成
九七	無産政黨合同促進有志懇談會東京に	四九六	煙草元賣捌制度六年七月より廢止決	八九二	洋モス爭議市街戰の大示威決行
九六	開催	四九五	郷國兩氏首相を訪ひ京濱地方實業團	八九一	秋田鹽田家小作爭議調停決裂大彈壓
九五	保健衛生調査會、農村衛生改善要項	四九四	體勞働組合法反對の決議文提出	八九〇	臺灣霧社蜂起
九四	決定	四九三	大衆黨提唱勞働組合法案獲得無産黨	八八九	教育勅語煥發四十年記念教化週開始
九三	感化法公布三十年記念	四九二	共同闘争委員會成立勞農黨參加保留	八八八	總同盟第十九回全國大會大阪に開催
九二	大阪に優生兒相談所開設、全國的に	四九一	無産黨中間三派合同し全國大衆黨結	八八七	散さる
九一	波及す	四九〇	成す。婦人公債案要綱發表	八八六	對整理失業の全官業勞働者大會官勞
九〇	埼玉縣下町村疲弊甚しく五十ヶ町村	四八九	帝都非常變災防護特別委員會創設	八八五	海聯、遞同共同主催で東京に開催
八九	は教員俸給減額を決議	四八八	陸軍軍制改革案大綱發表青訓義務化	八八四	昭和六年年度豫算閣議軍縮による減稅
八八	帝都復興祭	四八七	郵貯四分二厘に利下十月一日實施	八八三	濱口首相東京驛で愛國社員佐郷屋某
八七	新潟王番田小作爭議暴動化。全國教	四八六	内務文部兩省地方長官に對し教員減	八八二	に撃たる
八六	化綱につき文部次官地方長官に通牒	四八五	俸防止を通過	八八一	富士紡川崎工場爭議に煙突占領戰術
八五	鐘紡減俸發表、全國三十二工場大動	四八四	農山漁村失業救済低資七千萬圓融資	八八〇	を採る
八四	搖、四月廿日兵庫工場解決	四八三	に閣議決定	八七九	朝鮮自治擴張案閣議にて承認、六年
八三	全農第三回大會大阪に於て開催	四八二	文部省勤勞者に體育獎勵	八七八	四月より施行
八二	國家總動員計畫具體案成る	四八一	勞農黨大阪府執行委員會自黨の解	八七七	全國大衆黨第二回大會―第一日解散
八一	鐘紡問題より東株取引所立會停止	四八〇	消を決議す。黨内紛糾す	八七六	社會民衆黨大會
八〇	閣議、國產愛用の具體施設決定	四七九	貨賣買禁止通達	八七五	十五新聞社政府の言論壓迫に對し共
七九	東京市電の總罷業決行	四七八		八七四	同宣言―十八日内相陳謝釋明
七八	第五十八議會召集	四七七		八七三	兵役審議會除隊者失業防止案を可決
七七	失業防止委員會官制公布施行	四七六		八七二	勞農黨大會―三黨合同承認
七六	第一回全日本婦選大會東京に開催	四七五		八七一	政友會不況打開根本對策決定。内務
七五	共産黨最高幹部豫案決定	四七四		八七〇	省の勞働立法懇談會に資本家側缺席

凡 例

一 本年鑑が掲げた記事は主要なる新聞雑誌、各労働團體の報告、各官公廳公私團體及び私人の報告に據り本所に於て取捨按排したものと、本所が直接調査した所に據るものとより成る。

一 本年版の編纂方針は大體前年のそれを踏襲した。従つて部篇章節の順序乃至記述の詳粗の如きも前年度版と大差ない。但し多少の變更は免れなかつた。其の重なるものは次の諸點である。

一 第二部は前年度版においては第一篇労働爭議、第二篇労働運動、第三篇労働組合、第四篇産業組合及労働者の自立運動、第五篇無産政黨、第六篇借家人運動となつてゐたが、本年版においては第二篇と第三篇を合して第二篇とし、之れにその記述の主たる内容に従つて「労働組合」と名づけることとした。従つてその第一章乃至第五章は主として労働組合の動態を記述し、第六章以下においては同じくその靜態的記述を試みることとなつた。次に「無産政黨」を第三篇に繰上げ、「産業組合及労働者の自立運動」はその内容を主として消費組合運動に限ることとし之を「消費組合運動」の題下に第四篇に置くこととした。「借家人運動」は本年度は運動自體多く見るべきものなきためこれを省略した。次に、第四部社會事業は資料

不足のため次年度において詳記することとし、本年度は不取敢簡單なる記述のみに止めた。更に第五部は従來「社會思想家の運動」と題してゐたが、内容をヨリ適確に反映せしめるため、これを「思想運動及思想團體」と改めることとした。尙ほ、第三部第四篇「勞働問題關係諸調査」は本年版においては之を省略した。

一 總目次は之を卷首に掲げ、各部に於ける細目はそれぞれの部の扉(本文の細目次は表に統計表あるものは裏)に載せてある。

日本労働年鑑目次

緒言——昭和五年大観

昭和五年重要日誌

凡例

第一部 労働者状態……………一

概説……………一

第一篇 労働者状態一般……………二

第二篇 工・鑛・交通業労働者状態……………二

第三篇 農業労働者状態……………三

第四篇 その他の労働者の状態……………三

第五篇 中間階級者・婦人労働者・職業婦人並に少年労働者状態……………五

第六篇 労働移民状態……………七

労働者状態統計表——第一表乃至第二十二表……………八二

第二部 労働者運動……………一六一

概説……………一六一

第一篇 労働争議……………一六二

第二篇 労働組合……………一七一

第三篇 無産政黨……………一七七

第四篇 消費組合運動……………一七八

労働者運動統計表——第一表乃至第五表……………一七七

第二部 労働施設及對策……………一八九

概説……………一八九

第一篇 業主の施設及對策……………二四〇

第二篇 社會政策的施設……………二四五

第三篇 労働者運動對策……………二九六

労働施設及對策統計表——第一表乃至第七表……………三〇三

第四部	社會事業	五七
第一	概說	五七
第二	社會事業行政	五八
第三	失業者保護事業	五四
	社會事業統計表——第一表乃至第三表	五九
第五部	社會思想家の運動	五七
	概說	五七
第一篇	社會主義的運動	五八
第二篇	反社會主義運動	五九
第六部	國際勞働問題	六五
	第十四回國際勞働總會	六五
附篇	政治・財政・經濟・人口一斑	六三
附錄一	昭和五年中に制定せられたる社會問題關係法規	一

附錄一 文獻…………… 四

(A) 雜誌掲載社會問題關係記事索引…………… 四

(B) 昭和五年中出版社會問題關係主要圖書目錄…………… 六

第一節 (勞働者狀態) 統計表

<p>第一表 各種勞働者數</p> <p>其一 職業別勞働者數</p> <p>其二 工場鑛山其他勞働者數</p>	<p>第二表 工場勞働者數</p> <p>其一 業務別工場及職工數</p> <p>其二 職工數別工場數</p> <p>其三 職工數別職工數</p> <p>其四 寄宿職工數</p>	<p>第三表 鑛山勞働者數</p> <p>其一 鑛夫數</p> <p>其二 府縣別鑛夫數</p> <p>其三 業態別鑛夫數</p>	<p>第四表 交通通信勞働者數</p> <p>其一 國有鐵道從業員數</p> <p>其二 地方鐵道從業員數</p> <p>其三 軌道從業員數</p> <p>其四 船員數</p> <p>其五 海技免狀受有者數</p> <p>其六 郵便、電信電話從業員數</p> <p>其七 諸車數</p>
<p>第五表 工場勞働者年齡別</p> <p>其一 體性、年齡、配偶關係別工場勞働者數</p> <p>其二 適用工場職工年齡別數</p> <p>其三 職工五人以上使用工場職工年齡別數</p>	<p>第六表 鑛夫年齡別</p> <p>第七表 工場勞働異動</p> <p>其一 工場勞働移動月表</p> <p>其二 業務廢止新設復舊による解雇入數</p> <p>其三 解雇者歸趨調</p> <p>其四 主要業態別異動月表</p>	<p>第八表 鑛山勞働異動</p> <p>其一 鑛夫異動月表</p> <p>其二 解雇者歸趨調</p>	<p>第九表 失業統計</p> <p>其一 全國失業者數</p> <p>其二 昭和五年十二月失業狀況</p>
<p>第十表 一般貸銀統計</p> <p>其一 全國貸銀指數月表</p> <p>其二 東京貸銀指數</p> <p>其三 大阪貸銀及指數</p>	<p>第十一表 工場鑛山其他勞働者統計貸銀統計</p> <p>其一 貸銀指數月表</p> <p>其二 一日平均實收貸銀月表</p> <p>其三 勞働人員及貸銀指數</p>	<p>第十二表 家計調査</p> <p>其一 勞働者係給生活者家計</p> <p>其二 農業者家計</p>	<p>第十三表 工場災害統計</p> <p>其一 工場災害者累年表</p> <p>其二 業態別工場災害者數</p> <p>其三 業態別工場災害原因調</p>
<p>第十四表 鑛山災害統計</p> <p>其一 鑛山變災死傷數累年表</p> <p>其二 鑛山種別變災死傷人員</p> <p>其三 鑛夫死傷病者數</p>	<p>第十五表 物價統計</p> <p>其一 主要日用品卸賣物價</p> <p>其二 東京主要品年表</p> <p>其三 東京小賣物々價指數</p> <p>其四 東京小賣物々價指數</p>	<p>第十六表 郵便貯金</p> <p>其一 郵便貯金累月表</p> <p>其二 預金者職業別數</p>	<p>第十七表 職工貯蓄</p> <p>第十八表 農業</p> <p>其一 耕地面積</p> <p>其二 農家戶數</p> <p>其三 耕地所有者戶數</p> <p>其四 農業調查結果概要</p>
<p>第十九表 漁業統計</p> <p>其一 水產業者數</p> <p>其二 遭難漁船</p>	<p>第二十表 俸給者統計</p> <p>其一 官吏數及平均俸給額</p> <p>其二 官公私立學校教員數</p> <p>其三 小學校教員數</p> <p>其四 中等學校教員數</p> <p>其五 實業補習學校教員數</p> <p>其六 其他諸學校教員數</p> <p>其七 學校教員平均月俸額</p> <p>其八 學校教員平均月俸額</p>	<p>第二十一表 婦人勞働者及少年勞働者</p> <p>其一 女職工數</p> <p>其二 工場少年勞働者數</p> <p>其三 貸座敷、娼妓及藝妓數</p>	<p>第二十二表 海外移民</p> <p>其一 海外在留本邦內地人口數</p> <p>其二 在留地別本邦內地人口數</p> <p>其三 主要渡航地及主要職業別本邦內地人口數</p>

概 説

引つゞく不況のあとを受けた昭和五年の經濟界は、遂に全く恐慌に包まれてしまつた。新年劈頭の金解禁を一轉機として進展した近年になき物價の暴落が、何よりも恐慌の深刻さを表象してゐる。ところでその裏面には何事が起りつゝあつたか？ カルテルの出動のもとに一般的な生産制限が主要なる恐慌對策たらざるを得なかつた。そしてその生産制限は、誰よりもまづ労働階級へ重き負擔として落ちて來たのである。從來低下しつゝもなほ一上一下の状態にあつた我が生産労働者の數は、この一ヶ年において決定的に減少した。日銀調労働人員指數に據れば（大正十五年の平均を一〇〇とす）、

昭和四年十二年の九〇・二は昭和五年十二月に至つて實に七・五六に低下した。この數字は言ふまでもなくまづたく重大な意味をもつ。他でもなくそれは、政府當局の偽瞞的な發表にもかゝはらず、労働者の失業が本年において未曾有の状況に立到つたことを物語るのである。もし工場労働者の總數を假に二百五十萬と見れば、上の指數は、この一ヶ年に工場労働者の新たなる失業者四十萬を生産したことを明示する。産業部門別にみれば、紡績業（四年十二月八三・〇——五年同月六一・二）、染色業（九五・〇——八一・二）、織物業（七八・三——

六五・四）、船舶製造業（一一二・二——八六・五）、窯業（九〇・三——七三・七）において特に著しい。それはあたかも本年中における製糸、織物、紡績等における高度の生産制限や、軍縮にともなう船舶業の不況を反映してゐる。更にこの外に、炭業並にその他鑛山における送炭制限による莫大の失業鑛夫と、自由労働者における失業の高率とを考慮に入れば、失業者の數が國勢調査の三十二萬の三倍四倍を越ゆるであらうことは全く想像に難くない。失業の急激なる増加は、何よりも本年の労働階級を襲ふた最も決定的な痛手であつたが、之に加ふるに、賃銀の激落があり、それは卸賣物價の低下では償はれることはできなかつた。かくの如き不況はこの一ヶ年を通して深みへ深みへと進む一方で、年末に至るも恢復の曙光を見せなかつた。

次に農村方面を一瞥すれば、所謂農業恐慌は晩春の頃より次第に切迫せる形勢をとつて進み、盛夏の頃に至つてはその深刻さにおいて、その範圍の廣汎さにおいて未曾有のものとなつた。即ち主要農産物の米價、穀價、繭、蔬菜類等には前年に比して著しい暴落を示した。しかもこれらの農業恐慌は一面世界的の現象ではあつたが、我國における恐慌は幾多の原因中、根本的要因とも目さるべき農業の過小農制に歸さねばならない。試みに我國の耕地面積について見れば田にあつては年々正規的に若干増加の傾向を示してはゐるが、著しい

増加ではなく、畑においては反對に大正十年を最高として漸減の傾向にある。而して耕地所有者は三町以上は減少し、三町未満は増加してゐる。更に耕地の廣狭より見れば、二町以上の中農經營は減じ、二町未満の小經營は増大してゐる等。

これらの小地主と小經營者は地主總戸數及び農家總戸數中でそれぞれ壓倒的の大部分を占めてゐるのである。耕地のかゝる細分割は資本主義的大農經營を益々困難に導き、農民の困窮度をいよいよ深める。このことは米麥生産費調査、農家經濟調査において雄辯に物語つてゐるが、更に又近時、自作農及小作農の減少と自作兼小作農の増加とがこの消長を一層明瞭に物語るのであらう。即ち自作農の自作兼小作農への没落と、小作農の農業賃労働者乃至離村への道行きとが。かくて農村は危機を胎める陰慘な色で塗りつぶされてゐる。終りに、海外移民は最近において特に増加の傾向が見られる。その移民地は依然ブラジルを主とするが、ヒリツピンへの移民も近年著しく増加しつつあるを見る。

第一篇 労働者状態一般

第一章 職業別人口及労働者數

1 職業別人口

大正九年國勢調査の報告（全國の部、第二卷、職業）に依つて我國人口の職業別分布を概観すれば左の如くである。

職業別人口	從屬者		合計	百分率
	本業者（及び從屬者ならざる無職業者）	本業なき從屬者（家事、使用人）		
農業	二四、二六、三六〇	一三、八四、五三三	一六四、三六九	二七、一三、二五二
水産業	五五、三四	八八、二八八	七、〇七三	一、四九、六七四
鐵業	四四、四六四	五五、六六六	七、三五五	九七、五五五
工業	五、三〇、二四八	五、三三〇、六九八	一〇六、九九四	一〇、七七、九四〇
商業	三、一八、〇〇二	三、九五、五九三	一七〇、九九八	七、三二、五九三
交通業	一、〇七、二三八	一、四九、四九六	一七、三〇八	二、五四、九七三
公務自由業	一、四二、八三三	一、六三、六〇六	九二、九二七	三、二八、三五五
其他の有業者	五七、四五一	五五、八五三	七、九七三	一、〇九、二七五
家事使用人	二〇、三五五	一九、四六〇	六五〇	四、四三、五〇一
無職業	七五、九三一	六六、四〇五	五九、二〇七	一、四九、七、五三三
計	二七、三七八、一五五	二七、九五〇、〇六六	六三四、八八二	五五、九三三、〇五三

（備考、無職業の中には、職業なきも諸種の収入——小作料、地代家賃、有價證券の収入、恩給、年金、其他——に依るもの、並に本業なき從屬者に非ざる其の他の無職者を包括す。）

職業上の地位別本業者數 同じく右國勢調査報告に依つて地位別本業者數を職業別に見れば次の如くである。

業	主 職 員	勞 務 者	計	百分率
農 業	五、二五四、七二四	二二、二六九	八、九六一、四七七	二八、三六〇
水 産 業	二〇五、四四五	四、三七〇	三四八、四九九	五八、三三四
鑛 業	二二、二五三	三七一、八二二	三九五、〇七五	四四、四六四
工 業	一、二七九、八三五	二七、九〇六	三、七七七、五〇七	五、三〇〇、二四八
商 業	一、六七七、二九四	四〇四、三八〇	一、一〇六、三三八	三、一八八、〇〇三
交 通 業	二五七、九九〇	一四〇、二四五	六三九、〇三三	一、〇三七、二三八
公務自由業	三三八、〇七五	六三二、六三六	四九二、三三二	一、四四一、八三三
其他の有業者	一七、四四六	六、六三三	五〇三、三七二	五、七、四五二
家事使用人	二〇、三五五	—	—	二〇、三五五
無職業	七五一、九三二	—	—	七五一、九三二
計	九、七二〇、二九八一	一、五四、五二一	一、一六、一五三、三四六	二七、三七八、一五五

本業者中勞務者の割合 右により各種職業における本業者中の勞務者の割合を見れば次の如くである。

業	本業者總數	本業者たる勞務者	各職業の本業者總數百に對する勞務者の割合	其他の有業者	家事使用人	無職業	計
農 業	一四、二六八、三六〇	八、九六一、四七七	六二・四	五七、四五二	—	—	五三、三七二
水 産 業	五五八、三四四	三四八、四九九	六二・四	二〇、三三五	—	—	九五・四
鑛 業	四四、四六四	三三五、〇二九	八八・四	七五一、九三二	—	—	—
工 業	五、三〇〇、二四八	三、七七七、五〇七	七〇・三	二七、三七八、一五五	—	—	一六、一五三、三六六
商 業	三、一八八、〇〇三	一、一〇六、三三八	三四・七	四、五八、六三三	—	—	四、五八、六三三
交 通 業	一、〇三七、二三八	六三九、〇三三	六二・六	—	—	—	—
公務自由業	一、四四一、八三三	四九二、三三二	三四・一	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—

職業別勞働階級人口 更に右の本業者たる勞務者に對する從屬者、並にこれと勞務者とを通計して得たる勞働階級人口の職業別を示せば左の如くである。

2 各種勞働者數

尚ほ上記各職業の内譯細目に亘る勞務者數については第一部統計第一表其一並に第二篇以降當該章節の參照を乞ふ。

各種労働者の数は上記職業別労働階級人口の項においてほゞ窺はれる所であるが、右は大正九年十月一日現在の数なるをもつて、いま比較的最近の数字を各方面につき求むるに左の如くである。むろん各々調査時期並に方法を異にするもので相互比較の資料としてはたゞ参考たり得るに止まる。

一、工場労働者 二、〇〇、六六六(昭和五年六月末現在社會局調)

二、鑛山労働者 二四、二〇二(同右)

二六、九六六(昭和四年六月末現在鑛山局調)

三、農業労働者 農耕、畜産、蠶業)八、八〇〇、三六六(大正九年國勢調査)

四、林業労働者 三九、八九二(昭和元年農林省調)

五、漁業労働者 四五、三三〇(大正十四年農林省調)

六、商業労働者 一、二〇六、三三六(大正九年國勢調査)

七、交通労働者

1、鐵道軌道従業員 三三、八八一(昭和元年鐵道省調より計算)

2、船舶労働者 四九、二〇〇(大正十三年末及び昭和二年七月

遞信省調より計算)

3、通信従業者 五、三三四(昭和元年末現在、遞信省調)

八、日傭労働者其他 一、九三、七三三(昭和五年六月末現在社會局調)

(尙ほ各種労働者数の細別数字は第二篇以下各章参照)

第二章 労働生活

第一 失業狀況

最近時の深刻なる不況とともに失業者激増の傾向は蔽ふべくもないが、これに關する官廳統計は必ずしも正確と云へない。最近における失業に關する統計としては昭和五年度國勢調査に據るものと、内務省社會局の公表しつゝある失業狀況推定月報とである。

昭和五年十月一日の國勢調査に依る全國失業者の概数は三二二、五二七人である。これを府縣別に見れば、東京の六二一、九五七人最も多く、大阪の三六、八〇九人これに次ぎ、神奈川、兵庫、福岡、愛知の各一萬以上が更にこれに次ぐ。その他五千以上の失業者をもつもの十府縣、三千以上十一縣、二千以上十一縣、一千以上八縣で、八五四人の沖繩が最も尠い。次に、市部の失業者を見るに、大阪最も多く三〇、一九〇人、これに次で東京(二二、八七八人)、横濱(一一、六八三人)、神戸(九、九五八人)、名古屋(八、四五八人)、京都(四、二〇一人)といふ状態である。

尙ほこれを大正十四年失業統計調査と比較して見るに、大正十四年に失業統計調査を施行した二十四の重要工業都市及び鑛山所在地並にその附近を合した地域全部における今次の失業者總數は一五五、五七五人にして、大正十四年の失業者總數一〇五、六一二人に比較すれば四九、九六三人、即ち四七・三%を増加してゐる。これを各地域別に見れば、十八地域は失業者を増加し、東京市及其附近の二一、九〇七人、大阪市及

その附近の一、〇九一人を増加の著しき地方とする。その數を減少したる地方としては佐世保、仙臺、八幡、長崎、吳、岡山及びその附近の六地域がある。(第一部統計第九表其一参照)

次に内務省社會局發表にかゝる「失業狀況推定月報」によつて昭和五年度における推移を見るに次の如くである。

種別	給料		生活者		労働者		その他の労働者		計
	給料	生活者	労働者	その他の労働者	給料	生活者	労働者	その他の労働者	
一月一日	調査人口一、六五五、七四〇	一、六五五、七四〇	一、六五五、七四〇	一、六五五、七四〇	一、六五五、七四〇	一、六五五、七四〇	一、六五五、七四〇	一、六五五、七四〇	一、六五五、七四〇
一月一日	失業率	四・〇二	七・九一	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇二
二月一日	調査人口一、六五九、七六一	一、六五九、七六一	一、六五九、七六一	一、六五九、七六一	一、六五九、七六一	一、六五九、七六一	一、六五九、七六一	一、六五九、七六一	一、六五九、七六一
二月一日	失業率	四・〇六	七・九三	四・〇一	四・〇一	四・〇一	四・〇一	四・〇一	四・〇六
三月一日	調査人口一、六六二、三三一	一、六六二、三三一	一、六六二、三三一	一、六六二、三三一	一、六六二、三三一	一、六六二、三三一	一、六六二、三三一	一、六六二、三三一	一、六六二、三三一
三月一日	失業率	四・一六	八・〇一	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・一六
四月一日	調査人口一、六六六、〇三三	一、六六六、〇三三	一、六六六、〇三三	一、六六六、〇三三	一、六六六、〇三三	一、六六六、〇三三	一、六六六、〇三三	一、六六六、〇三三	一、六六六、〇三三
四月一日	失業率	四・七三	八・二六	四・一八	四・一八	四・一八	四・一八	四・一八	四・七三
五月一日	調査人口一、六六八、八五三	一、六六八、八五三	一、六六八、八五三	一、六六八、八五三	一、六六八、八五三	一、六六八、八五三	一、六六八、八五三	一、六六八、八五三	一、六六八、八五三
五月一日	失業率	四・八六	八・〇〇	四・三六	四・三六	四・三六	四・三六	四・三六	四・八六

第一部第一篇 労働状態一般

種別	給料		生活者		労働者		その他の労働者		計
種別	給料	生活者	労働者	その他の労働者	給料	生活者	労働者	その他の労働者	
六月一日	調査人口一、六六九、五六一	一、六六九、五六一	一、六六九、五六一	一、六六九、五六一	一、六六九、五六一	一、六六九、五六一	一、六六九、五六一	一、六六九、五六一	一、六六九、五六一
六月一日	失業率	四・七五	七・八六	四・一九	四・一九	四・一九	四・一九	四・一九	四・七五
七月一日	調査人口一、六七〇、〇二七	一、六七〇、〇二七	一、六七〇、〇二七	一、六七〇、〇二七	一、六七〇、〇二七	一、六七〇、〇二七	一、六七〇、〇二七	一、六七〇、〇二七	一、六七〇、〇二七
七月一日	失業率	四・七四	七・九六	四・四九	四・四九	四・四九	四・四九	四・四九	四・七四
八月一日	調査人口一、六七二、二三四	一、六七二、二三四	一、六七二、二三四	一、六七二、二三四	一、六七二、二三四	一、六七二、二三四	一、六七二、二三四	一、六七二、二三四	一、六七二、二三四
八月一日	失業率	四・七二	八・一七	四・六七	四・六七	四・六七	四・六七	四・六七	四・七二
九月一日	調査人口一、六七四、〇二一	一、六七四、〇二一	一、六七四、〇二一	一、六七四、〇二一	一、六七四、〇二一	一、六七四、〇二一	一、六七四、〇二一	一、六七四、〇二一	一、六七四、〇二一
九月一日	失業率	四・七四	八・五二	四・七二	四・七二	四・七二	四・七二	四・七二	四・七四
十月一日	調査人口一、六七五、三三三	一、六七五、三三三	一、六七五、三三三	一、六七五、三三三	一、六七五、三三三	一、六七五、三三三	一、六七五、三三三	一、六七五、三三三	一、六七五、三三三
十月一日	失業率	四・七三	八・六四	四・四〇	四・四〇	四・四〇	四・四〇	四・四〇	四・七三
十一月一日	調査人口一、六七六、〇三三	一、六七六、〇三三	一、六七六、〇三三	一、六七六、〇三三	一、六七六、〇三三	一、六七六、〇三三	一、六七六、〇三三	一、六七六、〇三三	一、六七六、〇三三
十一月一日	失業率	四・七二	八・八八	四・三七	四・三七	四・三七	四・三七	四・三七	四・七二
十二月一日	調査人口一、六七七、〇三三	一、六七七、〇三三	一、六七七、〇三三	一、六七七、〇三三	一、六七七、〇三三	一、六七七、〇三三	一、六七七、〇三三	一、六七七、〇三三	一、六七七、〇三三
十二月一日	失業率	四・七一	九・〇七	四・二六	四・二六	四・二六	四・二六	四・二六	四・七一

第二 労働移動

中央職業紹介事務局調「昭和三年中に於ける道府縣外出稼者に關する調査概要」(昭和五年三月發行)に據るに、昭和三年中に於ける全國道府縣外出稼者の總數は九〇五、八二四人にして之を大正十四年中の出稼者に關する同種の調査における七八五、三七六人に比較すれば約十二萬人の増加であり、殊に男子において九萬人弱の増加となつてゐる。出稼者の家庭の職業について見れば、農業に屬するもの最も多く總數の六五%を占め、残りの二四%は商工業其他に屬する。詳細は之を前年度本年鑑に記載したからその參照を乞ふ。

第三 賃 金

昭和五年における諸職業賃銀の大勢を商工省調査十三都市の平均に就て見れば、賃銀指數は本年に入つて累月著しき漸落を示してゐる。東京、大阪の地方的數字に就てもまた然り。その月別移動左の如し。

一	昭和五年				昭和四年			
	十三都市平均	東京	大阪	十三都市平均	東京	大阪		
一	九六・三	一〇三	九	一〇二・九	二〇九	一〇四		
二	九七・五	一〇三	九	一〇二・〇	二〇九	一〇四		
三	九七・二	一〇三	九	一〇二・四	二二	一〇五		
四	九六・七	一〇二	九	一〇二・三	二〇九	一〇四		
五	九六・六	一〇〇	一〇〇	一〇二・三	二〇九	一〇四		

六	月	九五・三	九六	九六	一〇二・八	二〇八	一〇三
七	月	九三・六	九七	九六	一〇二・七	二〇七	一〇五
八	月	九三・七	九六	九六	一〇二・一	二〇六	一〇三
九	月	九三・四	九五	九六	一〇二・二	二〇六	一〇四
十	月	九二・七	九四	九六	一〇〇・八	二〇六	一〇三
十一	月	九〇・六	九四	九五	九八・八	二〇五	一〇三
十二	月	九〇・三	九三	九五	九六・六	二〇四	一〇二
平	均	九四・六	九六・一	九七・四			

(大正十年乃至十二年の全三ヶ年平均賃銀を以て一〇〇とす)
 尚ほ諸職業別賃銀の詳細は第一部統計第十、十一表、並に第二篇第二章第三參照。

第三章 生計状態

第一 物 價

商工省調卸賣物價統計月報に據れば、卸賣物價指數は本年度に入つて愈々著しく低落した。即ち昭和四年十二月の總平均價格を一〇〇とすれば本年に入つて累月低落し、十二月における總平均は七八・〇に達してゐる。之を前年度の月別比較を試みれば左の如し。

卸賣物價指數表 (商工省調)	昭和五年	昭和四年	昭和五年	昭和四年		
一月	七六	九	七	月	六	全

二 月 六 八 八 八
 三 月 六 八 九 九
 四 月 五 八 十 十
 五 月 三 七 十 十
 六 月 七 六 十 二
 (大正十年乃至十二年全三ヶ年平均価格を一〇〇とす)
 尙ほ日銀調にもとづき主要商品の本年中における趨勢を見れば左の如し。

昭和五年平均	主要商品指數				
	米	砂糖	生糸	綿糸	洋鐵
一	二〇二	二七二	一五〇	一七七	二九
二	二〇〇	二六八	一四九	一七六	二九
三	一九六	二六五	一四九	一六八	二七
四	一九三	二六二	一四九	一七四	二七
五	一九九	二六七	一三〇	一五六	二七
六	一八一	二五三	一〇八	一三〇	二六
七	一七七	二四九	九〇	一三四	二八
八	一七六	二五三	九〇	一三六	二七
九	一七二	二四〇	八五	一三二	二六
十	一六五	二六一	七三	一三五	二五
十一	一六三	二五〇	七四	一四九	二六
十二	一六二	二四八	八〇	一四九	二六
平均	一八一	二四八	八〇	一四九	二六

第一部第一篇 勞働狀態一般

小賣物價指數も卸賣同様に著しき低落を示してゐる。即ち日銀調によれば五年一月の一七〇から十二月の一四〇に至るまで累月低落の一途を辿つてゐる。總平均において四年の一八一から五年の一五五へ、食料品について見れば二〇三から一七三まで、燃料燈火は二四六から二一一へ、服飾用品は一四二から一一三へ、いづれも低落してゐる。

東京市小賣物價指數

(大正三年を基準とす——日本銀行調)

昭和五年	昭和四年	昭和五年	昭和四年
一	一七〇	一七	一五
二	一六	一五	一五
三	一三	一六	一五
四	一三	一七	一七
五	一五	一五	一七
六	一五	一三	一四

尙ほ物價に關する統計は第一部統計第十五表に収録。

第二家計

1 生計費

大正十五年九月一日より翌昭和二年八月末日に至る滿一ヶ年に亘つて試みられた我國最初の家計調査については、前年度並に前々年度の本年鑑においてや、詳細に紹介記述を試み

た。因て詳細については右の記述の参照を乞ふこととして茲には概要の統計を掲ぐるに止める。

一世帯一箇月平均総収入

	労働者		給料生活者	
	円	%	円	%
総収入総額	一八〇・五	一〇〇・〇	二三三・五	一〇〇・〇
一、實収入(総額)	一〇二・〇七	五六・五〇	一三七・二七	五八・七四
二、實収入以外(総額)	七六・五八	四二・五〇	九六・三七	四一・二六
1、繰越	四三・五〇	二五・一九	五五・九一	二三・九四
2、貯金引出	六・六〇	三・六五	一四・六九	六・二九
3、無盡取金	一・八九	一・〇五	〇・六九	〇・三〇
4、保険金	〇・九	〇・二七	〇・三	〇・〇五
5、貸金受入	一・四	〇・八〇	一・七四	〇・七四
6、質入	〇・一〇	〇・〇六	〇・〇三	〇・〇一
7、負債	三・三	一・七三	二・三六	一・〇二
8、掛買	一八・八八	一〇・四五	二〇・二〇	八・六五
9、その他	〇・五	〇・三〇	〇・六一	〇・二六
一世帯一箇月平均實収入内譯				
實収入総額	一〇二・〇七	一〇〇・〇%	一三七・二七	一〇〇・〇%
一、勤勞収入総額	九二・九三	九二・〇四	一二六・一六	八四・六八
1、世帯主収入				

〔本収入〕 八四・七
〔副収入〕 〇・四

	労働者	給料生活者
2、世帯主配偶者収入	三・五五	三・四八
3、家族収入	四・三	四・一八
二、勤勞外収入総額	九・二五	八・九六
1、貸間収入	〇・六四	〇・六三
2、財産収入	一・九二	一・八八
3、受贈	五・九二	五・八〇
4、その他	〇・六七	〇・六五

一世帯一箇月平均総支出

	労働者		給料生活者	
	円	%	円	%
總支出総額	一八〇・五	一〇〇・〇	二三三・五	一〇〇・〇
一、實支出(総額)	九一・三六	五〇・五八	一二四・三四	五三・二四
二、實支出以外の支出(総額)	八九・一七	四九・四二	一二九・二〇	五六・二六
1、繰越	四三・九	二五・七四	五五・四三	二四・一六
2、貯金	二・一九	六・六四	二・二九	九・三三
3、無盡掛金	三・三	二・〇〇	一・四一	〇・六〇
4、保険料	二・三	一・二三	三・四五	一・四八
5、貸金	一・五	〇・八四	二・〇五	〇・八八
6、質受金	〇・一六	〇・〇九	〇・〇五	〇・〇二
7、負債返済	三・〇五	一・六九	二・八五	一・二三
8、掛買拂	一九・一九	一〇・六三	二〇・二六	八・六八
9、その他	一・〇三	〇・五七	〇・九一	〇・三九

一世帯一箇月平均實支出内譯

項目	労働者		給料生活者	
	円	%	円	%
實支出總額	九一・六	一〇〇・〇	二四・三	一〇〇・〇
一、飲食物費	三六・三	三九・六	四〇・二	三三・六
二、住居費	一四・三	一五・七	三・八	一八・七
三、被服費	二・七	二・九	一・七	二・八
四、光熱費	四・七	五・六	五・六	四・五
五、保險衛生費	五・八	七・六	七・六	六・八
六、育兒費	一・五	一・七	一・三	一・三
七、教育費	一・〇	一・一	二・六	一・九
八、交通費	一・三	一・四	二・九	一・六
九、通信運搬費	〇・二	〇・三	〇・五	〇・四
十、文房具費	〇・三	〇・三	〇・五	〇・二
十一、負擔費	〇・五	〇・五	一・四	一・三
十二、交際費	六・四	七・七	一〇・九	八・八
十三、修養娛樂費	三・六	三・五	六・三	四・五
十四、旅行遊山費	〇・九	〇・九	一・四	一・五
十五、備入費	〇・三	〇・三	〇・四	〇・七
十六、其の他	二・八	二・四	三・五	二・六
十七、記入不備	〇・七	〇・八	〇・六	〇・五

2 貯蓄及び金融

郵便貯金 郵便貯金はその大部分が小額収入者の貯蓄金よ

り成るものと見得るが、その預入金額並に年末現在高は昭和二年の金融恐慌以來毎年激増の一方にある。本年度においても亦著しく増加し、年末現在高において二億八千六百萬圓の増加を示してゐる。たゞ新規人員が昨年同様に減少してゐるので、その一人平均預金高は依然として増加してゐる。

昭和五年 前年に比し増(減)

項目	新規人員		全拂人員	
	金額	口數	金額	口數
預入	一、七五、二六、六〇一	一、三、六三、二八	四、四七、二、七七	一、〇四、二、六六
拂戻	一、四八、八七、六七〇	三、五、一九、八七三	一、七三、〇五、六九	四、四、五、七〇八
年末現在	二、三、七、五五、八〇三	二、三、七、五五、八〇三	二、三、七、五五、八〇三	二、三、七、五五、八〇三
一人平均	六二圓二九八厘	六二圓二九八厘	七圓〇〇八厘	七圓〇〇八厘

郵便貯金預入人(但し昭和四年會計年度末現在)を職業別に見ると次表の如くである。即ち預金の職業別割合はこの兩三年の趨勢と殆んど變りがないが、その總預金額の増加は一人當り預金額の増加として各職業を通じて一樣にあらはれてゐるのを見る。

職業	人員(百に對する割合)%	金額(百に對する割合)%	一人當り預金額(昭和三年)
農	三三	三三	五・五〇三
業	三三	三三	七・一四〇

商業	一〇	一五	八二・三三	七三・三五
工業	五	五	五五・六四〇	五七・八三
雑業	三	六	九四・九四三	八五・六五
諸業者被傭職工 及び一般使役人	八	六	四八・一三七	四三・四三
官吏軍人	七	九	六九・九六一	六二・六四二
學校生徒	二八	七	二二・八六〇	一九・二六〇
漁獵業及び船夫	二	二	八〇・七三四	七二・二三
無職業	四	五	七八・六七	六九・三五
社寺其他團體	一	三	二四・六四四	二〇・六七八
職業未詳	七	九	七八・四八九	六七・二五
計	一〇〇	一〇〇	五七・九五	五〇・八〇

産業組合貯金 農林省農務局調「産業組合概況」——昭和四年度）によるに組合員の貯金額は累年増加の傾向にある。
（左表は組合員の貯金額で加入豫約者その他を含まず。）

大正十四年末現在	四五、二二、五二	二、三三、七六	三四、五七	一七五
昭和元年同上	四六、一八、五六	二、四七、三四	四〇、一九五	一九三
同 二年 同上	五四、三三、五〇	二、七四、三五	四、七三五	一九二
同 三年 同上	五七、一七〇、八九三	二、八四、二六	五〇、七二四	二〇七
同 四年 同上	六三、六三、八三五	二、七四、九五六	五、七八一	二三〇
貯蓄銀行預金				
貯蓄銀行預金總額は大正十一年以來累年増加してゐるが、昭和五年度年末現在についても同じ傾向を辿				

つてゐる。（大藏省調に據る。）

普通据置貯金	七六一、五六	六五九、一七四	五五五、七〇
定期積金	七〇八、〇五三	六六〇、六〇五	五五八、一九
定期預金	(?)	九九、一〇四	八五、七〇三
諸預金	(?)	二、二五五	一、六三五
合計	一、五〇〇、七三三	一、四三二、二三八	一、二四二、二六

無盡 昭和三年末現在における全國無盡業者並にその資本額を會社別に見れば左の如くである。（大藏省「金融事項参考書」に據る）

種類別	本店數	支店數	公稱資本	拂込資本	一營業者平均公稱資本
株式會社	三〇	—	三、一六七	一三、七八五	千円 一六
合資會社	二〇	—	八五	五〇五	千円 二
合名會社	二	—	七〇	五三	千円 三
個人	六	—	三六	三六	千円 一四
合計	二六	—	三、二八九	一四、五九九	千円 二九

尙ほ無盡口數並に給付金高を見るに次の如くである。尤も最近の狀況は不明なので大正十年までの趨勢を示しておく。

年次	會數	口數	給付金契約高
大正五年	五、七四	二、三三、三五七	一、五、三三
			千円 二、六、三六
			千円 四、一、五〇

同六年	九、〇九〇	三六九、三八五	二六、六二七	四五、〇八六	七二、七三三
同七年	一四、八八〇	五三三、七九一	四四、七二八	七〇、〇六八	一一四、七九六
同八年	一五、六五九	六三三、九三三	五九、七二四	九四、六二四	一五四、三三九
同九年	一八、〇六四	七二七、四〇三	七九、八四七	一二七、〇二九	一九六、八七七
同十年	一〇、七〇〇	四二五、四九三	五五、七三三	七三、九八六	一二九、七一九

●公益質屋 昭和五年五月末日現在に於ける全国公益質屋の状況を示せば左の如くである。

因に、(一) 公益質屋法第四條に依れば、貸付金額は、通常、一口金十圓一世帯につき五十圓を超ゆることを得ない。
 (二) 同じく第五條に依れば貸付利率は、通常、一ヶ月につき百分の一・二五を超ゆることを得ない。

經營主體	數	業務所數	貸付資金
市	三	六	二、六七、〇二七
町	六	六〇	九六、一五三
村	五	五	六二九、七四九
公益法人	九	九	三四八、二〇〇
計	一五	一九	四、六〇、四七九

第二篇 工・鑛・交通労働

者状態

第一章 概況

第一 労働者數

昭和五年十二月末現在における工場・鑛山・交通・労働者數は左の如くである。(社會局調)

	男	女	計
工場労働者	一、〇九四、三八七	九二、六二八	二、〇七六、〇一五
鑛山労働者	一九二、五九一	三四、三三三	三二六、九二四
運輸交通通信労働者	四三二、六〇〇	四四、〇五六	四七六、六五六

1 工場労働者

昭和五年六月末現在の工場労働者數は社會局調に據れば、二、〇九〇、六一六人にしてこれを前年同月末の二、一九三、五六八人に比較すれば一〇二、九五二の減少を示してゐる。同じく十二月末現在について見れば一二六、四九九人の減少を示してゐる。尙ほ日銀調労働人員指數(主として工場労働者)についても、昭和五年は前年に比し激減してをり、四年の九〇・二一から累月減少し五年十二月には七五・六に達してゐる。本年度における工場労働者數の減少は眞に顯著であると云はねばならぬ。

右社會局調昭和五年六月末工場労働者の總數を官公營と私營とに分ち、更に私營を工場法適用工場と非適用工場とに分類すれば次の如し、

官	公	私	計
	工場法適用	非適用	
	一、五八六、六五三	三、七六、四三三	一、九三三、〇八六
	八〇・八%	一九・八%	一〇〇・〇%

右工場労働者の總數を地方別に見れば、東京府の二六三、一五八人（二二・六％）を最高とし、大阪府二五六、七四六（二二・三％）、愛知縣一七二、四七一（八・二％）、兵庫縣一五八、八九五人（七・六％）、長野縣一〇七、七七七（五・二％）で、順位は前年度と變りないが、夫々前年度に比して減少してゐる。最低の沖繩縣も九八八人（〇・〇五％）で前年よりは減少してゐる。（昭和五年十二月末現在の分は第一部統計表第一表参照）

業態別工場及び職工數 昭和四年末現在に於ては次の如くである。（工場統計表に據る）

業種	工場數	%	職工數	%
紡織工業	一九、七〇六	三・九	九七、六九〇	五〇・七
金屬工業	三、七八三	六・三	九〇、九三九	五〇・〇
機械器具工業	五、二九六	八・八	一九〇、一五四	一〇・四
窯業	三、二五三	五・四	七〇、二七	三・八
化學工業	三、一九九	五・三	一三三、二五〇	六・七
製材及木製品工業	四、七三〇	七・九	五八、九九六	三・二
印刷及製本業	二、五六六	四・四	五三、〇二五	二・九
食料品工業	一一、八九四	一九・九	一四三、九八八	七・八

瓦斯及電氣業	四、九八四	八・三	九二、八五五	五・〇
其の他の工業	五、八八七	一〇・〇	一、八五、〇三三	一〇・〇
計				

2 鑛山労働者

昭和五年六月末現在における鑛山労働者の總數は二四八、二〇一人（社會局調）にして前年同月末の二四六、七八七人に比すれば僅かながらも（一、四一四人）増加を示してゐるが、これには昨年度の激減（昭和三年に比して五一、二六六人の減少）を考慮に入れる必要があらう。

地方別に見て一万人以上の労働者を有するものを示せば左の如くである。

地方別	鑛山労働者數	全國鑛山労働者總數に對する割合%
福岡縣	九三、八八三	三七・七
北海道	二九、六六六	一二・九
長崎縣	二、六三九	八・七
福島縣	一五、七八八	六・三
佐賀縣	一三、九六一	五・三
山口縣	三、二三五	四・九

昭和五年十二月末現在數については第一部統計第一表参照。鑛山種別鑛夫數 昭和四年六月末現在における數及び比率は左の如し。（鑛山局調）

	百分率	
	昭和四年度	昭和三年度
鑛夫數		
金 屬 山	四八、〇〇九	一六・七三
石 炭 山	三三、七六一	七九・七三
石 油 山	五、九〇〇	二・〇五
其他の非金屬山	四、二九四	一・五〇
計	二六、九六四	一〇〇・〇〇

3 交通労働者

交通労働者總數 昭和五年六月末現在における運輸交通々信労働者の總數は社會局調に據れば五一三、四六九人であり、前年同月末に比し二二、九二一を増加してゐる。交通労働者の數は最近においては増加の傾向を辿つてゐる。

種類別交通労働者數 第一回國勢調査（大正九年十月）の結果により各種交通労働者數を掲ぐれば左の如し。（こゝに交通労働者とは各種交通業を本業とする勞務者を指す。）

	男		女		計
	業	業	業	業	
一、通 信	四八、八四〇	一三、七八	六〇、五六		
1 郵便・電信・電話業	四八、八四〇	一三、七八	六〇、五六		
二、運 輸	五三、一九三	三五、二五三	五七、八四五		
1 鐵 道 業	一三、五七七	四、一六〇	一六、八三七		
2 軌 道 業	二八、七九	七九	二九、五七		
3 人 力 車 業	六八、〇三四	二〇	六八、〇五四		

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

4 乗用の自動車、馬車業	一三、七三四	三〇	一三、〇四
5 其他の車馬運輸業	五〇、二五三	六、三三七	五六、四八九
6 船舶運輸業	一三、六〇九	二、二九四	一五、九〇三
7 運輸取扱業	四、五六六	一、九六六	四、五三三
8 其他の運輸に關する業	一〇三、六三三	九、三六六	一一三、〇〇八

尙ほ各種交通労働者の最近の數字については完全なる統計を缺くが、各方面につき夫々蒐集したる數字については昭和四年度本年鑑本項の参照を乞ふ。

（尙ほ交通労働者に關する統計は第一部統計第四表に収録。）

第二 體性別

1 工場労働者

總數の體性別 工場労働者の男女別數並にその百分率の昭和五年六月末現在の狀況は次の如し。（社會局調より計算）

	男		女		計
	官 營	公 營	官 營	公 營	
官 營	九四、三三三	二四、一六三	一一八、四九六		二〇・三
公 營	七、一六〇	一、八八四	九、〇四四		二〇・八
民 營	七三、八二四	八六四、八三九	一、五六六、六五三		五四・五〇
工場法適用	二五、八八一	一三、五四二	三七六、四三三		三三・五
工場法非適用	九七五、七〇五	九八七、三八一	一、九六三、〇八六		五〇・元
計	一、〇七七、一八一	一、〇三三、四八二	二、〇九〇、六六六		四八・七

労働者百人
中女の占む
る割合

業態別に依る體性別數 昭和四年末現在における狀況は左の如し。(商工省「工場統計表」より計算)

業態別男女職工の數及比率	職工數		職工百人中女子
	男	女	
紡織工業	一八三、一九九	八四、五〇一	八・六
金屬工業	八三、二七九	七、六〇〇	八・四
機械器具工業	一七七、八九九	二二、三三五	六・五
窯業	五七、三五九	二二、七五八	一八・二
化學工業	八二、六六〇	四〇、五九〇	三三・二
製材及木製品工業	五四、一五五	四、八八一	八・三
印刷及製本業	四三、四七三	六、五四二	二二・六
食料品工業	二二、六八一	二、三三七	一四・九
瓦斯及電氣業	七、九五四	八四	一・〇
其他の工業	四三、六五八	四九、一六七	五三・五
計	八五、一八七	九六、八三五	五三・一

2 鑛山労働者

昭和五年十二月末現在鑛山労働者男女別數(社會局調)は本章冒頭に之を掲げた。いま鑛山局調に據り、昭和四年六月末現在各種鑛山別男女數を見れば次の如し。

業態別	鑛夫數		百人中女子
	男	女	
【坑内鑛夫】			
金 屬 山	二〇、六八八	四、三三	四・九
石 炭 山	一三七、一六〇	三、九七七	二四・〇
其他非金屬山	一、八五三	九二	二・二
計	一五九、七〇〇	三三、五三三	二二・〇
【坑外鑛夫】(精鍊、精製を除く)			
金 屬 山	一四、四一八	三、九三五	二七・二
石 炭 山	四三、三三四	一六、三〇〇	三八・五
石 油 山	四、四四八	一九五	四・四
其他非金屬山	一、四九七	二七六	一八・四
計	六三、五六七	二〇、六六六	三三・〇
【精鍊(或は精製)鑛夫】			
金 屬 山	七、七三六	六八九	八・九
石 油 山	一、二二七	一三〇	一一・五
其他非金屬山	五三〇	五七	一〇・九
計	九、三九五	八七六	九・三
總計(精鍊精製を含む)	二二、八六〇	五、一〇四	二二・三
坑外鑛夫計	七三、二六〇	二二、五七三	二九・九

(備考)——前年度までの本年鑑では精鍊鑛夫並に精製鑛夫は坑外鑛夫數中に含まれてゐる。又、右表では精鍊は金屬山並に其他非金屬山について、精製は石油山について數へたるもので、石炭山については兩者何れもなし。

計 二六、九六四 一〇〇〇

備考——昭和三年までの数については前年度本年鑑の参照を乞ふ。尙ほ昭和四年度は累年のそれと集計の方法を異にしてゐるを以て直接比較することを得ない。

男女別年齢階級別 にその割合を見れば次の如し。

年齢階級	男女各別百分率		各年齢級に於ける 夫千人中女子
	男	女	
十六歳未満	一・三	二・〇	一三・二
十六—五十歳	九三・一	九四・二	一九・四
五十歳以上	五・七	三・八	一三・七
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

坑内外別に見れば

年齢階級	男女各別百分率		各年齢級に於ける 夫千人中女子
	男	女	
坑内 十六歳未満	〇・八	一・四	二四・三
坑内 十六—五十歳	九四・五	九六・一	一七・六〇
坑内 五十歳以上	四・七	二・五	一〇・二六
坑内 計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
坑外 十六歳未満	二・〇	二・九	三〇・三〇
坑外 十六—五十歳	九〇・一	九一・三	二三・二四
坑外 五十歳以上	七・九	五・八	一八・〇三
坑外 計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第四 教育程度

1 工場労働者

昭和二年第二回労働統計實地調査（調査報告第二卷）に據つて工場労働者の教育程度の概況を見れば左の如し。

教育程度	總數	同上		總數中 女子の割合
		百分率	女子數	
不 就 學	六三、九七	四・三	四三、三三	六六・九
尋常小學中退程度	一四〇、七六	一〇・八	八七、五〇	六二・二〇
尋常小學卒業程度	八〇一、七三	五八・三	五三六、四六一	六六・九一
高等小學中退程度	七三、八九	五・七	二七、六九〇	三七・九
高等小學卒業程度	二二七、五九	一七・九	四一、二五〇	一九・〇五
實業補習中退程度	五、九六	〇・四	二、三〇八	三八・九五
實業補習卒業程度	二、三六	〇・八	四、四五	三五・九
中等學校中退程度	二四、四五	一・七	三、一〇九	一二・七
中等學校卒業程度	一八、〇九	一・三	二、四五	一三・五
專門學校以上の程度	一、二九五	〇・九	九	〇・七
計	一、三六一、九三	一〇〇・〇	七五、八三五	五四・四八

2 鑛山労働者

第二回労働統計實地調査（昭和二年）の報告によつて鑛山労働者の教育程度を見れば左の如くである。

總數	男	女	計	同上百分率
二五、六五	六、五八	二七、二五	一〇〇・〇	

不 就 學	三、二六〇	二〇、二七一	五、四三二	一八、五五
尋常小學中退	四、三九六	一七、七〇八	六〇、一〇四	三、六八
尋常小學卒業	八五、五五四	一九、八〇六	一〇五、三七〇	三六、〇一
高等小學中退	一一、三〇七	九三	三、二四九	四、四三
高等小學卒業	四、三九五	二、六五六	四、〇五一	一五、八九
實業補習學校中退	二四三	三	二六	〇、一〇
實業補習學校卒業	四九二	三	五四	〇、一九
中等學校中退	二、〇三三	七五	二、〇八八	〇、七五
中等學校卒業	八四	八三	九七	〇、三三
専門學校以上	七〇	一	七〇	一
不 詳	一八二	三	一九三	〇、〇八

第二章 労働生活

第一 労働移動

1 工場労働者

解雇及び雇入 社会局調査に據り昭和五年中に於ける工場労働者の移動状態を鳥瞰すれば左表の如くである。本年度においては兩三年の傾向とは反對に解雇は雇入れをはるかに超過し、その開きは月平均四、五二三、累計正に五四、二七四に達する。昨年度と比較すれば、雇入の激減がこの事情を將來

したことを知る。月別に見ても、例年とは著しく異つて雇入の解雇を超過せる月は二、三、四、六の四ヶ月に過ぎない。

昭和五年	解 雇	雇 入	月末現在
一 月	七〇、七九	六四、一〇七	一、二八、五三
二 月	三九、〇八七	一五、七三九	一、一九、〇八一
三 月	三九、七三九	五三、一四六	一、二〇、三五
四 月	四〇、五七七	四〇、五九一	一、一九、九二六
五 月	五〇、八六九	二五、八八〇	一、二六、四、三六
六 月	四一、七九二	四四、一七六	一、二六、四、三六
七 月	四二、五九二	三九、八六六	一、二六、〇、七五
八 月	四二、三五	二五、四四	一、二四、八、二七
九 月	三六、九八	三三、七〇	一、二四、五、〇六
十 月	三三、六七五	二八、一八三	一、二四、八、八七
十一 月	二九、四九	三三、一八〇	一、二三、四、八
十二 月	一〇、六三	三三、二六	一、〇五、二、八四
累 計	五九、四三	五五、二五	一三、八二、七九〇
月 平 均	四、四三	四、九三〇	一、二五、〇六

次に工場の廢止休止並に新設復舊に伴ふ職工の解雇雇入の状態を見るに昭和五年においては、廢休工場數も増加し解雇職工の數も従つて増加してゐる。新設復舊工場數は昭和三年よりは減少し、四年よりは増加してをり、雇入職工數もこゝでは増加してゐるのを見る。

廢止休止及新設復舊工場數

昭和五年月平均 同 四年月平均 同 三年月平均	廢止休止 工場數	解雇職工數		
		男	女	計
	七〇	一、五七一	四、六二四	六、一八五
	五五	一、〇七八	四、六六六	五、七五五
	五三	一、〇三三	四、〇三八	五、〇六〇

新設復舊
工場數

雇入職工數

昭和五年月平均 同 四年月平均 同 三年月平均	新設復舊 工場數	雇入職工數		
		男	女	計
	六六	一、三七二	五、五四三	六、九三三
	四四	一、二九一	三、四六六	四、六〇五
	六八	一、四八二	四、一〇五	五、五八七

解雇者の歸趨 更に解雇者の歸趨を見るに、解雇者の總數が前年より減少してゐるので各項における解雇者の實數も勢ひ前年より減少を示してゐる。たゞこれを率において見れば未従業者が比較的増加し、失業者の増加が依然たることを物語つてをる。

解雇者歸趨調

	百分率	
	昭和五年	昭和四年
同種工業に轉職	七、八〇五	一五、一三三
他種工業に轉職	四、五三六	四九、五九九
歸農せる者	三三、九九〇	二六、八九〇
其他に轉職せる者	八、〇三三	八、九六六
未従業者	六〇、八〇四	七六、九四三

不計	詳
八三、七五五	八三、四四四
五九、四三三	七二、九三五
	一〇〇、〇〇〇
	一〇〇、〇〇〇

2 鑛山労働者

解雇及び雇入 同じく社會局調に基づき鑛山労働者の月別移動並に月平均數を見るに次の如くである。

昭和五年	解雇	雇入	月末現在
一月	二二、二四五	一〇、五三三	二六六、二九一
二月	二二、六八四	一一、〇二九	二六四、六五六
三月	二五、九三三	一三、二一九	二六〇、八四六
四月	二五、〇三四	一一、八四〇	二五七、六五六
五月	二五、四〇八	一〇、九五九	二五三、四三三
六月	二二、九五四	九、七二七	二四八、九七〇
七月	二四、三六七	九、一三三	二四四、〇七三
八月	二二、八四九	七、七三三	二三八、九三四
九月	二五、五六七	八、七九五	二三三、五六六
十月	二七、〇三九	九、八八〇	二三四、四九八
十一月	二〇、四二八	六、五九八	二三〇、七四三
十二月	九、二三三	四、六〇五	二二六、一八九
果計	二六、六一一	一一、九三〇	二九二、八九四
月平均	二二、六三四	九、四二二	二三五、七五五

近年における鑛山労働者の趨勢は、解雇は常に雇入を超過してゐるのであるが、昭和五年度においてはそれが殊に著し

く、その超過せる数は累計において實に五〇、六八一人(前年度一三、〇二五人)に達する。従つて月平均現在數において前年より減少せること三七、〇九七人の多數に達する。これまた前年度におけるよりは更に著しい現象である。

解雇者の歸趨 鑛山勞働における解雇者の歸趨を見るに、「未從業」並びに「歸農」が増加し、轉職せるものは同種他種を問はず減少してゐる。こゝにも鑛山業の不況と鑛山勞働者失業増加の一面が窺はれる。

解雇者歸趨

	昭利五年		昭利四年		百分率
	昭利五年	昭利四年	昭利五年	昭利四年	
同種鑛山に轉職	五九、〇六	八六、一四三	三三・三	四四・八	
他種鑛山に轉職	七四	一、二七三	〇・五	〇・六	
歸農	三三、一八七	二九、四八二	一九・八	一五・三	
其他に轉職	一七、〇三四	一八、三四三	一〇・四	九・六	
未從業	一五、〇七六	一一、八〇一	九・二	六・一	
不詳	三六、八〇四	四五、三〇〇	三三・八	三三・六	
計	一六三、九〇八	一九三、二五三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

(鑛夫の解雇雇入に關する數字は第一部統計第八表參照)

第二 失業狀況

本昭和五年十月一日施行の第二回國勢調査に依る全國失業者の概數は三三二、五二七人、これを府縣別に五千人以上の失

業者を有する地方を擧ぐれば左の如くである。

東京府	六三、九七	京都府	七、八〇八
大阪府	三六、八〇九	静岡県	七、七九
神奈川県	二〇、〇七四	和歌山縣	六、八三
兵庫縣	一八、一三五	三重縣	六、一〇〇
福岡縣	一七、三三七	長野縣	六、〇〇六
愛知縣	一三、八五七	愛媛縣	五、四四五
北海道	八、八七〇	新潟縣	五、四四五
廣島縣	八、五五	福島縣	五、三九

市部の失業者は大阪を最多とし、その多數を擁するものを順次に掲ぐれば次の如くである。

大阪市	三〇、一九〇	京都市	四、二〇一
東京市	三三、八七六	廣島市	二、六四五
横浜市	二一、六三三	門司市	二、二四五
神戸市	九、九五六	長崎市	二、一九〇
名古屋市	八、四五六	川崎市	一、八二

以上を大正十四年失業統計調査の一斑と比較してみる。大正十四年に失業統計調査を施行した二十四の重要工業都市及鑛山所在地並にその附近を合計したる地域全部における今次の失業者總數は一五五、五七五人にして、大正十四年の失業者總數一〇五、六一二に比較すれば四九、九六三人、即ち四七・三%を増加してゐる。之を各地域別に見れば、十八地域は失

業者数を増加し、東京市及びその附近の二一、九〇七、大阪府及びその附近の二一、〇九一を特に増加多きものとする。その数を減少したるものに佐世保、仙臺、八幡、長崎、吳、岡山及びその附近の六地域がある。

尙ほ失業状況の一般についてはこれを第一篇第二章においても述べ、また解雇者数及び解雇者歸趨の大勢については前節労働移動において之を述べた。由來失業の趨勢は之を數字的に明確に把握することが困難であり、殊に官廳の調査或は推定をそのまゝ正確と見得るや否やは大いに議論の存するところではあるが、以上の諸視察によつても事態の深刻化はこれを語り得よう。

個々の解雇事實についても正確な調査を期し難い。以下被解雇者数の比較的多き事例を拾ひ上げて趨勢鳥瞰の便に資するが、これによつても本年の失業が前年度に比して著しく激成せられてゐることは容易に窺へる。大量餓首は特に三菱造船、横濱ドック、浦賀ドック、大阪鐵工所等であり、この外に鐘紡をはじめとして紡織纖維業におけるなしくづしの餓首が注目に價する。(尙ほ次表は参考の程度に止まり、必しも正確とは云ひ難いことを斷つて置く)

【二月】▲大阪府、合同毛織今津工場(事業不振)一六九。▲大阪市、明田鐵工所(工場閉鎖)三〇。▲東京府、合同毛織大井工場(事業不振)五一。▲岐阜縣、合同毛織大垣工場(事業不振)三八〇。

▲大阪府、合同毛織今津工場(財界不況)四二〇。

【二月】▲沼津市外、東京麻絲紡績濱松工場(財界不況)一三四。

▲奈良市、奈良電鐵會社(營業不振)九〇。▲東京市、東洋モスリ

ン龜戶工場(人員整理)一二〇。▲東京市、東洋モスリン龜戶工場

(操短による整理)三六。▲静岡縣、東洋モスリン長町工場(操短に

よる整理)五〇。▲静岡縣、東洋モスリン練馬工場(紡績操短、人

員整理)二〇。▲京都府、峰山製練會社(財界不況)一〇〇。▲上越

線清水トンネル工事鐵道従業員(事業完成)四〇〇。▲神戸市、川

崎車輛工場(臨時工契約期限滿了)五三。

【三月】▲福島縣、磐城炭鐵(出炭減少、職員休職)四〇。▲京都

府、舞鶴海軍工作部(緊縮方針の結果)五五。▲福岡縣田川郡、明

治鑛業會社(坑道貫通完成)二三八。

【四月】▲埼玉縣、縣立熊谷工業試驗場(事務整理)四五。▲横濱

市、横濱市電氣局(經費節約、復興事業終了)二六。▲樺太、樺太

落合富士製紙工場(機械購入、剩員淘汰)一二〇。▲静岡縣、日本

樂器會社(整理)三〇。▲大阪市、大阪機械工作所(綿業界不況に

よる事業縮小)二八〇。▲大阪市、藤永田造船所敷津工場(職工整

理)一三八。▲佐賀縣、唐津製鋼會社(工場焼失)一一八。▲秋田

縣、阿仁鑛山(經費節約、整理)三〇。▲鳥取縣、寶來絹糸會社(事

業不振)一〇〇。▲大阪市、大阪鐵工所(冗員整理)一八〇。▲川崎

市、直喜鐵工所(財界不況)五〇。

【五月】▲秋田縣、不老倉鑛山(銅價暴落)八〇。▲横須賀海軍工

廠造船部(「高尾」進水に依る臨時工契約期間滿了)一〇〇。▲福岡

縣遠賀郡、大阪公益殖産會社經營大隅鑛業所（事業縮小）一一〇。
 ▲大阪府、堺市梅鉢鐵工所（不況）一〇一。▲岡山縣、吉岡鑛山（不況、事業不振）一七〇。▲福岡縣直方、古河鑛業所第二目尾炭坑（不況、事業縮小）一三〇。▲彦根町、近江絹糸（不況）六九。▲愛知縣、三河セメント會社（事業縮小）三〇。▲名古屋市、名古屋漬物會社（事業縮小）二四。▲茨城縣、日立製作所（事業不振）一四五。
 ▲八幡市、八幡製鐵所（不況、整理）六五。▲北海道、富士製紙釧路工場（不況）三九。▲兵庫縣、川邊郡小田村富士製紙會社（事業縮小）五〇。▲函館市外、淺野セメント會社（操短、冗員淘汰）一三〇。▲長崎市、三菱造船所（船舶界不振、臨時工の濟崩し解雇）六〇〇。▲福岡縣、飯塚鑛業會社（事務整理、冗員淘汰）三一。▲八幡市、市上水道敷設事業（事業完成）三五〇。▲山形縣、吉野鑛山（市價崩落、休鑛）九六。▲和歌山縣、富士製紙會社熊野工場（事業不振）六三。▲兵庫縣、朝日マツチ會社住吉工場（事業不振、工場閉鎖）一二〇。▲横濱市、横濱ドック會社（契約滿期）七〇。▲川崎市、富士電機工場（財界不況）一五〇。▲川崎市、渡邊ドック（財界不況）八〇。

【六月】▲大阪府、泉南郡吉見紡織工場（不況）九〇。▲八幡製鐵所（年齡滿期）六六。▲北海道夕張、北海道炭坑汽船會社（不況による採炭制限）三〇〇。▲東京市、日本計機會社（事業不振）三〇。▲小野田町、人造肥料會社所屬小野田製陶所（生産過剩、事業縮小）三二。▲横濱市、淺野造船工場（事業不振）一〇六。▲川崎市堀川町、南武鐵道會社（老朽淘汰）二六。▲横濱市、横濱ドック會社（期

間滿了）一八〇。▲茨城縣多賀郡、大倉鑛業會社日棚炭坑（事業不振、休坑）二八四。▲秋田縣雄勝郡、大日本鑛業會社吉野鑛業所（銅價暴落、經營難）五〇。▲茨城縣、久原鑛業會社日立鑛山（財界不況）三〇〇。▲吳海軍工廠（軍縮に伴ふ工費難）一五〇。▲和歌山縣海草郡、内海紡織會社内海工場（操業短縮）四〇。▲大阪市、大阪商船會社（海運界の不況）三〇。▲長崎縣八代郡、大日本人造肥料會社鏡工場（不況に依る事業縮小）六三。▲千葉縣、京成電軌會社（人事整理）四〇。▲札幌市、富士製紙會社金山工場（事業短縮に依る工場閉鎖）一四〇。▲南滿洲鐵道會社（産業合理化強行）八七六。▲大阪市、大阪鐵工所（事業縮小）八六。▲東京市、東京鐵道局（減收に依る人件費節約）一〇〇。▲北海道江別町、富士製紙會社江別工場（合併操業に依る冗員整理）一三〇。▲三重縣、東洋紡績會社津工場（操短）八〇。▲川崎市、淺野セメント川崎工場（財界不況、老朽淘汰）二七五。▲和歌山市、宇須松太綿布會社（經營難）三五〇。▲郡山市、名古屋紡績山工場（事業整理）七〇。▲大阪市、日本綿花會社（不況、事業縮小）四〇。▲川崎市、富士ガス紡績會社川崎工場（不況）三七九。▲新潟縣、名古屋紡績新潟工場（財界不況）六〇〇。

【七月】▲東京市、遞信省簡易保險局（不穩分子一掃）五〇。▲和歌山縣伊都郡、紀の川製絲場（事業整理）二七。▲和歌山縣御坊町日出紡織會社（不況に依る減員）五〇。▲鳥取縣倉吉町、福島紡績分工場（増築工事完成に依る臨時工の解雇）二五。▲四國、伊豫鐵道電氣會社（老朽淘汰）六八。▲大分縣、富士紡大分工場（事業縮

小)一八〇。▲愛知縣、東洋紡績川之石工場(操短)四〇。▲岡崎市、千賀織布工場(操短整理)一〇〇。▲福島市、日東紡績福島工場(事業縮小)四三。▲甲府市伊勢町、土橋製絲工場(不況)三一。▲大阪市此花區、大阪製瓶所(事業不振)五八。▲久留米市、鐘紡久留米支店工場(簡易操業實施に依る冗員整理)四八。▲姫路市、日の出紡績姫路工場(不況)二七〇。▲神戸市、川崎造船所(老朽淘汰)七〇。▲郡山市、名古屋紡績郡山工場(不況に依る減員)二三。▲大分縣、鐘紡中津支店(操短)二二。▲三重縣津市、岸紡津工場(不況)一九七。▲津市、大森織物工場(不況)八五。▲津市、關西製糸會社(不況)七五。▲津市、富田工場(不況)六三。▲津市、人造絹糸會社(不況)三三。▲津市、東洋紡績津工場(不況)四七〇。▲岡山縣、福島紡績笠岡工場(不況に依る操短)一五〇。▲名古屋市、西部箆筒業商友會所屬四〇工場(不況に依る製造中止)約二〇〇。▲神戸市、三上會社所有貨物船御船丸(財界不況、休航)三三。▲姫路市外、龍田紡績會社(事業不振)三〇。▲吳市、吳海軍工廠(軍縮に依る整理)九四。▲大阪府、長崎紡績堺分工場(不況)四〇。▲福山市、福島紡績福山工場(不況)三六。▲川崎市、東電大井工場(不況に依る工場閉鎖)三五。▲東京市外、東京モスリン會社(不況)三五九。▲横濱市外、東京灣埋立鶴見營業所(整理)七〇。▲兵庫縣城崎郡竹野村、日本鑛業會社竹野鑛山(經營難)六〇。▲三池、鐘紡三池支店(操短)六二。▲富山市外、第一ラミ紡績會社工場(不況、操業困難)一〇六。▲福井縣遠敷郡、若狹製紙會社(業務縮小)六〇。▲戸畑市、戸畑耐火煉瓦作業所(事業不振)二一。▲北海道歌志内、住友炭山(石炭移出不振)八五。▲神奈川縣、横濱各驛合同運送會社高島町出張所(營業不振)四五。▲吳市、吳海軍工廠(軍縮整理)一六一。▲名古屋市熱田、土方製材所(經營難)四〇。▲福島縣石城郡、三井炭鑛會社炭鑛(出水事件作業不能の爲め休業)(約一〇〇〇?)。▲長崎市、長崎紡績會社(不況)六四。▲横濱市鶴見區、ニユーヨーク・スタンダード石油工場(工場整理)四三。▲長崎市、三菱造船所(不況、老朽淘汰)三〇〇。▲山口縣、林兼商店彦島造船鐵工所(不況)二三〇。

【八月】秋田縣仙北郡、荒川鑛山(銅價下落、事業縮小)七〇。▲岡崎市、昭和絹糸會社岡崎工場(財界不況、經營難)四〇〇。▲愛知縣、東洋紡績愛知、津島兩工場(事業縮小)六四。▲横濱市、横濱ドック(造船界不況)三六五。▲熊本市、鐘紡熊本工場(不況)四〇。▲兵庫縣加古郡、多木製肥會社(財界不況)二八。▲長崎縣東松浦郡、三菱經營相知炭坑、芳谷坑、岸嶽坑(不況)五二。▲千葉縣海上郡、平野製瓶工場(不況)四〇。▲福島縣石城郡、不動澤炭坑(炭車引落事件)二四。▲大阪鐵道局(左翼分子一掃)八。▲大阪市港區、森田製作所(事業不振)七〇。▲三重縣名張町、永濱製絲工場(不況、操短)三九。▲岩手縣、內務省土木出張所石卷鐵工場(工事終了)三一。▲神戸市荒田町、大同マツチ會社平野工場(事業不振に依る工場閉鎖)二七〇。▲大阪市浪速區、谷口ガラス工場(事業不振)七五。▲大阪府泉南郡、吉見紡績會社(財界不況)三〇。▲福島縣石城郡湯本町、入山炭坑(坑内出水)二〇。▲横濱市鶴見區、大日本化學工業會社(事業不振、工場閉鎖)五〇。▲門司

市、櫻ビール會社（冗員整理）三二。▲富山市外、大正製麻會社富
山工場（不況）二四。▲大阪府堺市、大日本セルロイド會社（冗員
淘汰）一五。▲長崎市、三菱造船所（不況、靖國丸竣成）三五〇。
▲戸畑市、戸畑鑄物會社（契約満期、不況）三六。▲福岡市住吉町、
鐘紡博多工場（不況）一〇〇。

【九月】▲福岡縣、三井三池鑛業所四山坑（不況）四〇〇。▲福岡
縣、三井三池鑛業所萬田坑（不況）二〇〇。▲福岡縣、三井三池鑛
業所宮の原坑（不況）六〇。▲福岡縣、三井三池鑛業所宮浦坑（不
況）一〇〇。▲山口縣宇部、宇部鐵工所（不況）五七。▲高知市、
日本紙業會社高知旭工場（事業不振に依る工場閉鎖）二四〇。▲愛
知縣一宮市、森菊毛織工場（財界不況に依る工場閉鎖）二二七。▲神
戸市旗塚通、大和屋シャツ會社神戸工場（事業不振に依る工場閉鎖）
一〇六。▲淡路洲本町、淡路紙會社第一工場（經營難に依る工場閉
鎖）七二。▲川崎市、日本蓄音機商會川崎本社（夜業廢止）二九。
▲福岡縣嘉穂郡、三井山野鑛業所（炭界不況）二八。▲滋賀縣栗太
郡、江州煉瓦會社山田工場（經營難）二一。▲高知市、土佐セメン
ト會社（業界不振）三六。▲北海道札幌、日本ビール會社札幌工場
（臨時工解雇）七〇。▲神奈川縣横須賀市、横須賀自動車會社（老朽
車廢車に依る冗員整理）二〇。▲北海道阿寒郡、雄別炭山（不況に
依る人員整理）一六七。▲神奈川縣横濱市、東洋電機會社（不況）
二五。▲京都府、日本鑛業會社經營大江山鑛山（不況）九〇。▲京
都府加佐郡、日本産業會社河守鑛山探鑛所（銅價下落）七〇。▲若
松市濱野町、服部製作所（營業不振）三〇。▲奈良市、奈良電鐵會

社（人員整理）七二。▲福岡市外竹下、大日本ビール會社福岡工場
（職工整理）六八。▲東京市、東洋モスリン會社龜戸第三工場（社債
整理の爲め工場閉鎖）五〇〇。▲横須賀市、浦賀ドック會社（不況
に依る整理）三九〇。▲福岡縣嘉穂郡、平山炭坑會社金丸鑛業所集
丸坑（事業休止）一二三二。▲大阪市北區、田中汽船鑛業會社所有
貨物船春丸（航路變更に依る支那船員の採用）二九。▲名古屋市中
區大日本ビール會社名古屋工場（整理）五〇。▲奈良縣北葛城郡高
田町、高田ゴム工業所（事業縮小）三一。▲福岡縣遠賀郡、中鶴炭
坑（炭界不況）六八。▲大阪市外吹田町、大日本ビール會社吹田工
場（不況に依る需要減少）一〇〇。▲茨城縣多賀郡、太倉炭坑（不
況に依る休山）四六〇。▲兵庫縣淡路洲本、鐘ヶ淵紡績洲本工場（不
況）二〇〇。▲富山縣魚津町、國産肥料會社（事業不振）三五。▲熊
本縣水俣、日本窯素肥料會社水俣工場（事業縮小）一七〇。▲石川
縣小松町、小松製作所（不況）二〇〇。

【十月】▲釜石町、釜石鑛山（老朽淘汰）八〇。▲釜山牧ノ島、日
本硬質陶器會社（財界不況）七九。▲日本郵船會社（毎月數十名宛
なし崩しに解雇）。▲福岡縣田川郡、明治鑛業會社所屬第二赤池炭坑
（事業休止）一六五。▲熊本縣八代郡、日本セメント八代工場（生産
制限）五一。▲福岡縣嘉穂郡、幸袋工作所（事業縮小）一五九。▲榛
原町宇陀、郡是製糸工場（事業不振）七〇。▲島根縣瀨摩郡、大阪
石膏會社松代工場（財界不況）二九。▲八幡市、黑崎窯業會社（需
要減少）四一。▲徳島縣小松島町、河野製絲工場（經營難に依る工
場閉鎖）五一。▲福岡縣鞍手郡直方町、明治炭坑撰炭場（事業縮小）

- 四〇。▲福岡縣、三井田川鑛業所(送炭制限擴張)四八二。▲久留米市、日本足袋會社(財界不況)二五。▲大阪府下寺島町、大日本セルロイド會社(不況)二〇〇。▲東京市外志村、大日本セルロイド會社東京工場(不況に依る閉鎖)二〇七。▲山口縣宇部市、大倉鑛業會社沖見初炭坑(不況に依る休坑)九〇〇。▲名古屋市則武町日本陶器會社(生産縮小)一九三。▲山口縣長府町、三菱鑛業若松支店前田造船所(事業縮小)三〇。▲戶畑市、戶畑鑄物會社戶畑工場(熟練工解雇)二二。▲福岡縣嘉穗郡、三井山野鑛業所(送炭制限)一一五。▲東京市芝區、東京ガス會社濱松町倉庫(事業縮小)三二。▲山口縣下松町、日立製作所笠戶工場(業界不振)二五〇。▲福岡縣嘉穗郡飯塚町、三菱鯉田炭坑(送炭制限擴張)四七。▲福岡縣遠賀郡香月村、大辻炭坑(炭界不況)二七三。▲山口縣宇部市、宇部沖見初炭坑事務所(不況に依る閉鎖)八三。▲若松市、栃木造船所(營業不振)四四。▲大阪市北區、日本伸銅會社(不況)三一。▲大阪市西淀川區、大阪電球會社(財界不況)三九。▲山口縣、日本火藥製造會社厚狹作業所(不況)一五三。▲山口縣、大日本人造肥料會社小野田製陶所(事業縮小)六五。▲福岡縣鞍手郡、貝島鑛業大之浦第二坑(飯場爭議の首謀者解雇)二〇。▲福岡縣嘉穗郡、住友忠隅炭坑(不況)六〇。▲埼玉縣、秩父石炭會社(無期休業)三〇。▲福岡縣鞍手郡、大正鑛業會社泉水炭坑(經營難に依る事業休止)三一六。▲福岡縣遠賀郡、大正鑛業中鶴炭坑第二坑(送炭制限)五〇。▲福岡縣遠賀郡、大正鑛業會社大根土炭坑(送炭制限)一五〇。
- 【十一月】▲北海道夕張町、炭礦汽船會社北海道支店(事業縮小)二〇〇。▲北海道函館市外、淺野セメント工場(操短)一七〇。▲福岡縣飯塚町、麻生商店山内炭坑(不況)三九〇。▲福岡縣嘉穗郡麻生商店吉住炭坑(不況)二四八。▲福岡縣嘉穗郡、麻生商店豆田炭坑(不況)三九〇。▲秋田縣、藤田組花岡鑛山(不況)三〇。▲秋田縣、日本石油會社鑛業所並に製油所(不況)一六一。▲大阪府西淀川區、精版印刷會社(冗員整理)七〇。▲朝鮮平安州郡、久田洋襪工場(經營難)八七。▲橫濱市鶴見、芝浦製作所(業務不振)一四〇。▲秋田縣鹿角郡、尾去澤鑛山(不況對策として飯場頭制全廢)八八。▲茨城縣、日立鑛山製作所(不況)三七七。▲福岡縣嘉穗郡、吉隅炭坑(操短、婦人坑夫の坑内作業全廢)三四六。▲秋田縣仙北郡生保内村、日本サクサン會社木材乾溜場(不況に伴ふ工場閉鎖)二〇〇。▲長崎市、三菱長崎造船所(軍縮に伴ふ事業縮小)一八七〇。▲神戸市、三菱神戸造船所(軍縮に伴ふ事業縮小)六九八。▲山口縣彦島町、三菱彦島造船所(軍縮に伴ふ事業縮小)七九。▲北海道室蘭、日本製鋼所輪西工場(事業整理)三八二。▲宇都宮市、宇都宮製傘會社(事業縮小)三〇。▲神戸市、三菱造船所(大整理に依る自發的解雇申出)九四。▲福岡縣嘉穗郡、住友忠隅炭坑(炭界不況)一一一。▲京都市猪熊、京都精練會社(不況)七八。▲鳥根縣簸川郡、鰐淵鑛業會社(亞鉛暴落に依る經營難)三二。▲橫濱市鶴見、旭ガラス會社鶴見工場(作業の中止)二六二。▲埼玉縣大里郡、日本煉瓦會社(閉鎖休業)七八。▲東京市、東京市水道局(不況に依る減收)二二二。▲戶畑市、戶畑鑄物會社(業

界不振)一四八。▲新潟縣西頸城郡、日本電化工業會社窒素肥料製造工場(事業縮小)四〇〇。▲神戸市筒井町、日英自轉車會社(事業不振)三九。▲大分市、大分製紙會社(不況に依る操短)五四。▲神戸市松原通、川崎車輛會社(業界不振)七〇。▲大牟田市、三井大牟田三池製作所(財界不況、送炭制限)二〇五。▲大牟田市、電氣化學工業會社大牟田工場(不況)二六〇。▲青森市沖館、松田木材會社(不況)三二。

【十二月】東京市、日本郵船會社(不況に伴ふ社員整理)一六五。

▲新潟縣、信越窒素肥料會社直江津工場(業態不況)二九四。▲和歌山縣和氣郡伊部町、品川白煉瓦會社(不況)本年中一六〇。▲八幡市、安川電機製作會社(不況)一二〇。▲明石市東王寺町、高尾隣寸工場(事業不振に依る工場閉鎖)七〇。▲大牟田市、三井三池港務所及製作所(不況)七六。▲滋賀縣栗太郡、大正製麻會社瀬田工場(不況に依る工場閉鎖)五五。▲熊本縣、三井三池鑛業所所屬萬田炭坑(不況)二七九。▲熊本縣、三井三池鑛業所經營四山炭坑(炭界不況)一四八。▲福岡縣、三井三池鑛業所經營宮の浦、宮の原兩炭坑(炭界不況)四〇一。▲大阪市北區、日本金工合資會社(事業不振に依る工場閉鎖)四〇。▲長崎縣北松浦郡、山口炭坑(炭界不況)三〇。▲長崎縣北松浦郡、祝浦炭坑(炭界不況)一〇〇。▲仙臺市、仙臺鐵道局(緊縮政策に伴ふ人件費節減)三〇〇。▲大牟田市、鐘紡三池工場(不況)本年中解雇者一四二。▲京都市、京都電機會社京都工場(解散)一六八。▲大阪市、京都電機會社大阪今福工場(解散)一三〇。▲名古屋市、名古屋鐵道局(緊縮政策)五

五。▲横須賀市、横須賀海軍工廠(年齢満期)三一。

第三 賃 銀

1 工場労働者

平均並に月別指數 工場労働者の賃銀指數總平均は前節に(第一篇第二章第三)掲げた商工省調に據れば本年に入つて月を追ふて激落してゐる。これを日銀調によつて見るも事態は全く同様に現はれてをり、定額、實收ともに累月低落してゐる。實收賃銀と目すべき内閣統計局調査また同様で、昭和四年末の一〇八から五年末には九七に達してゐる。即ち次表の如くである。

日本銀行調月別労働賃銀指數

	定額賃銀		實收賃銀	
	昭和四年	昭和五年	昭和四年	昭和五年
一 月	九八・九	九八・六	一〇五・〇	一〇〇・四
二 月	九八・〇	九八・四	一〇七・二	一〇一・八
三 月	九八・九	九八・二	一〇七・四	一〇二・八
四 月	九八・六	九七・六	一〇四・一	一〇〇・六
五 月	九八・六	九七・一	一〇三・七	一〇〇・一
六 月	九八・五	九六・六	一〇三・七	九八・九
七 月	九八・六	九五・八	一〇三・三	九八・五
八 月	九八・五	九五・三	一〇二・七	九七・八

九月	月	九八・五	九四・七	一〇二・一	九七・〇
十月	月	九八・五	九四・三	一〇三・五	九六・二
十一月	月	九八・四	九四・一	一〇三・八	九五・一
十二月	月	九八・四	九三・七	一〇四・三	九五・六

内閣統計局調月別職工賃銀指數

昭和二年	一〇〇	昭和五年六月	一〇三
昭和三年	一〇四	七月	一〇二
昭和四年	一〇六	八月	一〇〇
昭和四年十二月	一〇八	九月	一〇〇
昭和五年一月	一〇七	十月	一〇〇
二月	一〇七	十一月	一〇〇
三月	一〇六	十二月	九七
四月	一〇三		
五月	一〇三		

業態別指數 商工省調査により産業部門別に見れば次の如し。(大正十年乃至十二年平均賃銀を以て一〇〇とす)

昭和五年	一月	九七	九三	九八	一〇六
二月	九七	九三	九八	一〇六	
三月	九六	九三	九八	一〇五	
四月	九四	九三	九八	一〇五	
五月	九四	九三	九八	一〇四	

六月	月	九三	九八	九四	九六	一〇六	一〇四
七月	月	九二	九七	九三	九六	一〇五	一〇二
八月	月	九二	九七	九三	九七	一〇四	一〇三
九月	月	九二	九七	九三	九七	一〇三	一〇二
十月	月	九一	九六	九二	九六	一〇三	一〇一
十一月	月	九一	九六	九二	九五	一〇三	一〇〇
十二月	月	九〇	九五	九一	九四	一〇三	一〇〇

尙ほ日本銀行調査に依る業態別指數については第一部統計第十表参照。

一日平均賃銀額 内閣統計局調査に基づき昭和五年六月における工場労働者の一日平均賃銀諸手当賞與額を見るに、總平均二圓一錢三厘で、前年同月の二圓七錢三厘に比して六錢の低下を示してゐる。これを男女別年齢別に見れば次の如く、何れも前年同月に比し著しく低下してゐる。

男子	平均	十六歳未満	十六歳以上
男子	二五・九	七・五	二五・九
女子	九・六	六・〇	九・九
業態別一日賃銀額	同じく右を業態別に主要産業部門について見れば次の如し。		
總平均	男子平均	女子平均	
窯業	二〇・五	二七・五	九・九
金屬工業	三〇・四	三〇・八	一三・七

機械器具製造業	二六八・五
化学工業	一九八・三
繊維工業	一〇一・九
紙工業	一八四・五
食料嗜好品製造業	一五九・五
製版印刷製本業	一八七・七
瓦斯電気及天然力利用業	二四四・九
	二七三・二
	二二九・〇
	一五八・〇
	二〇七・三
	二二七・七
	二五・六
	二四・九
	二七・五
	一四〇・五
	二〇〇・〇
	八五・九
	一〇〇・六
	二〇・三
	二二・一
	一三・八

尚ほ日銀調査によつて鑛山労働者の一日當り賃銀額の月別推移を見れば次の如し。

八月	九三	九七	九三	九四
九月	九三	九七	九三	九二
十月	九三	九六	九二	九六
十一月	九三	九六	九〇	八五
十二月	九二	九五	九〇	八四

2 鑛山労働者

平均並に月別指數 内閣統計局調査に據るに鑛山労働者の賃銀（賃銀諸手当賞與額）も本年度に入つて急激なる低落を示してゐる。その業態別月別指數は次の如し。

（昭和二年平均を一〇〇とす）

全體	一〇二
金屬工業	一〇三
石炭業	一〇四
石油業	一〇二
其他の業	一〇〇
昭和三年平均	一〇二
昭和四年平均	一〇三
昭和五年一月	一〇三
二月	一〇三
三月	一〇二
四月	九九
五月	九六
六月	九五
七月	九三

昭和五年一月	男 一・七三九	女 一・二五四	男 一・八五五	女 一・二九〇
二月	男 一・七四一	女 一・二三一	男 一・八六〇	女 一・二六六
三月	男 一・七三六	女 一・二三四	男 一・八四四	女 一・二五六
四月	男 一・七三〇	女 一・二〇三	男 一・八二四	女 一・二三二
五月	男 一・七〇四	女 一・〇八五	男 一・七九七	女 一・二一六
六月	男 一・六九二	女 一・〇六三	男 一・七八〇	女 一・〇九〇
七月	男 一・六六〇	女 一・〇三一	男 一・七四一	女 一・〇五五
八月	男 一・六四三	女 一・〇二五	男 一・七二七	女 一・〇三六
九月	男 一・六三三	女 〇・九八一	男 一・六九四	女 一・〇〇一
十月	男 一・六一九	女 〇・九八一	男 一・六七七	女 一・〇〇七
十一月	男 一・六二三	女 〇・九六三	男 一・六六九	女 〇・九七九
十二月	男 一・五六六	女 〇・九三九	男 一・六三九	女 〇・九五三

日本銀行調査にかゝる鑛山労働者平均賃

銀は上の月別推移表に掲げた。内閣統計局調査に基づき昭和五年六月における一日平均賃銀諸手当賞與額を見るに、總平均において一圓六十八錢六厘、前年度同月よりは約十二錢の低落を示してゐる。これを男女別年齢別に見れば次の如し。

平均	十六歳未満	十六歳以上
男子	一七七・八	一七九・三
女子	一〇四・八	一〇五・五

業態別賃銀額 同じく内閣統計局調査に基づき昭和五年六月における一日平均賃銀諸手当賞與額を業態別に見るに左の如し。

	總平均	男子平均	女子平均
金屬鑛業	一七〇・七	一八八・三	七〇・五
石炭鑛業	一五五・六	一七四・三	一一二・一
石油鑛業	一七〇・二	一七三・〇	八二・五
其他の鑛業	一七四・三	二〇二・三	九三・五
全體	一六六・六	一七七・八	一〇四・八

3 交通労働者

一日平均賃銀 交通労働者の一日平均賃銀諸手当賞與額を昭和五年六月中の平均によつて見れば次の如し。尙ほ交通労働者の賃銀は爾餘の労働者のそれと異り、前年度に比し却つて上昇してゐるのを見る。十二月について見るも亦同じ。

(内閣統計局調)

總數	總平均	男平均	女平均
1 郵便、電信、電話業	一八二・一	二〇六・七	一〇四・一
イ 郵便、電信、電話業務員	一八二・二	一四九・二	九六・五
ロ 通信工員	一四九・三	一四九・三	一〇八・一
ハ 電話事務員	九五・〇	—	九五・〇
ニ 通信工手及技工	一五七・三	一五七・三	—
ホ 集配、遞送及郵便手	一六五・〇	一六五・一	一三三・九
2 運 輸 業	三三二・四	三三二・四	一五三・三
1 鐵 道 業	一四八・七	一四九・八	八五・九
イ 乘 務 員	一六二・七	一六二・〇	九八・六
ロ 非 乘 務 員	一四二・九	一四二・四	八四・七
2 電 車 業	二五四・五	二五六・八	一一〇・四
イ 乘 務 員	二七二・六	二七二・八	七六・二
ロ 非 乘 務 員	二〇二・七	二〇八・四	一一三・三
3 乗用自動車業	二四六・〇	三〇〇・五	一六七・八
イ 乘 務 員	二五八・五	三三二・二	一六八・四
ロ 非 乘 務 員	一七六・二	一七七・九	九二・一
4 船舶運輸業	一八二・四	一八二・四	—
イ 遠 洋 航 路	二五五・六	二五五・六	—
甲 板 部	二四三・二	二四三・二	—

機 關 部	一七・五	一七・五	一
口 近 海 航 路	一八・九	一八・九	一
甲 板 部	一九・四	一九・四	一
機 關 部	一七・〇	一七・〇	一
ハ 沿 海 航 路	一五・六	一五・六	一
甲 板 部	一五・四	一五・四	一
機 關 部	一四・四	一四・四	一
5 運 輸 取 扱 業	一八・二	一八・二	八・五

第四 労働時間

1 工場

就業時間 工場労働者の就業時間は昭和四年において少くとも法規上特筆すべき変更を受けた。一は女子及び年少労働者の深夜業禁止の實施であり、他は工場法中就業時間に關する規定の適用範圍の擴張に依るものである。前者については前年度本年鑑（第五篇第二章第一）に詳記した。後者について云へば、工場法改正によつて就業時間に關する規定を原動力を使用する職工十人未満の織物及び撚糸工場に適用した結果として、從來十三時間乃至十六時間甚しきは十八時間の労働を強制したこれら小工場就業時間が十二時間までに短縮させられた。一般の就業時間について昭和四年度工場監督年報の報ずるところに依れば、一般の就業時間は例年と大差な

く、主として保護職工を使用する織維工業は原則として法定最長限度まで使用し、成年男子に依る機械工場等に於ては原則として十時間又は更にそれより短きも必要に應じ自由に殘業行はれ、晝夜繼續を原則とする工程にあつては十二時間二交替が尙多い」と。

内閣統計局調により昭和五年における職工作業時間を月別に見れば左の如くである。

昭和三三年 平均	昭和四四年 平均	昭和五五年 一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和五五年 平均
一〇・三	一〇・四	一〇・三	一〇・五	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・五	一〇・五	一〇・四	一〇・一	九・六	九・五	一〇・五
一・〇	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
二六・八	二六・九	二四・一	二五・七	二六・四	二六・九	二七・一	二七・〇	二六・八	二七・一	二七・〇	二六・七	二六・七	二六・九	二六・五

次に昭和二年労働統計實地調査報告（第二卷）によつて労働時間を見るに、所定労働時間の（工場數七、四九六、労働者數一、三八一、九三一に就て見たる）平均は十時間三十六分であり、その労働時間別による工場並に労働者數の消長は次の如し。

労働時間別工場並に労働者數

一日労働時間	工場數	労働者數	百に對する割合	
			工場數	労働者數
六時間以内	一	三五	〇・〇二	〇・〇〇
七時間以内	二	一三六	〇・〇三	〇・〇二
八時間以内	一〇五	二三、五七七	一・四〇	一・七二
九時間以内	四六三	八五、九三三	六・一七	六・三三
十時間以内	二、五〇八	四〇三、六四五	三三・五〇	二九・二五
十一時間以内	二、六二四	四八八、八五五	三四・九二	三五・三六
十二時間以内	一、七三三	三六七、八一	二二・〇三	二六・六三
十三時間以内	五	一一、九〇三	〇・七八	〇・八八
十三時間を超えるもの	九	八〇六	〇・二二	〇・三三
不	四	二四二	〇・〇五	〇・〇二
計	七、四六六	一、三八一、九三三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

同じく實際労働時間の狀況を見るに次の如し。

平均實際労働時間	平均早出居残時間	平均遅出早退時間	労働者數	同上%
九・五四分	九・五四分	九・五四分	一、〇二〇、八三三	七三・九

早出居残又は遅出早退なき者

早出居残の者	遅出早退の者	不	不	計
一〇・二八	九・三三	〇・二四	二・五三	一、三八一、九三三
時分	時分	時分	時分	時分
三四、四六一	三九、一八二	二・八	一	一〇〇・〇
三三・八	二・八	〇・六	〇・六	

次に以上の所定労働時間と實際労働時間とを主要産業別に見れば次の如し。

産業	平均所定労働時間	平均實際労働時間
窯業	一〇・三〇	九・〇〇
金屬工業	一〇・〇〇	九・〇〇
機械器具製造業	九・〇〇	八・五四
化學工業	九・五四	九・三三
纖維工業	一一・一八	一〇・一八
紙工業	一一・〇六	九・〇〇
食料嗜好品製造	一〇・二四	九・〇〇
土木建築	一〇・〇六	九・〇〇
製版、印刷、製本業	九・三六	八・四三

（但し實際労働時間は早出居残又は遅出早退なきもの、平均である）

昭和四年度工場監督年報の同年度における労働時間に関して報告する所大要左の如し。

『休憩時間は就業時間の長短又は保護職工を使用するや否やの別に

依り、其の時間に長短あつて一定せず、又回数に於ても業務の種類を異にするに従ひ技術上の關係を異にし、其の他工場經營者の方針により區々なれども、一日に付一時間の休憩時間を三回に分ち、午前は九時前後、午後は三時前後に於て各十五分位、正午には三十分を與へて晝食時間とするもの最も普通にして此の點前年と大差なし。唯本年深夜業を廢止して九時間二交替制の就業時間を採用するに至りたる工場に於ては前番就業のものは午前七時若くは十一時前後に於て三十分、後番就業のものは午後七時前後に於て三十分の休憩時間を設け、主として食事時間に利用せられつゝあるは前年と異なる新たな事實とし特記すべき事項なるべし。』

休憩時間 昭和五年度における各種工場の平均休憩時間は上掲内閣統計局調の如くである。昭和二年労働統計實地調査の結果によれば所定休憩時間の平均は一時間であり、官營工場のみの平均一時間、公營五十四分となつてゐる。いま休憩時間別工場數並に労働者數を見れば次の如くである。

無 休 憩	工場數		労働者數		百に對する割合	
	工場數	労働者數	工場數	労働者數	工場數	労働者數
三十分以内	八五三	一四一、一〇三	一〇・五	一〇・一	一一・四	一〇・二八
四十分以内	二〇	三五、六〇〇	〇・〇	二・六	一・六	二・五
五十分以内	一六	七、二〇九	〇・二	五・五	二・三	五・五
一時間以内	四、九五	九八〇、八五六	六・九	七〇・九	六六・九	七〇・九
一時間半以内	九	二六、四三二	三・六	八・三	三・六	八・三

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

二時間以内	工場數		労働者數		百に對する割合	
	工場數	労働者數	工場數	労働者數	工場數	労働者數
二時間半以内	二	二、九四八	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
三時間以内	三	九、九六	〇・二	〇・七	〇・二	〇・七
三時間を超ゆる者	七	三、三五	〇・九	〇・三	〇・九	〇・三
不 定	五	二、七四	〇・七	〇・一	〇・七	〇・一
計	七、四六	一、三八、九三二	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇

所定休業日數別工場並に労働者數

無 休 業	工場數		労働者數		百に對する割合	
	工場數	労働者數	工場數	労働者數	工場數	労働者數
一 日	六	九、一四七	一・四	〇・六	一・四	〇・六
二 日	五、三三	六〇、二五三	七・五	七・六	七・五	七・六
三 日	三、八九	九、九、五九	五・〇	七・二	五・〇	七・二
四 日	九、九	四三、九六八	一三・二	三・三	一三・二	三・三
五 日	三〇〇	一、三二、三三七	四・〇	二・七	四・〇	二・七
六日以上八日以内	三	九、二四	〇・三	〇・七	〇・三	〇・七
不 定	一〇	一、六六	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
計	七、四六	一、三八、九三二	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇

休業日數 昭和五年度における各種工場の平均休業日數は上掲内閣統計局調の如くである。昭和二年労働統計實地調査の結果によれば所定休業日數二日の工場が斷然多く全體の七五%にのぼり、労働者數において四八%に達する。

尙ほ昭和四年工場監督年報は同年の報告中特記すべきものとして左の如く述べてゐる。

『近時、月四日共兩番休業制を採用するに至りし紡績業が、深夜業廢止と共に交替時に於て片番休業を爲すに至りしことなり。依つて社會局に於ては解釋を改め、休日は二十四時連続の休みたるを以て足れりとせず、全曆日を休業することを要することゝなしたり、之に依り交替時片番休業のものは月四回交替となり曆日に依る休日二日を保證せられるに至れり。』

労働時間に関する法規違反 最近三年間における労働時間に關する法規違反の趨勢を見れば次の如し。〔工場監督年報〕第十二—十四回に據る）

	昭和四年		昭和三年		昭和二年	
	戒告	處罰	戒告	處罰	戒告	處罰
法規違反總數	二五、九〇七	五、五八	二〇、九六〇	四、三三	一三、一九九	六、五
労働時間に関する違反總數			三、三三	一、七	二、二七六	二、八
一、保護職工をして法定時間外に就業せしむ	一、九六六	一〇一	九五	一、六	八〇一	二〇四
二、保護職工に對し法定の休憩又は休日を与へず	二、七	七	一、九四	四	三、三	二〇
三、就業時間・休憩・休日に關する事項の周知方法を講ぜず	三	三	一、八三	二	一、一三	八
四、保護職工をして深夜業に就かしむ	五	三	三	三	三	六

五、許可を受けず就業時間を延長し又は其届出を怠る	三三	九	八	二	五	三
六、始・終・業時刻、休憩休日變更の届出を怠る	二二	二五	六	九	六	七

備考 昭和四年度の(三)は「始業終業時刻、休憩、休日に關する事項又は就業規則の揭示を怠る」もの。

2 鑛 山

就業時間及び作業日數 内閣統計局調査に據つて作業時間及び作業日數の昭和五年平均並に月別變動を見れば次の如くである。

	昭和三年平均		昭和四年平均		昭和五年平均	
	作業時間 時間分	内、休憩時間 時間分	作業時間 時間分	内、休憩時間 時間分	作業時間 時間分	内、休憩時間 時間分
昭和三年平均	一〇〇三	〇五八	一〇〇二	〇五八	九〇五	〇五九
昭和四年平均	九〇五	〇五九	九〇五	〇五九	九〇五	〇五九
昭和五年平均	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八
二月	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八
三月	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八
四月	一〇〇四	〇五八	一〇〇四	〇五八	一〇〇四	〇五八
五月	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八
六月	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八
七月	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八
八月	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八	九〇五	〇五八

月	作業時間 <small>分</small>	内休憩時間 <small>分</small>	作業日数 <small>日</small>
九月	九・五	〇・五	二五・三
十月	九・五	〇・六	二六・六
十一月	九・五	一・〇	二五・四
十二月	九・七	一・〇	二六・四

同じく昭和五年中平均を業態別に見れば次の如し。

業態	作業時間 <small>分</small>	内休憩時間 <small>分</small>	作業日数 <small>日</small>
金屬鑛山	九・七	〇・五	二七・七
石炭鑛山	一〇・七	一・〇	二五・〇
石油鑛山	一〇・一	一・〇	二六・〇
其他の鑛山	一〇・六	〇・五	二七・五

尙ほ次に社會局調「我國に於ける労働時間の概況」(昭和六年三月發行)によつて鑛山労働者労働時間状況の要領を摘記しておく。

在坑時間の實狀——改正鑛夫勞役扶助規則施行(昭和五年九月一日)前後及び大正十五年度における石炭山の鑛夫在坑時間について見るに、施行後は施行前に比し、施行前は大正十五年に比し夫れ／＼長時間在坑者數を減ずるとともに、又一面では極めて短時間の在坑者數を減じた。今假りに在坑時間十時間を限界として二分し、その兩者の割合を見るに、十時間を超ゆるものは五一・五%、四一・六%、二五・五%と逐年遞減してなり、その狀勢は之を鑛山監督局別又は業務別に於ても、略同様であることを示してゐる。

平均在坑時間——最近の平均在坑時間は九時間三十三分で、施

行直前に比し十七分、又大正十五年度に比し三十一分を減少してゐる。之を監督局別に見るに、福岡鑛山監督局管内において最も著しく三十九分を減少してゐる。東京、仙臺の兩局管内においては夫々増加を示し、特に東京局管内においては二十二分の増加となつてゐる。蓋し、同地方は石炭山數少くして調査鑛山を異にした、めであらう。

要するに就業時間は坑内計算において約三十分の短縮となり、出勤率、出炭率等に好影響を及ぼした。更に見逃すべからざることは就業時間の著しく劃一化せられた點である。たゞ各炭山における改正法規施行前後における在坑時間(坑口より坑口)を見るに、少數の炭山においては施行後において坑内點檢場所により就業時間を算定するに至つたこと、監視を主とする業務及び間歇的業務に従事するものが比較的多數であるために却つて在坑時間の延長せられたものがある。

第五 労働災害及死傷病者

1 工場災害及死傷病者

工場災害總數 昭和四年中工場法適用工場(官設工場を除く)に於て發生した火災は七三〇件(工場發火六六九、類燒六一)損壞は九九件(破裂爆發其他四八、風・水・雪害五一)に達する。人的災害においては職工の業務上の負傷數四八、八三四(休業三日以上及其の見込のもの)、死亡三七九を數ふ。これを昭

和二年以來の趨勢と對照すれば左の如し。

年	負傷數	職工千人に對する割合	死亡數	職工千人に對する割合
昭和二年	四、五九	二六・四	二九	〇・三
昭和三年	四、三六	二五・六	二九	〇・三
昭和四年	四、八二	二六・九	三七	二・〇

即ち昭和四年度は前年に比し職工死亡數において八一件、負傷數において四、四三八件、死傷合計約一〇%の増加を示してゐる。同年度におけるこの急激な増加について工場監督年報は「この死傷數増加の原因は種々あるべく、或は工場經營の合理化に従ひ作業速度の増加又は生産行程の濃密化が行はれたこと、或は作業工程の細分業化又は經濟狀況不振の影響を受け不熟練労働者を多數使用したること等の事情に因るもの多かるべしと想像せられる……」と報じてゐる。

業態別災害數 上掲昭和四年における負傷數並に死亡數を業態別に見れば左の如し。

業態	死亡者	%	負傷者	%
染織工場	六	一五・八	八、八九	一八・三
機械器具工場	一〇六	二八・〇	二五、五五	五三・四
化學工場	一〇三	二六・九	八、五三	一七・六
飲食物工場	一六	四・二	一、二五	二・三
雜工場	三三	一六・四	三、七七	七・七
特別工場	三三	八・七	八九	一・八

計

三七九 一〇〇〇 四、八二四 一〇〇〇

重大災害並にその原因 二週間以上の休業療養を要する負傷及死亡を重大災害とし、この重大災害の昭和四年中における狀況を見れば左の如くである。(昭和四年工場監督年報に據る)

一、原因別重大災害別。重大災害の原因を機械に因るものと非機械的なものに大別し、夫々前年との比較において見れば、

種類	昭和四年	昭和三年	増減	増減率
機械に因るもの	三、九六	四、〇〇	減一〇九	減二・七%
非機械的のもの	六、二四	五、六一	増五三	増一〇・七%
計	一〇、二〇	九、六一	増四四	増五・〇%

即ち重大災害の總數において前年に比し四八四件の増大を示し特に非機械的原因の激増を示してゐるが、この趨勢は前年の前々年に對する狀況とは全く相反してゐる。(昨年度本年鑑參照)

右の機械に因る災害を更にその原因となつてゐる機械別に見れば次の如くである。

原因	昭和四年	昭和三年	増減
動力傳導裝置	五七五	四八五	増九〇
齒輪類	四六一	四七八	減一七
轉子及之に類するもの	四八	四四	増四

鋸機	五六	六四	減	三
壓穿機及壓搾機	二九	三一	減	四
研磨機	三三	三三	—	—
揚重機	三〇七	二九	增	六
其他一般機械	一一九	一三四	減	一五

右につき工場監督年報の報するところ次の如し。

『重大災害の最も多く發生する原因は動力傳導裝置、鋸機、齒輪、轉子及揚重機等なるが、前年に比し増加したるものは動力傳導裝置、揚重機及び轉子等にして其他は減少せり。揚重機に因る重大災害は逐年増加の傾向を示し居るは工場作業の高速化に起因する……』

非機械的原因の主要なるもの及び之が前年との比較は次の如し。(「其他」は確然と原因を掴むこと困難なるもの或は不可抗力に依るものを一括す。)

原因	死傷數		増減
	昭和四年	昭和三年	
取扱中又は作業中の材料	一、五二	一、五四	增 二
工具	四三	三四	增 九
高所より墜落	六五	五二	增 一三
物體の落下顛倒又は飛來	八五	八六	增 一
高熱物體	五五	四五	增 一〇
其他	一一四	一五五	減 四一

業態別	昭和四年		昭和三年	
	死傷者	%	死傷者	%
染織工場	一、八六	一八・二	一、九二	一九・七
機械器具工場	四、五七	四四・三	四、二四	四三・五
化學工場	一、七九	一七・四	一、六七	一七・七
飲食物工場	三二	三・〇	二七	二・九
雜工場	一、四七	一四・〇	一、三三	一三・六
特別工場	二二	二・七	一九	二・〇
計	一〇、二二	一〇〇・〇	九、六八	一〇〇・〇

業態別	昭和四年		昭和三年		昭和二年	
	職工千人に對する重大災害の割合	昭和四年	職工千人に對する重大災害の割合	昭和三年	職工千人に對する重大災害の割合	昭和二年
染織工場	一・八〇	一・九四	二・三〇	—	—	—
機械器具工場	一五・七一	一五・七五	一五・七七	—	—	—
化學工場	八・六	八・九四	九・四三	—	—	—
飲食物工場	三・五九	三・三三	三・三八	—	—	—
雜工場	七・三二	七・四八	八・九〇	—	—	—
特別工場	二・〇八	七・七四	一〇・九八	—	—	—
平均	五・六〇	五・五七	五・八六	—	—	—

四、男女別重大災害數。

業態別	昭和四年	昭和三年	昭和二年
男	九、二三	九、七四	八、七五
女	—	—	九、〇六

女 九三九 九二六 九〇三 九〇五

計 一〇、一四二 一〇、〇〇〇 九、六五六 一〇、〇〇〇

尙ほ右のうち昭和四年の死亡者は男三五三人、女二六人である。女子の災害は染織工場の六八三人（女子の七割強）を最多とし、雑工場の八五人、化学工場の七〇人、機械器具工場の六八人等、これに次ぐ。

五、責任別重大災害数。昭和四年の状況は大要左の如し。

	重傷者	死亡
一、セツトスクリュー・キー・ホルト及ナツトの如き突出物の爲	一三〇	九
二、危害豫防設備の不完全又は欠くるもの	一、七三四	九四
三、機械又は設備の破損、故障の爲	六六九	四
四、豫防設備及器具の取外し又は不使用の爲	三三	一
五、設備不完全又は不整頓	五三三	二六
六、保護器具不使用の爲	一三三	一
七、同僚第三者の過失	三三三	三
八、其の他	六、〇一八	一七
計	九、五四〇	三六六

（備考、八の「其の他」は主として労働者の過失に依るものにして各自の注意に依る外に豫防方法なきものである。——工場監督年報参照。）

尙ほ工場災害統計に就ては第一部統計表第十三表其一——其三参照。

2 鑛山災害及鑛山死傷病者

災害死傷数 昭和四年中における鑛山變災事故回数には前年度に比し總數において一三、五八六回を減じ、輕傷者一一、八一〇減じてゐるが、死亡者は七三名、重傷者二五六名を増加してゐる。大正十一年以來の趨勢は左の如くである。

年次	變災事故回数	死亡者数	負傷人員數
大正十一年	一六五、六八	九六	五八八（一・六九）
大正十二年	一八六、九六三	一〇九	七四二（二・二六）
大正十三年	一七五、〇八〇	一〇三	九〇三（二・九六）
大正十四年	一八七、〇三六	一〇九	七八六（二・五三）
大正十五年	一五八、三三三	九二	八〇二（二・七二）
昭和二年	一六三、一〇八	九五	一、〇三三（三・三八）
昭和三年	一四三、〇三五	八二	八九二（三・〇三）
昭和四年	一三九、六四九	七五	九六四（三・三六）

備考 大正十五年度以降の労働者数は六月末日現在數をとる。
（帝國統計年鑑及び鑛山局調より計算）

鑛山別災害死傷数 昭和四年の状況は次の如し。（但し率は各鑛山の鑛夫千人に對する割合）

鑛山名	死亡	重傷	輕傷
金屬山	七六	二九七	九、五三〇
	死亡率 一・六二	重傷率 六・一九	輕傷率 一九八・二九

石炭山 八二 二・六 三、〇三三・三二五、六六 五〇・六
石油山 四 〇・六 二七 四・五 四七 八〇・八
其他の非金屬山 一 〇・三 三三 五・三 三三 八九・八
計 九六 三・三 三、三三二・二五二、〇四 四九・三
尙ほ各鑛山を通じて鑛内外別に見れば左の如し。(率は坑内坑外、それらの鑛夫總數千人に對する割合)

死亡 死亡率 重傷 重傷率 輕傷 輕傷率
坑内 九〇三 四・七 二、九六一 一五・三二〇、七九 五七・九三
坑外 六二 〇・五 四二 四・九 一五、三七 一六・三三
計 九六 三・三 三、三三三 一七・五二六、〇四 四九・三
災害原因 事故數をその事由別に見るに昭和四年度における狀況左の如し。

昭和四年度事由別變災回数並に死亡者數

事由	變災回数	總回数に對する%	死亡者數	總死亡者に對する%
落磐	四、二二	三・一	四三	四七・九
坑車	一三、三四	一〇・一	六九	七・二
器械のため	二、二五	一・八	三	一・三
瓦斯炭塵爆發	五	—	七	一〇・一
鑛車又は架空索道の爲	三、二三	二・四	一〇	一〇・〇

(昨年度本年鑑に掲げた昭和三年度の數字はその後訂正された。)

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者狀態

これについては第一部統計表第十三表其三参照。
鑛夫總死傷病者數 昭和四年中において、その業務上たると否とを問はず、鑛夫の死亡せるもの、負傷又は疾病のために解雇せられたるもの、並びに三十日以上休業して醫療を受け治療したる重傷病者の總數を、兩三年來の數と比較するに左の如し。

昭和	死亡者	解雇者	重傷病者
昭和元年	一、六五	一、六三	二五、三〇
昭和二年	二、〇六	一、九三	三、九六
昭和三年	一、七四	一、九三	二、八五
昭和四年	一、九三	二、二六	二九、六五

右昭和四年における實數の同年六月末現在鑛夫數に對する割合を求むるに死亡者〇・六九一% (前年に比し〇・〇九五%増)、解雇者〇・七五四% (〇・〇八四%増)、治療重傷病者一〇・三三七% (〇・六六〇%増) の割合を示してゐる。これを鑛種別に見れば、例年と等しく一般に石炭山最高率を示し、金屬山、石油山、其他の非金屬山の順位にあり、たゞ石油山解雇者は例年に比し著しく高率を示し金屬山を凌駕してゐる。
(鑛夫死傷病者數の詳細については第一部統計第十四表参照)

第六 労働衛生

工場衛生一般 工場の衛生設備に關する進歩改善は固より

漸次的且つ部分的である。而もその状況の概括的報告を得ることは依然困難である。今昭和四年度工場監督年報の報ずるところを摘録すれば左の如くである。

「工場危害豫防及衛生規則は昭和四年九月一日より実施を見、工場衛生改善の目標定りたりと雖も、直ちに實際の効力發生したるは第三十二條の救急用具及材料の備付に過ぎざるを以て、本規則による衛生の改善は漸く其の緒につきたりといふを可とせん。之に反し昭和二年七月一日施行の工場寄宿舎規則の効力は逐年其實を示し、本年七月よりは第二條、第七條、第八條及び第十二條の規定の効力發生せしを以て寄宿舎の設備施設の改善顯著なるものあり。……」

作業場の採光、換氣は作業能率に關すること大なるものあるを以て當局の奨励と相俟つて漸次改善の傾向あるは本年に於ても亦觀られる處なり。作業場及其の附屬設備の改善せられたるもの内著しきものを擧ぐれば採光及換氣に關して千葉縣釀造工場、宮城縣製紙工場、宮崎縣人造肥料及製糸工場等あり。除塵に關しては製綿工場に塵筒の設置を奨励し殆んど總てに於て之を設けしむるに至れり。更に千葉縣にては製材工場にて除塵装置を設けたるものあり。食堂に關しては北海道般梁工場にて作業場毎に食堂を設けたるものあり、千葉縣釀造工場にて之が改善をなしたるものあり。便所に關しては千葉釀造工場にて改善を爲したるものあり。作業衣の着用は長野縣調査によれば漸次増加し、全員之を著用するの調査工場八七六中四七・四%に及ぶ。……」

寄宿舍施設 昭和二年七月一日施行工場附屬寄宿舍規則中第二條、第七條、第八條及び第十二條の規定は施行後二年の猶豫期間を満了し、本年七月一日より適用されるに至つた。そこで當局は「之等規定に牴觸するが如き寄宿舍に對しては豫め注意し改善せしめた」（工場監督年報）と報ぜられてゐる。今、寄宿舍状況の一例として警視廳所管の工場に關する報告を見るに左の如くである。

「警視廳に於ける寄宿舍の臨檢工場總數一千四十三に對する指示件數は三千五百四十四件にして一工場平均三、三九件に相當し指示の内容中危害豫防の爲作業上と別建物と爲すことに關するもの四件、階段設置構造改善に關するもの十九件、非常口の設置又は修理に關するもの五件、三階以上の寢室使用禁止に關するもの五件、避難設備に關するもの五十七件、天井を設くることに關するもの二十六件等注目すべきものなるも、指示件數の最も多きものを順次に列擧するに、寄宿舍規則の揭示方に關するもの七百八件、寢具の清潔日光消毒方に關するもの五百三十件、唾壺の備付に關するもの三百四十九件、襟布敷布の備付に關するもの二百九十九件、寢室の清潔整頓に關するもの二百六十九件、食堂炊場の清潔保持に關するもの百九件、寢室の窓戶、押入、又は戸棚の設置又は修理に關するもの百五件、寢具を専用となすことに關するもの九十八件、唾壺の消毒に關するもの九十五件、飲食用器の消毒に關するもの九十件、健康診斷施行に關するもの八十九件、洗面所、洗面器の設備並に清潔保持に關するもの八十八件、便所の

手洗装置の改善又は備付に關するもの八十八件、硝子戸に窓掛を設けることに關するもの八十五件なりとす。』

診療施設 現在各種の工場における診療施設としては、附屬病院を設くるもの、診療所を置くもの、單に囑託醫に依るもの等があるが、最近においては著しき發展を示さないやうである。昭和四年度工場監督年報も「本年度に於て特に新設増加したる所なきが如し。尙ほ「長野縣にては工場法施行細則を以て工場主に囑託醫を定め届出の義務を命じてゐる、他の府縣に於ては未だ斯くの如き制度を見ず」と報告してゐる。各府縣における昭和四年度の狀況については右監督年報の參照を乞ふ。

第二章 生計状態

第一 生計費

労働者の一般的生計状態については概略これを第一篇第三章において述べた。而してその詳細についてはこれを前年度及び前々年度本年鑑において盡した積りである。そこで茲では労働者一般の収入階級別收支状態を記載するにとゞめ、これらの工場労働者、鑛山労働者、交通労働者、等におけるそれらの状態については前年度の本年鑑の參照を乞ふこととする。

労働者一世帯一箇月平均總收入（主なる収入階級別）

總收入（總額）	九三・七	二七・九	一三・三	一九・八
一、實收入（總額）	五三・六	七・三	九・〇	一〇・六
二、實收入以外の収入（總額）	三九・三	二〇・六	三・三	八・二
1、繰越	二二・二	三〇・五	四・〇	五・三
2、貯金引出	二二・二	四・九	五・七	八・五
3、無盡取金	〇・六	一・六	一・九	一・八
4、保險金	〇・三	〇・三	〇・四	〇・四
5、貸金受入	〇・三	〇・八	〇・九	一・三
6、質入	〇・七	〇・三	〇・九	〇・九
7、負債	三・〇	二・五	三・四	二・七
8、掛買	二〇・八	一六・四	一九・九	一八・九
9、其の他	〇・三	〇・三	〇・五	〇・六

（尙ほ家計調査報告の原表に於ける収入階級は六〇圓未満より二〇圓以上に至る九階級に分れてゐるが、こゝでは調査世帯數の比較的多き部分を取つて六〇圓未満より一二〇圓未満の四階級の状態を見ることにした。）

労働者一世帯一箇月平均實收入（主なる収入階級別）

六〇圓 未滿	八〇圓 未滿	一〇〇圓 未滿	一二〇圓 未滿
三・七	三・九	四・〇	四・三
五・八	七・三	九・〇	一〇・六
五・八	七・三	九・〇	一〇・六

一、勤勞收入(總額)	四九・九三	六六・三六	八三・〇三	九八・九四
1、世帯主收入				
(イ)本 收入	四七・四〇	六二・四八	七七・三三	九〇・五〇
(ロ)副 收入	〇・三三	〇・三三	〇・三五	〇・五四
2、世帯主配偶者收入	一・八八	三・二七	三・三〇	三・七七
3、家族收入	四・二六	一・二九	二・〇六	四・一三
二、勤勞外收(總額)	二・九三	四・九八	七・〇〇	一〇・三四
1、貸間收入	〇・〇七	〇・二四	〇・四二	〇・九三
2、財産收入	〇・二六	〇・六二	一・〇四	二・〇二
3、受 贈	二・五二	三・八一	四・九八	六・五七
4、其の他	〇・一八	〇・三二	〇・五八	〇・八二

*備考 本表以下の諸表に於ける世帯人員は一ヶ年延人員(客の來泊、世帯員の外泊は加減す)を求めて之を三六五分したるものなり。

勞働者一世帯一箇月平均總支出(主なる收入階級別)

總 支 出 (總額)	六〇圓 未滿	八〇圓 未滿	一〇〇圓 未滿	一二〇圓 未滿
一、實 支 出(總額)	五三・五三	六七・六六	八三・三三	九七・九三
二、實支出以外の支出(總額)	三九・六五	六〇・三六	八〇・〇〇	九六・九一
1、繰 越	二・三四	三・二〇	四・八〇	五・三六
2、貯 金	二・六六	五・三〇	八・九八	一三・一六
3、無盡掛金	一・二八	二・二九	三・四五	三・八三
4、保險料	〇・三三	一・三三	一・八三	二・四七

5、貸 金	〇・二四	〇・七〇	一・〇二	一・六四
6、貸受金	〇・三三	〇・二六	〇・二六	〇・二七
7、負債返済	二・三三	二・二六	三・〇六	二・九八
8、掛買拂	一・八五	一・六七	二・〇〇	一・九〇
9、其の他	〇・一九	〇・五五	一・〇二	一・〇八

勞働者一世帯一箇月平均實支出(主なる收入階級別)

(一世帯平均人員)	六〇圓 未滿	八〇圓 未滿	一〇〇圓 未滿	一二〇圓 未滿
* (同上消費單位)	二・七八	二・九四	三・〇五	三・二〇
實 支 出 (總額)	五三・五三	六七・六六	八三・三三	九七・九三
一、飲食物費總額	二六・三六	三〇・四二	三四・五三	三七・三五

右のうち

米 麥 費	二・三六	一・三七	一・四四	一・四九
嗜好費	三・八八	四・八九	六・三三	六・六四
二、住 居 費	七・四二	一〇・〇四	一二・七一	一六・二六
内、家賃(又は間代)	六・〇五	七・七三	九・八三	一二・五五
三、光 熱 費	三・〇二	三・三四	三・九一	四・四五
四、被 服 費	五・三三	七・九九	一〇・二九	一二・八〇
五、保險衛生費	三・二五	四・一九	五・四六	六・三九
六、育 兒 費	一・三〇	一・二七	一・四五	一・七〇
七、教 育 費	〇・一九	〇・五〇	〇・五九	一・〇八
八、交 通 費	〇・四五	〇・六八	〇・八八	一・二七

九、通信運搬費	〇・〇九	〇・〇六	〇・〇九	〇・〇四
十、文房具費	〇・〇六	〇・〇〇	〇・〇二	〇・〇一
十一、負擔費	〇・〇六	〇・〇三	〇・〇四	〇・〇三
十二、交際費	二・三七	四・二三	五・三四	七・七八
十三、修養娛樂費	一・一九	一・九四	二・六九	三・六〇
十四、旅行遊山費	〇・三六	〇・六五	〇・八〇	一・〇六
十五、傭人費	〇・〇一	〇・〇五	〇・〇八	〇・〇三
十六、其他	〇・〇七	一・〇九	二・二八	三・三三
十七、記入不備	〇・三六	〇・三九	〇・五二	〇・七六

*備考 消費單位は次の如く計算す。

年 齡	〇—二	二—四	五—七	八—一〇	一一—一四	一五—一〇	二〇—
男	三	四	五	七	八	九	二〇
女	三	四	五	七	八	九	九

第二 職工貯蓄

職工貯蓄の最近の状況を見るに、昭和四年度十一月一日現在には前年同期に比し人員において更に減じ貯蓄金總額において増加してをり、結局一人當り貯蓄額は八圓十五錢の増加を示してゐる。これを累年の趨勢と比較すれば左の如し。

職工貯蓄金累年比較			
貯金	貯金	貯金額	一人平均
工場數	職工數		
昭和二年十一月一日現在	五、八四七	五、八四七	六九・〇六
昭和三年十一月一日現在	五、八四七	五、八四七	六九・〇六
昭和四年十一月一日現在	五、八四七	五、八四七	六九・〇六

昭和三年十一月一日現在 五、五九七、〇五二 六二、四七四、六七八 七・七六
 昭和四年十一月一日現在 五、八四七、〇五九 六七、八九四、七二六 八・五九一
 (備考 右は官設工場をも含む。)

管理方法別職工貯蓄	貯金額	%
郵便貯金	四、三六五、九五四	六・二八
銀行貯金	二、七三三、五〇九	四・〇三
工場貯金	六〇、一九四、七六二	八・六六
其他	七〇三、四九一	一・〇四
計	六七、八九四、七二六	一〇〇・〇〇

(備考 官設工場をも含む)
 業態別職工貯蓄 同じく昭和四年の職工貯蓄を業態別に見れば左表の如く染織工場が斷然優位を占めてゐるが、その大部分は紡織業及製糸業によつて占められてゐる。

工場數	職工數	貯金額	一人平均	
染織工場	二、四四七	五、九一七	三、六〇二、四〇八	六三・九三
機械器具工場	六六七	七、九七五	二、二八五、八七九	一五〇・五三
化學工場	五九〇	六、九四九	七、三七八、三三〇	一二九・二〇
飲食物工場	三三九	一、四一六	三、三四四、三七八	二二六・一三
雜工場	六四三	二、五三二	一、四九八、五七一	五九・四三
特別工場	九二七	一、〇三四	一、九三九、〇五〇	一七五・七三
計	五、五九二	七、三二九	六〇、〇四八、五〇六	八一・四五

官設工場	三〇一	五、九七〇	七、八四六、二〇〇	一四六・三
總計	五、八九三	七九〇、二五九	六七、八九四、七六六	八五・九

第三篇 農業労働状態

第一章 農業概況

第一 耕地反別

昭和四年末現在に於ける國內耕地總面積は五、八九七、四六六町にして、之を田畑別にすれば田三、一九二、五二〇町（五割四分）、畑二、七〇四、九四六町（四割六分）にして前年に比し總數に於て一八七、九九八町（三分二厘）を減少し、田に於て四四、九一八町（一分四厘）を増加し、畑に於て二三二、九一七町（八分六厘）を減少した。斯く著しき移動を示せるは本年九月一日現在調査の農業調査の結果從來の誤調に訂正を加へられたに因るものである。最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに田は年々規則正しく増加の傾向を示せるも、畑は大正十年を最高とし爾後漸減の傾向あるが殊に本年は著しき減少を示してゐる。

耕地面積を自作、小作地に別ては自作地三、〇八四、七四五町（五割二分）、小作地二、八二二、七二一町（四割八分）にして前年に比し自作地に於て二二二、六八二町を減少し、小作地に

於て二四、六八三町を増加した。最近十ヶ年の趨勢を觀るに自作地は大正十年迄毎年遞増の傾向を示せるも、大正十二年迄を漸減し十三年以後再び増加の趨勢に向つたが本年は（七分）著しき減少を示した。小作地は大正十一年を最高とし爾後減少の傾向にありしも本年は（九分）の著しき増加を呈示した。

更に之を田畑別に觀るに田は自作地一、四八〇、二八七町、（四割六分）、小作地一、七二二、二三二町（五割四分）にして小作地面積稍大なるに反し畑は自作地一、六〇四、四五七町（五割九分）、小作地一、一〇〇、四八八町（四割一分）にして自作地面積遙に大である。（第一部統計表第十八表其一参照）

第二 農家戸數

昭和四年末現在に於ける農家戸數は五、五七五、五八三戸にして總戸數の四割七分に當り前年に比し二九八戸の減少を示し、最近十ヶ年間の趨勢に於ては農家戸數の總戸數に對する割合は逐年減少の傾向にある。

之を自作小作別に觀れば自作農一、七三七、四三八戸（三割一分）、小作農一、四七八、二二四戸（二割七分）、自作兼小作農二、三三九、九三一戸（四割二分）にして最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに漸減の傾向にあつた小作農は本年尙著しく減少を示せるも客年迄漸増の傾向にあつた自作農は本年小作農と共に著しき減少を示し自作兼小作農のみ依然漸増の傾向にあ

り殊に本年は兩者の激減に反し著しき増加を示してゐる。

次に之を耕地の廣狹別に觀れば五反未満一、九三八、一五五戸(三割五分)、五反以上一町未満一、八九九、八四一戸(三割四分)、一町以上二町未満一、二二〇、一三三戸(二割二分)、二町以上三町未満三一八、〇三七戸(六分)、三町以上五町未満一三〇、一六九戸(二分)、五町以上六九、二四八戸(一分)にして最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに五反未満は本年著しき減少を示せるが大體に於て二町未満のものは漸増の傾向にあるに反し二町以上のものは年々減少の傾向を示し、而して小經營のもの増加し中經營以上のもの減少するは注目すべき現象であらう。(第一部統計第十八表其二参照)

更に同年末の耕地所有者戸數は五、〇四〇、六四九戸にして前年に比し四、四一一戸(九厘)を減少した。之を所有耕地の廣狹別に觀れば、五反未満二、五〇八、九三三戸(四割九分八厘)、五反以上一町未満一、二四六、二四五戸(二割四分七厘)、一町以上三町未満八九九、五六〇戸(一割七分八厘)、三町以上五町未満二二二、九八四戸(四分四厘)、五町以上十町未満一一三、四二五(二分三厘)、十町以上五十町未満四五、四四五戸(九厘)、五十町以上四、〇五七戸(一厘)である。最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに所有者總數は本年幾分減少を見たが大體に於て漸増の傾向を示し、所有耕地の廣狹別に於ては三町未満のもの漸増の傾向あるに反し三町以上のものは漸減

の傾向を示してゐる。(第一部第十八表其三参照)

第四 農作狀況

米 昭和五年に於ける米作付段別は三百二十三萬九千二百三十七町〇段にして前年作付段別に比すれば二萬八千六百三十二町九段(九厘)を、前五箇年平均作付反別に比すれば六萬一千六百十町五反(一分九厘)を増加した。而して米收穫高は六千六百八十八萬二千八石にして之を前年收穫高に比すれば七百三十二萬四千三百十四石(一割二分三厘)を、前五箇年平均收穫高に比すれば七百四十二萬九千九百二十二石(一割二分五厘)を増加した。

蓋し本年の稲作は苗代時期に於ける天候概して順調なりしを以て苗の生育良好に進み、移植時期後七月上旬に於て曇雨天の爲幾分發育を阻害せられたるもの及七月下旬八月月上旬に於て局部的に曇風雨の被害を蒙りたるものありしも其の後の天候は極めて良好にして二十日及二十日前後も平穩に經過し一般に出穂、結實佳良あるを得るを以て九月二十日現在に於ける第一回豫想に於ては六千六百八十六萬七千五百三十石と豫想せられたり。而して其後に於ては天候の低溫不順の爲登熟幾分阻害せられたるもの及螟虫等の被害並に九月下旬、十月下旬に於ける降雹及暴風雨の被害を受けたるものありしを以て十月末日現在に於ける第二回豫想に於ては第一回

豫想に比し百五十六萬二千百石(二分三厘)の減少を示し、其後の天候は概して適順にして第二回豫想當時懸念せられたる病虫害及暴風雨等の被害も案外輕微なりしに因り實收高に於ては第二回豫想に比し百五十七萬六千五百七十八石(二分四厘)の増加を示した。

尙参照の爲最近五箇年間に於ける作付反別及收穫高を掲ぐれば左の如し。

	(作付反別)	(收穫高)
大正十四年	三、一五、八三七 ^町 ・七	五、七〇四、二六 ^石
昭和元年	三、一五、八三七 ^町 ・七	五、五九二、八三〇
同 二年	三、一五、八三七 ^町 ・七	六、一〇二、五四二
同 三年	三、一九、七三六・一	六、〇三三、〇八九
同 四年	三、二〇、六〇四・一	五、五五七、六九四
同 五年	三、三九、三三〇・〇	六、八八二、〇〇八

麥 昭和五年度麥收穫高は左の如くである。(但し、北海道青森、宮城、秋田、山形、福島、新潟及長野の一道八縣を除きたる三府三十五縣)

	大麥	裸麥	小麥	計
大麥	五、五五、四八石	五、九二、三八三石		
小麥			五、五六、五四石	一七、〇〇三、三七七石
計				
大麥	一三六、三〇(二分二厘) ^石 減	一、五八、〇九二(二割七分六厘)減		
小麥	二六四、〇五四(四分六厘)減	計	一、六四八、四六六(八分八厘)減	

にして之を前年の收穫高に比すれば

を示し前五ヶ年平均收穫高に比すれば

大麥	七七、二五 ^石 (二割二分四厘)減	裸麥	一、三〇、二八二(一割八分)減
小麥	一〇、九六二(一分八厘)減	計	二、一八、五三〇(二割一分四厘)減

を示してゐる。蓋し本年の麥作狀況は播種以來氣温高く且つ降雨多かりしたため相當生育促進せられたるも分蘖思はしからず莖葉又軟弱徒長の嫌あり成熟期に至り天候は概して順調と爲つたが近時麥價低廉等の影響に依り施肥管理充分ならず且つ作付段別も小麥を除けば減少せるに因り五月二十日現在豫想高に於ては前年實收高に比し六十萬餘石(三分五厘)、前五ヶ年平均收穫高に比し百二十萬餘石(六分三厘)の減收と豫想せられたるも其後の天候兎角順調を缺ぎ赤澁病等の病害の發生せるもの相當多かりしたため登熟充分ならず、且つ中國及九州地方に於て局部的に風水害を被りたるものがあり、實收高は前年收穫高に比し百六十四萬餘石(八分八厘)、前五ヶ年平均收穫高に比し二百十八萬餘石(二割一分四厘)の何れも減收を示した。

養蠶 昭和五年春蠶收繭高は左の如くである。

養蠶戸數は二百五萬四千六百六十四戸、蠶種掃立枚數八百四十六萬六千七百十五枚、收蠶高總數五千六百八萬三千八百四十貫(價額二億一千二十八萬八千五百九十圓)にして前年に比し、戸數五萬四千五百二十七戸(二分七厘)増、掃立枚數三十六萬九千八百八枚(四分六厘)増、收繭高總數五百四十八萬九

千三百貫(一割九厘)増、價額一億四千四百四十萬三千四百六十九圓(四割一分)減を示してゐる。蓋し本年は繭價不況を豫想し幾分掃立を手控へたる地方ありしも一般には桑葉の増收を見越し掃立を増加したるに因り四月末日現在に於ける豫想掃立枚数は前年に比し二分八厘の増加を示し、實數に於ては前記の如く前年に比し四分六厘の増加を示した。尙ほ昭和五年九月一日現在の夏秋豫想掃立枚数は總數九百八十八萬六千八百三十枚にして前年に比し百十六萬八千四百二十七枚(一割六厘)の減少である。

第五 田畑賣買價格

日本勸業銀行調査課の發表する「昭和五年度田畑賣買價格」の概要を摘記すれば次の如し。

「昭和五年三月現在の田畑賣買價格を表示すれば

全國平均賣買價格			昭和五年	昭和四年	騰落實數	比較割合
田	上の中	六五	六四	落	四	五・九
	普通	四九	五三	同	三	六・五
下の中	三三	三五	同	二	六・七	
畑	上の中	四七	四三	落	六	五・六
	普通	三〇	三九	同	九	六・〇
下の中	一三	一九	同	五	七・六	

即ち本年田畑の賣買價格は前年に比し各品等共に低落し、

普通田に在りては六分五厘落の四百八十九圓となり、普通畑に在りては六分落の三百圓となれり。

地方別にすれば普通田の賣買價格は近畿の六百十圓を最高とし四國區、東海區、東山區、九州區、北陸區、中國區、關東區、東北區、北海道順次之に次ぎ沖繩の七十五圓を最低とす。又普通畑に在りては東海區の四百五十八圓を最高とし東山區、關東區、四國區、近畿區、九州區、中國區、北陸區、東北區、沖繩順次之に次ぎ北海道の四十九圓を最低とす。

更に其の騰落の狀況を視るに、普通田に在つては各地方共に低落せりと雖も、普通畑に在つては北海道のみ昂騰を示し其他の地方は孰れも低落せり。而して東北區は田畑共に低落の程度最も大にして、その最も大にしてその最も小なるは田に於て中國區並に九州區、畑に於て東山區なりとす。

本邦の耕地價格を年次的に見れば大正五年以降遂々奔騰の趨勢を示し、大正八年には普通田は全國平均七百六圓となり、普通畑も亦四百十八圓の高値を唱へて大正四年に比し孰れも三倍の騰貴を示せり。之れ固より世界大戰の影響に因るものにして、當時農産物の價格は昂騰の一路を辿り農家の購買力は著しく増進したる爲、勢ひ地價の昂騰を促せりと雖も、大正九年の恐慌に會するや農産物の價格は遽に低落の方嚮に轉じ、地價亦其の影響を蒙りて同年秋には田畑共に前年に比し實に百圓方の暴落を示せり。

爾來農産物の價格は容易に恢復を見るに至らずして概ね漸落の歩調を辿り、農家の收入著しく減少せるにも拘らず、其の支出之に比例して低下するに至らず、爲に農家は收支の均衡を缺きて其の購買力を減退せり。加之小作爭議は漸次其の範圍を擴大し且深刻の度を昂むるに至りしかば、耕地の價格は其の影響を蒙りて漸落の趨勢を持續せり。而し本年も亦耕地の價格は前年に引續き低落を示したるが、之れ經濟界連年の不況に加ふるに金解禁の斷行に因り、農産物の價格は一般物價と共に著しく低落し、農家經濟をして益々惡化せしめたるに因るものゝ如し。

尙近き將來に於ける耕地價格の騰落豫想を全國郡農會に意見を徴したるに、下落を豫想せるもの六割七分の多きに及び、其理由としては財界の不振、農産物價の低落及び之に伴ふ農家經濟の逼迫等を擧ぐるもの最も多し。又地價の騰落は土地の低當貸借及其賣買の多寡と至大の關係あるを以て、本年に於ける田畑の抵當貸借並に其賣買が前年に比し如何なる状態に在りやに付き回答の結果は、抵當貸借の多寡多しとせるもの七割二分を占め、その理由は農家經濟の逼迫に歸するもの最も多く、信用の低下に基き銀行其他の金融機關が無擔保貸付を警戒しつゝあることに歸するもの之に次ぐ。反對に少しとせるもの五割三分を占め、其の理由は農家經濟の逼迫と小作爭議の影響とに因り土地の賣却希望者著しく増加せるも、

農家は一般に購賣力減退せるが爲に之を購入する者少しとせり。』

第二章 小作状態 小作料

日本勸業銀行調査(昭和五年度)の發表による我國に於ける全國平均實收小作料は次の如くである。

實收小作料及 増減比較	地目及品等	全國平均實收小作料(反當)		増減(△)比較			
		昭利五年	昭利四年				
賃 料	田	上の中	一・二六	一・二五	○・〇一	〇・八	
		普通	一・〇三	一・〇三	〇	〇	
	畑	上の中	〇・七五	〇・六六	△	〇・〇九	
		普通	三・二一	三・八五	△	一・七四	
	實收小作料及 増減比較	畑	下の中	二・五九	一・七〇	△	一・八九
			下の中	一・〇六	二・〇二	△	〇・九六

實收小作料は之れを全國的に見れば前表に示すが如く普通田は一石三升にして前年に比して増減なく、上田は一分弱の増加、下田は一分強の低減を示して其の増減極めて僅少なるが、畑に在りては各品等孰れも七分乃至八分の低減を示した。之れ蓋し田小作料の授受は、殆んど現物を以て行はるゝに反し、畑小作料の授受は金納に依るもの多く、従つて農産物の價格低落の影響は畑小作料に於て顯著なるに因るものと云ふ

ことを得るであらう。

尙小作料は小作地の多少、小作争議の消長或は作物の豊凶並に其の價格の騰落其の他地方獨特の事情に左右せられて自ら高低、増減あること勿論にして、今茲に各地方別に普通品等の田畑に就きて小作料の情況を示せば左表の如し。

イ、地方別普通田實收小作料

地方別	實收小作料及増減比較		實收小作料及増減比較	
	昭和五年	昭和四年	實數	割合
北海道	〇・四三	〇・四六	△	〇・〇三
東北區	〇・九七	〇・九七	〇	〇
關東區	〇・九七	〇・九六	△	〇・〇一
北陸區	一・〇〇	一・〇一	△	〇・〇一
東山區	一・〇三	一・〇五	△	〇・〇二
東海區	〇・九九	〇・九七	〇	〇・〇二
近畿區	一・二三	一・二二	〇	〇・〇一
中國區	一・二四	一・二四	〇	〇
四國區	一・一九	一・二四	△	〇・〇五
九州區	一・〇九	一・二二	△	〇・〇三
沖繩區	〇・三〇	〇・三三	△	〇・〇三
全國平均	一・〇三	一・〇三	〇	〇

即ち普通田に在りては四國區の一石一斗九升を最高とし、中國區、近畿區、九州區、東山區、北陸區、東海區、關東區、東北區、北海道順次之に次ぎ、沖繩の三斗を最低とする。又普通畑に在りては四國區の二十二圓七十五錢を最高とし、東山區、東海區、近畿區、中國區、九州區、北陸區、關東區、東北區、沖繩順次之に次ぎ、北海道の三圓六錢を最低とする。終りに普通品等の田畑に就きて大正十年以降に於ける實收小作料の推移を示せば左表の如し。

年次	實收小作料		普通畑	
	實數	同上指數	實數	同上指數
大正十年	一・二七	一〇〇	一八・七五	一〇〇
同 十一年	一・二四	九七	一九・五五	一〇四

同	十二年	一〇三	五	一九九六	二〇七
同	十三年	一〇九	五	一九九六	二〇七
同	十四年	一〇七	九	一九九六	二〇二
昭和	元年	一〇七	九	一九九六	二〇二
同	二年	一〇三	七	一九七八	二〇〇
同	三年	一〇三	八	一九八七	一九九
同	四年	一〇三	八	一九七〇	一九三
同	五年	一〇三	八	一九五九	八五

備考 實收小作料は大正十年より之が調査を開始した。

第三章 農家經濟

第一 農家經濟調査

農林省が大正十年以來道府縣農會に委嘱し「農家經濟調査」を續行して來たのであるが、昭和三年度成績（昭和三年二月一日—翌四年一月三十一日の滿一ケ年間）として昭和六年三月發表の該調査につき以下その概要を摘記しやう。

(一) 調査農家の種類及戸數

昭和三年度に於て調査を開始せし農家は二三三戸であつた

農家種類	耕作地			耕作地以外の土地			合計	農業用土地面積に對する割合			
	田	畑	小計	宅地	山林原野其他	小計		耕作地	耕作外の土地	田	畑
自作農	一〇七〇三	七〇一五	一八七二七	〇〇四七	一〇七〇三	一一一七三	三三、二七	六〇、五	三九、五	六三、四	三七、六
自、小作農	一〇、九三	五、八〇九	一六、八三二	〇、四〇一	四、三三三	〇、三五	四、九八	七七、二	二三、八	六五、四	三四、六
小作農	一、四〇六	六、七二	一八、二七	〇、三六	一、三三	〇、三五	一、七〇四	九、四	八、六	六二、九	三七、一
平均	一一、三三	六、五〇九	一七、九〇〇	〇、四〇二	五、九三三	〇、五三	六、九三六	七、二	二七、八	六三、五	三六、五

が、中途記帳中止や其他の事由により結局採用農家戸數は二百十戸となり、地方別に示せば左の如し。

地方別	調査用戸數		
	自作	自、小作	小作
北海道地方	二	一	一
東北地方	三	一〇	六
關東地方	四	九	一〇
北陸地方	九	三	七
中部地方	九	一〇	九
近畿地方	九	八	八
中國地方	五	八	三
四國地方	八	九	四
九州地方	三	九	五
總計	八	六	五

(二) 農業用土地面積

農業收入を得るために使用せらるる農業用土地の採用農家一戸當り面積及割合を表示すれば左の如くである。

(三) 農家總收入及農家の經費

調査農家二一〇戸の戸當り平均農家總收入は二、四二八圓餘にして、内農業總收入は二、〇六三圓餘、農業以外總收入は三六四圓餘である。農家總收入に對する割合は農業總收入八五・〇%にして、農業以外總收入一五・〇%である。更に農家總收入の自小作別による採用農家一戸當り金額及割合を示せば左の如くである。

自小作別	農家總收入に對する割合	
	農業總收入	農業以外總收入
自作農	二、二七五・八四二	四二六・八九七
自小作農	二、〇七〇・九三三	三三六・五四一
小作農	一、七三二・九六六	三五・八〇八
平均	二、〇三三・九三〇	三六四・八七

自小作別	農家總收入に對する割合	
	農業總收入	農業以外總收入
自作農	八五・五%	一五・五%
自小作農	八五・九%	一四・一%
小作農	八四・四%	一五・六%
平均	八五・〇%	一五・〇%

次に農家の家事以外の經費は一、一六四圓餘、農業及家事以外の經費は四五圓餘である。

自小作別による家事以外の經費の採用農家一戸當り金額及割合を示せば次の通りである。

自小作別	家事以外の經費に對する割合	
	農業總收入	農業以外總收入
自作農	一、二九七・八四六	五五・八三九
自小作農	一、一六四・六八五	九四・八
小作農	九四・八	五・三
平均	一、二六三・六八五	九四・八

自小作農一、二七三・〇二六 三〇・九七六 一、二〇三・九九二 九七・四 二・六
 小作農一、〇三三・二四七 三三・九八〇 一、二三六・二七 九七・〇 三・〇
 平均 一、二六三・七〇七 四五・八三一 一、二〇九・八八九 九六・三 三・七

以上により農家の總所得を算出すれば、即ち「農家總收入」より「家事以外の經費」を差引けば採用農家一戸當り平均金額は一、二二八・八五八(圓)であつて、之を自小作別にすれば、自作農一、四二九・〇五三(圓)、自小作農一、一八〇・四八二(圓)小作農九五二・六四七(圓)である。

これらの所得より更に家計費を控除したる結果は、農家の過剰及不足額を示すのである。即ち採用農家一戸當りの比較をとれば何れも差引過剰となり、自作農一〇四圓餘、自小作農一四四圓餘、小作農九二圓餘となる。併し乍ら、調査各戸を次の如く三つに(二百圓未滿、二百圓乃至五百圓、五百圓以上)類別すれば、過不足は左の如く表示することができる。

自小作別	二百圓未滿			二百圓乃至五百圓			五百圓以上		
	計	自作農	自小作農	計	自作農	自小作農	計	自作農	自小作農
計	四〇	二	二	三	二	二	一	二	二
自作農	二	二	二	三	二	二	一	二	二
自小作農	三	二	二	二	二	二	二	二	二
小作農	三	二	二	二	二	二	二	二	二
計	四〇	二	二	三	二	二	一	二	二

(四) 家計費

採用農家一戸當平均家計費は一、〇九六圓餘にして飲食費の割合最も高く、四六・九八%を占め他は何れも一〇%以下のものにして、五%迄のものには被服費九・四八%、交際費七・三四%、冠婚葬祭費六・八一%、其他六・二五%にして他は五%以下の低い割合を示してゐる。而して現金支拂額は家計總額中の五七・〇九%を占め、現物支辦額は四〇・九〇%にして、残りの二・〇一は減價額に相當する。

にして最も多く、自小作農一、〇三六圓餘にして之に次ぎ、小作農八五九圓餘にして最も少い。而して金額割合とも自作農、自小作農、小作農の順序で僅少となるものは被服費、教育費、交際費、娯樂費であり、反對に飲食費及び光熱費の割合は小作農最も高く自小作、自作の順位にあることは注目さるべき現象であらう。

一戸當平均家計費の金額及び割合を表示すれば左の如くである。

種 類	金 額 (單位圓)					家計費に對する割合%				
	自作農	自小作農	小作農	平均	自作農	自小作農	小作農	平均		
住居費	四三・三六九	二七・五三一	二五・六六六	三三・二八二	三・二六	二・六六	二・九九	三・〇一		
飲食費	五〇三・一三九	四七三・三三一	四〇四・〇三六	四七三・九三〇	三九・九九	四三・一六	四六・九八	四二・五三		
被服費	一三二・七六一	九五・三五七	七六・三九一	一〇四・六二二	九・九四	九・二〇	八・八八	九・四八		
光熱費	七五・四七六	六六・一八七	六六・三三五	六九・八〇五	五・七〇	六・三八	七・七一	六・三三		
什器費	二九・六七二	二九・三四八	一九・六九八	二七・〇三七	二・二四	二・八三	二・二九	二・四五		
小計	七八三・四三六	六五五・七五四	五九二・二三六	六九二・五六六	五九・一五	六四・二三	六八・八五	六三・七九		
修養費	一〇・九三六	八・一九五	五・一五〇	八・四八四	〇・八三	〇・七九	〇・六〇	〇・七七		
教育費	五二・一八四	一九・九二六	一三・三〇〇	三〇・六九六	三・九四	一・九二	一・五五	二・七八		
交際費	一〇一・三七七	七三・六一一	六〇・六三七	八〇・九八八	七・六四	七・一〇	七・〇六	七・三四		
諸掛費	四六・二二五	二八・七九四	一六・八二七	三三・四五九	三・四八	二・七八	一・九五	二・九四		
嗜好費	五五・四五二	三八・四五二	三四・五二五	四四・〇二五	四・一九	三・七一	四・〇一	三・九九		
娯樂費	一六・三三二	九・五九五	七・八一〇	一一・七四二	一・二三	〇・九三	〇・九一	一・〇六		

活費		計	
保健衛生費	六四・〇五二	四九・〇七八	三六・六三七
冠婚葬祭費	九六・四九九	七七・〇三三	三九・六三九
其他	九二・九二〇	六〇・一三九	四四・六六八
小計	五五・七二五	三六・四八二	二五九・一七三
家事未拂金	五・三三八	五・八九九	八・六三三
計	一、三四・四七九	一、〇三六・四七四	八五九・九四二
(右の内)			
現金支拂額	七九一・四七一	五八一・九六六	四五〇・七七七
現物支拂額	四九九・九六八	四三七・九八八	三九五・四六一
減價額	三三・〇四〇	一六・五二〇	一三・七六四
總戸數平均	二、七三三	四七・四三	五・五二

第二 生産費調査

1 米生産費調査

帝國農會に於ける昭和五年度の調査として發表せる道府縣各都市に亘り七七一戸の米生産費調査は左の如し。

一石當(自作者)

府縣平均 二六圓四〇錢。 總戸數平均 二六圓一〇錢
而して右の計算の基礎たる反當收穫量及生産費左の如し。

(一) 生産額(反當)

府縣平均	收量	金額	副産物
府	二、七三三	四七・四二	五・六六
縣	二、七三三	四七・四二	五・六六
平均	二、七三三	四七・四二	五・六六

(二) 直接的生産費(反當)

府縣平均	種子	自給	購入	肥料代
府	〇・六四	五・五二	七・〇九	二・三六
縣	〇・六四	五・五二	七・〇九	二・三六
平均	〇・六四	五・五二	七・〇九	二・三六

(三) 間接的生産費(反當)

府縣平均	家族	雇人	諸材料其他	畜力費	總計
府	二〇・三三	三・三三	一・八一	二・九六	四二・九六
縣	二〇・三三	三・三三	一・八一	二・九六	四二・九六
平均	二〇・三三	三・三三	一・八一	二・九六	四二・九六

總戸數平均 一・九八 一・五五 八・九九 三三・五六 三五・二〇

(四) 全生産費(反當)

直接的生産費 間接的生産費 合計

府縣平均 四・〇九^円 三・八四^円 七・九三^円

總戸數平均 四・〇九 三・八四 七・九三

尙ほ種子、労働の量を示せば左の如し。(反當)

労働日數

種子量 家族 雇人 計 家畜使役日數

府縣平均 三三 一七・九 三三 三二・一 一七

總戸數平均 三三 一七・九 三三 三二・一 一七

説明

一、本調査は稻作を主とする經營條件中位の農家の自作者に関するものなり。

二、家族勞力の評價に稻作期に於ける平均日雇(辨當持參)の賃錢による。

三、自給肥料の評價は市價あるものは市價により、市價なきものは成分價により評價せり。

四、土地資本利子は土地の賣買價格に年四分を乗じたるものにして其の他の資本(建物、農具)の利子は計上せず。

五、諸稅諸負擔は稻作の負擔となるものを算出せり、土地に賦課さるゝ租稅及土地資本利子を二毛作田の場合表作と裏作に分割する方法は收益により按分す。

今道府縣別玄米一石當の生産費を示せば左の如し。

愛媛	香川	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
二四・二	二七・〇六	二九・〇六	三〇・六〇	三〇・五	二四・〇七	二七・六七	三三・七六	三〇・四〇	二九・四〇	二九・五五	二四・〇一	二六・二四	二四・二三	二九・三六	三三・七四	二二・七八	三三・七七	二四・七三	二二・七一	二二・五五	二七・〇三	二四・三三	二四・三三 ^円	二二・五二	二四・八四	二四・〇四	二二・三三	二九・二六	二八・二〇	二七・九六	二六・六六	二七・九八	三三・五九	二五・七〇	二五・三九	二七・八九	二九・〇五	二五・二六	二六・九四	二六・〇三	二六・三六	三三・三五	二四・五七	二四・三二	二四・〇七	二八・三三

府縣平均 二六・四^F
 總戶數平均 二六・〇

備考

此の玄米一石當生産費の府縣又は總戶數の平均數字と前記反當生産費より算出するものが一致せざることあるは前者は個々の農家の石當生産費を出し之れを平均したるものなるがため計算上止むを得ざる差異なり。

2 麥生産費調査

昭和五年七月帝國農會の麥生産費調査が發表された。該調査は主として農業經營調査及農家經濟調査農家につき昭和二年時付にかゝる麥の生産費調査であり、又生産費中直接的生

二、生産費

肥料

種	種子	自給	購入	計
水田裏作	〇・七 ^円	一〇・五 ^円	四・九 ^円	一五・五 ^円
畑作	〇・六 ^円	七・三 ^円	二・〇 ^円	九・九 ^円

三、一石當生産費

種	反當收穫量	一反當生産費	一石當生産費
水田裏作	一・九〇八 ^石	四・四 ^円	二二・七 ^円
畑作	一・六三三	三・三 ^円	二〇・九 ^円

備考 一石當生産費の算出に副収入を差引かず行ひたり。

生産費に屬する種子、肥料、勞賃、諸材料及農具を計算し、其他のもの——農舍、租稅諸負擔、土地資本利子——については調査してゐないのである。

(イ) 小麥

甲、生産費

一、生産額

種	麥穀		稈		其他	合計
	收量	價額	收量	價額		
水田裏作	一・九〇八 ^石	三〇・六 ^円	八〇 ^貫	三・八 ^円	〇・五 ^円	三三・七 ^円
畑作	一・六三三	二四・六 ^円	八 ^貫	一・七 ^円	〇・九 ^円	二六・九 ^円

備考 縦の計の合はざるは稈、其他につき記入なき府縣ありし爲めなり。(府縣別参照)

勞力費

農具	諸材料	家族	雇人	畜力	計	合計
一・一 ^円	〇・六 ^円	三・三 ^円	〇・九 ^円	二・二 ^円	二五・三 ^円	四六・四 ^円
一・三 ^円	〇・九 ^円	二・三 ^円	〇・三 ^円	〇・五 ^円	二一・七 ^円	三三・〇 ^円

乙、農家の所得及家族の勞働報酬

一、生産額中稈代を除きたるものより生産費自給肥料代及家族勞賃を除きたるものを差引き其の差額を農家の所得とすれば次の如し。

稲代を除き 自給肥料家族労賃 差引残額
 たる収入 を除きたる生産費 (所得)
 水田裏作 三〇・八四 一〇・五五 二〇・二九
 畑作 二四・七〇 五・三七 一九・三三
 二、生産額より家族労賃を除きたる生産費を差引き其の差額を家族の労働日数にて除したるものを一日の労働報酬とすれば次の如し。

生産額	家族労賃を除きたる生産費	同上差引残高	家族労働日数	一日當金額
水田裏作 三〇・七三	二二・三三	二二・五〇	一七・三	〇・七六
畑作 二六・九	二二・六	一三・八〇	一六・四	〇・八四

一、収入に於ける石當單價(地方相場)	水田裏作 二六・〇四	畑作 二五・二
一、生産費の算出に用ひたる家族の一日當見積勞賃	一・二九	一・二四
一、調査戸數	三	三
(口) 大麥		
一、生産額	麥穀	稈
水田裏作 二六・六	收量 金額	數量 金額
畑作 二七・〇四	二六・六	二〇 三・三〇
	二五・七	二四 〇・五三
		二四 二・四
		〇・四二
		二八・三
		其他 合計
		〇・五三 三〇・七

二、生産額

種子	自給	購入	計
	水田裏作 〇・四六	六・五〇	六・〇七
畑作 〇・五三	六・〇六	三・二五	九・三一

農具	諸材料	家族雇人	畜力	計	合計
水田裏作 〇・七	〇・八五	一八・七	二・〇	一・七九	三三・一六
畑作 一・二〇	〇・九六	三三・六	一・四	一・〇五	三五・七三

三、一石當生産費

反當收穫量	一反當生産費	一石當生産費
水田裏作 二六・六	二七・〇三	二二・八八
畑作 二七・〇四	三三・七三	二二・九五

及家族労賃を除きたるものを差引き、其の差額を農家の所得とすれば次の如し。

乙、農家の所得及家族の労働報酬
 一、生産額中稈代を除きたるものより生産費中自給肥料代

稲代を除き 自給肥料家族労賃 差引残額	水田裏作 二六・九	二二・八八
たる収入 を除きたる生産費 (所得)	畑作 二五・九	二二・八八
		八・四〇
		一七・九

二、生産額より家族労賃を除きたる生産費を差引き其の差額を家族の労働日数にて除したるものを一日の労働報酬とすれば次の如し。

生産額	家族労賃を除きたる生産費	同上差	家族労働日数	一日當金額
水田裏作 三〇・七	一八・七六	一一・五	三・五	〇・八五
畑作 二八・三	一四・四	一三・七	一七・一	〇・八一

丙 其他資料

一、収入に於ける石當單價(地方相場)	水田裏作 九・九	畑作 九・五
一、生産費産出に用ひたる家族一日當見積勞賃	一・三五	一・三六

一、調査戸數	三戸	三戸
(八) 裸麥		

甲 生産費

一、生産費	麥穀		其他	合計
	收量	金額		
水田裏作	一七・八	二四・八五	〇・三	二八・一五
	二・五	三・三	〇・二五	二四・五
畑作	一・五	一・五	〇・二五	二・二五
	二、生産費			

水田裏作	種子	自給	購入	計
	〇・五	九・八	五・〇八	一四・九二
畑作	〇・四	九・三	四・〇六	一三・九

農具諸材料

水田裏作	一〇・四	〇・七三	二〇・四〇	〇・七二	二・三	二二・四	四〇・三
畑作	〇・八一	〇・五九	一九・八	〇・八	〇・五	二〇・七	三六・八
三、一石當生産費							

反當收穫量

水田裏作	一・七六	四〇・三	三三・七
畑作	一・五	三六・八	三三・九

乙 農家の所得及家族労働報酬

一、生産額中稈代を除きたるものより生産費中自給肥料代及家族労賃を除きたるものを差引き其の差額を農家の所得とすれば次の如し。

水田裏作	二五・二〇	一〇・二〇	一五・〇〇
畑作	三・九	六・七	一六・三

二、生産額より家族労賃を除きたる生産費を差引き其の差額を家族の労働日数にて除したるものを一日の労働報酬とすれば次の如し。

水田裏作	二六・二五	二〇・三	八・三	一六・七	〇・九
畑作	二六・二五	二〇・三	八・三	一六・七	〇・九

烟	作	二四・五	一六・二〇	八・三四	一五・三	〇・五
丙	其他資料					

一、収入に於ける石當單價(地方相場)	水田裏作	一四・〇五	烟作	一四・六
一、生産費算出に用ひたる家族	一日常見積勞賃	一・三		一・三
一調査戸數		二四		八

第三 養蠶備賃銀概況

昭和五年農林大臣官房統計課の發表に係る「製糸職工及養蠶備賃銀統計表」により養蠶備賃銀の概況を示せば左の如くである。

昭和四年中一府九縣に於ける養蠶備一人一日平均普通賃銀は(1)年傭男九十四錢、女七十二錢、(2)季節傭男一圓三十二錢、女一圓一錢、(3)日傭男一圓五十二錢、女一圓二十一錢である。之を大正十年乃至十二年の全三ヶ年平均賃銀を一〇〇とせる指數とするときは總平均指數は一〇一にして前年と保合を示してゐる。各種別指數の最も高きは年傭男及日傭女の一〇八にして季節傭男の九八最も低く、又各々を前年に比較すれば季節傭女は四、季節傭男及日傭女は各々三の昂騰にして日傭男は保合を示し、年傭男及年傭女は何れも七の低落を示してゐる。

尙各府縣別總平均指數に於ては熊本の一・二八最も高く、愛

媛の七四が最も低である。

第四篇 其他の労働者の状態

第一章 林業労働者状態

林業労働者數 我國林業労働者の數は第一回國勢調査の結果に依れば一二〇、八五一人(男八九、五六三人、女三二、二八八人)にして林業本業者の總數一八九、六二七人に對して六三・七%を占む。而してこの勞務者に對し本業者ならざる從屬者は八二、三五八にして勞務者に對する割合(扶養率)は六八・一%である。右林業労働者數を小分類によつて内譯すれば左の如くである。

	男	女	計
森 林 業	六、三三	八、六	七、二九
林 産 物 業	八、八七	三、四三	二、二〇
狩 獵	三三	九	三三
計	八、五三	三、二八	三、八五

尙ほ林業労働者の全國的な状態に關しては適當なる調査を缺く。國有林並に公有林野官行林業從事労働者の状態については前年度本年鑑にやゝ詳細の記述があるからその参照を乞ふ。

船一、〇六七隻で依然多數を占め、遭難船全數の七一・〇%に當る。遭難を種類別に見れば、破壊最も多く九一一隻で全數の六〇・六%に當り、行衛不明一三五隻、坐礁又は坐洲一〇〇隻、沈没八二隻である。

尙ほ詳細の數字は第一部統計第十九表其二参照。

第三章 商業使用人状態

商業使用人の状態に關しては新しき調査を缺く。第一回國勢調査（大正九年十一月一日現在）の結果によれば、商業における本業者としての勞務者は一、一〇六、三二八人にして、この中男子四八三、一八二人、女子六二二、一四六人、即ち男子四三・六七%、女子五六・三三%の割合である。これを商業における本業者としての業主並に職員の数と地位別に對比すれば左の如くである。

	業主	職員	勞働者	計
實數	一、六七、二五	四〇、三八〇	一、二〇六、三二八	三、一八八、〇三二
百分率	五・六一	一二・六	三四・七〇	一〇〇・〇〇

右の勞務者を商業の種類別に見れば、大別して物品販賣業が斷絶多數を占め六二三、七六二人即ち五六・三八%に達する。之に次ぐ旅宿・飲食店・浴場業は三八・一五%で、他は遙かに少い。その詳細については前年度本年鑑の参照を乞ふ。

第四章 自由勞働者状態

日傭勞働者數 第一回國勢調査（大正九年十月一日現在）の結果によれば、「日傭業」を本業とする者の數は四四一、四八八人にして、このうち男子二七七、一二〇人、女子一六四、三二八人、女子は總數の三七・二二%である。

社會局調によれば、日傭勞働者の數は昭和五年六月末現在において一、九二二、七六一人、内男子一、四九三、三三三人、女子四二八、四二八人、女子は總數の二二・三%に當つてゐる。
 失業状態 自由勞働者の失業が深刻を極めつゝあることは蔽ひ難い事實であるが、これが調査に至つては依然適確なるものを缺く。社會局「失業狀況推定月報」に據れば、昭和五年中における日傭勞働者の失業數は大體に月を追ふて増大してゐる。今年十二月末における状態を見るに、失業者數一四六、五九八人、調査人口一、六一五、〇五九人に對し失業率九・〇七%の割合を示してゐる。尙ほ日傭勞働者の失業率は大都市に大ききことは云ふまでもなく、即ち左の主要府縣別の状態が示す通りである。

全 國	日傭勞働者失業者數	同上失業率
東京府	一四、五九	九・二%
東 京 府	三〇、三九	二四・一%

大	八、四六六	二一〇
阪	四、九六一	一三〇
府	九、〇四二	二六〇
神	五、一〇六	一六六
奈	八、〇七七	二一七
川	一三、一七五	三三三
縣		
兵		
庫		
縣		
愛		
知		
縣		
福		
岡		
縣		

第五篇 中間階級者・婦人労働者・職業婦人並に少年労働者状態

第一章 中間階級者状態

中間階級は、その階級的地位がいまや全體として向上せず、寧ろ下降的な状態にあつて漸次労働者階級と共通の利害の上に立たんとする歴史的地位にあるところの階級であるが、その中間階級者が如何なる範圍を指すかを明確にすることは困難である。面倒な議論を抜きにして、假にこれを筋肉労働者以外のものとする生活の根柢が自己の勞務に依存せるものと規定すれば、具體的には俸給生活者（労働者以外の使用人階級）の大部分、自由職業者、小中商工業者の大部分、自作農、恩給生活者、等を指すことができよう。これを單に收人額か

ら規定すれば、現在では大約月收六十圓以上三百圓以下のものを包括すると見て、常識的には差したる不都合はあるまい。（例へば大正十年東京府の中等階級生計費調査は大體この見解をとつてゐる。）

中間階級者の數は従つてこれを完全に捕捉することは困難で、たゞ種々の觀點から一面的に捕へた數字をもつて参考に資し得るに止まる。いまその二三を試みれば左の如くである。

大正九年第一回国勢調査の結果に依れば、無職業を除き各職業を通じての本業者二六、六二六、二二四人の中、業主たるもの八、九五八、三六七、職員一、五一四、五一一、勞務者一六、一五三、三四六人となつてゐる。この職員の大部分と業主の可成りの部分とがこゝに所謂中間階級に屬するであらう。

所得税表（主税局第五十五回統計年報書）に依れば、昭和三年度に於て年收三千圓乃至千二百圓の第三種納税者は六六三、九四五人である。勿論、中間階級者なる觀念の適合する者は、寧ろ免税點以下において莫大の數にのぼるであらう。尙ほ營業稅表（上掲年報書）に依れば、昭和三年度の各種營業者を通じて納稅額二百圓未滿の個人は七三九、〇七四人に達する。

以下中間階級者の一典型として俸給生活者状態につき記述を進める。

第一 俸給生活者數

俸給生活者は中間階級者の主要なる部分をなすが、その全數幾何に達するや茲には明確に知り難い。こゝでは俸給生活者中特に官公吏教員について述べる。

一 官公吏數

官吏（國庫金を以て俸給を支給するもの）府縣吏員及び市町村吏員は昭和四年未現在において合計八六六、七七七人でこれを種別に見れば次の如くである。（内譯については第一部統計第二十表参照）

文官	武官	宮内官	計
七二〇、三〇九	四三、七〇一	四、四七〇	七六七、四八〇

府縣吏員	市吏員	町村吏員	計
一一、三四	三三、一〇二	六五、九五	一〇九、三三二

二 教員數

昭和二年度における官公私立學校教員數は總數三一五、〇二六人で前年度の二九九、六〇八に比し可成りの増加を示してゐる。その主なる内譯を示せば次の如し。

幼稚園	各種専門學校	六、五八
三、五八八	六、五八	
小學校	高等學校	一、三二
三五、六三	一、三二	

實業補習學校	二六、六二	大	學	四、六三
高等女學校（實科を含む）	三、七〇二	其他諸學校	一七、八七五	
中學校	三、九八九	合計	三五、〇六	
實業學校（甲乙丙種）	三、五二〇			
官公吏	昭和四年における官公吏の平均俸給額は左の如くである。（一人一年平均俸給額）			

官 吏	文 官	武 官	宮内官
六〇〇	一、八五五	一、〇〇四	
公 吏	府縣吏員	市吏員	町村吏員
六〇〇	九三	四八九	

備考 武官は陸軍のみについて計算。尙ほ本表につきては第一部統計第二十表其一、其二の参照を乞ふ。

教員	平均月俸額左の如し。	
昭和四年	昭和三年	昭和二年
六三〇元	六三〇元	六三〇元
二八・七五	二六・七五	二六・七五

小學校本科正教員
備考 第一部統計第二十表其八参照。
學校卒業生初任給 中央職業紹介事務局「會社銀行定期採用狀況調査」（昭和五年五月一日現在調）に依れば、全國に於ける資本金壹千萬圓以上の會社銀行三二五の採用者三、三〇四人の學歷別による初任給並に手當の月平均は次の如くであるが、之を前年並に前々年に比較すればその低下ぶりは實に顯著なものがある。（昭和五年については女子を除外す）

昭和五年	昭和四年	昭和三年	初任給並事務者		技術者		大學出	專門學校出	中等學校出	平均
			手當	合計	手當	合計				
初任給並事務者 六九・四五	初任給 六五・七七	初任給 六八・八三	六九・四五	六五・七七	六八・八三	六五・七七	六九・四五	六五・七七	六八・八三	六五・七七
手當合計 七・七五	手當 三〇・二五	手當 二九・五七	七・七五	三〇・二五	二九・五七	七・七五	三〇・二五	二九・五七	七・七五	三〇・二五
合計 九・五〇	合計 九五・九二	合計 九八・四〇	九・五〇	九五・九二	九八・四〇	九・五〇	九五・九二	九八・四〇	九・五〇	九五・九二

第二 生計費

内閣統計局家計調査報告に據る給料生活者の家計状態については第一篇第三章においてその概略を述べた。尙ほ詳細に亘つては前年度年鑑の参照を乞ふこととし、茲では収入階級別による總収入並に總支出の内譯を掲げておく。

給料生活者一世帯一箇月平均總収入(収入階級別)

總収入 (總額)	収入階級別		
	全體	八〇圓未滿	一六〇圓未滿
一、實収入 (總額) 二二七・七	二二七・七	二二七・七	二二七・七
二、實収入以外の収入(總額) 九六・七	九六・七	九六・七	九六・七
1 繰越 五・九	五・九	五・九	五・九

給料生活者一世帯一箇月平均實収入内譯

實収入總額	収入階級別		
	全體	八〇圓未滿	一六〇圓未滿
一、勤勞收入 二一六・二六	二一六・二六	二一六・二六	二一六・二六
1 世帯主收入 一九・六五	一九・六五	一九・六五	一九・六五
2 世帯主の配偶者の收入 三・七六	三・七六	三・七六	三・七六
3 家族收入 二・七五	二・七五	二・七五	二・七五
二、勤勞外收入 二〇・四八	二〇・四八	二〇・四八	二〇・四八
1 貸間收入 〇・四八	〇・四八	〇・四八	〇・四八
2 財産收入 五・三三	五・三三	五・三三	五・三三
3 受贈 二・八八	二・八八	二・八八	二・八八
4 其他 三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇

給料生活者一世帯一箇月平均總支出(收入階級別)

項目	収入階級別		
	全體	八〇圓未滿	一六〇圓未滿
總支出(總額)	三三・五四	二七・七四	二五・二七
一、實支出(總額)	二四・三四	一九・〇六	二二・八一
二、實支出以外の支出(總額)	一〇・九〇	八・六八	二・九四
1 繰越	五・〇三	三・八五	六・〇九
2 貯蓄	二・七九	六・三三	二・七〇
3 無盡掛金	一・四一	〇・六二	一・六九
4 保險金	三・四五	一・三五	二・四二
5 貸付金	二・〇五	〇・二六	二・三六
6 質受金	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇六
7 負債返済	二・八五	一・三五	三・二六
8 掛買拂	三・〇六	三・三六	三・〇七
9 其他	〇・九一	〇・六二	〇・七三

給料生活者一世帯一箇月平均實支出内譯

項目	収入階級別		
	全體	八〇圓未滿	一六〇圓未滿
實支出總額	二四・三四	一九・〇六	二二・八一
一、飲食物費	四・〇七	三・三六	四・二七
二、住居費	三・八四	三・三三	三・三三

三、光熱費	五・六六	三・九三	五・三三	五・九四
四、被服費	一七・一八	九・五四	一四・〇六	一八・六二
五、保險衛生費	七・六八	四・六六	六・三六	八・六七
六、教育費	二・三六	〇・二四	一・二五	二・二四
七、公課其他負擔費	一・四一	〇・六一	〇・九〇	一・三六
八、交際費	一〇・二九	四・七三	七・六二	一・〇三
九、修養娛樂費	六・〇三	二・四九	四・六七	六・七八
十、其他	一〇・二八	四・五四	七・四三	一〇・五四

第三 失業狀況

俸給生活者の失業は、本年に入つて恐慌の進展とともに益々深刻化したことは蔽ひ難いが、その正確なる數字を得ることとは困難である。社會局調「失業狀況推定月報概要」によつて、本年における給料生活者の失業状態を月別に見れば左の如くである。

調査人口	失業者推定數	失業率	
昭和四年九月	一、五七二、二九	五九、一五八	三・七六
昭和五年一月	一、六五二、七四〇	六五、八三六	四・〇二
二月	一、六五二、〇九三	六六、九六六	四・〇六
三月	一、六三九、七二六	六八、二六三	四・一六
四月	一、六六一、六三三	七八、六〇三	四・七三
五月	一、六五六、二二三	八〇、四四四	四・八六
六月	一、六六六、二九九	九七、一三七	四・七五

七月	一、六九、五五四	七九、〇五七	四・七四
八月	一、六四、六三九	七七、九三七	四・七四
九月	一、六四、二五七	七六、八七七	四・七四
十月	一、六四、〇八二	七三、七五三	四・四三
十一月	一、六三、三九三	六三、五五三	三・九〇
十二月	一、六三、四八九	六三、五五二	四・九二

次に給料生活者の失業状態を裏面より語る一資料として學校卒業生就職の趨勢を見るに、中央職業紹介所の調査（昭和五年大學専門學校甲種實業學校卒業生就職狀況調査）に據れば大要左の如くである。

卒業生總數	八、二八、一〇〇・〇%	一五、七四、一〇〇・〇%	一七、三〇、一〇〇・〇%
就職者數（自營を含む）	三、四六、四・八	八、〇三、五・〇	三、六四、七・四
上級學校入學者	一、三六、一・三	一、三〇、七・八	一、七五、〇・二
未就職者其他	三、四七、四・九	六、三五、四・六	二、八元、一・六

（備考）右の數字は照會せる四三〇校中回答ありたる四〇四校についての調査である。

今之を昭和四年度學校卒業生の狀況と比較すれば、就職したるものゝ割合は大學卒業生に於て七・五%、専門學校卒業生に於て八・〇%、甲種實業卒業生に於て七・四%の低下を示してゐる。尙ほ就職者中においても殊に學校當局の紹介による就職者の割合は一樣に低下してゐるのが見られる。又、中央職業紹介事務局「會社銀行定期採用狀況調査」によれば、資

本金一千萬圓以上の會社銀行における大學、専門學校、中等學校卒業生の採用率（入社希望者に對する採用者數の割合）は昭和三年以降漸次低下の傾向を示し、昭和三年二〇・三%、昭和四年一八・一%、昭和五年一五・五%といふ數を示してゐる。

第二章 婦人勞働者及職業

婦人狀態

第一 女工

1 女工數

女工總數 社會局調に依る昭和五年末における工場・鑛山・交通・日傭・其他の勞働に従事せる女子勞働者の數は合計一、四九四、九七二人にして昭和四年同時期におけるそれと比較すれば、六六、三三九人の減少を示してゐる。この女工總數の勞働者總數に對する割合は三一・七二%で、前年同期より稍少い。これを各種の勞働者別に見れば次の如くである。

工場勞働者	九八、六二八	男	四、九	女	四、九	昭和四年	同上
鑛山勞働者	三、三三三	男	二	女	二	昭和四年	同上
運輸・交通・通信勞働者	四、〇五六	男	九	女	八	昭和四年	同上
日傭勞働者其他	四四、九七五	男	三	女	三	昭和四年	同上

工場女工数 工場労働に従事せる女工の数は同じく右社会局調査によれば九八一、六一八人で、昭和四年同時期のそれに比して七五、六三四人の減少である。その男女工総数中に占むる割合においても、前年の四八%より四七%に下つてゐる。

これを官公營と私營とに分ち、更に私營を工場法適用工場と非適用工場とに分類すれば次の如くである。

官公營	女子数		同 上 男女工中女工の占むる割合	昭和四年	同 上 男女工中女工の占むる割合
	昭和四年	昭和四年			
官公營	二六、七〇〇	三三、一五五	二〇	三〇	三三
私營	工場法適用	八六、六七八	八七、五九九	三三	三五
	非適用	三六、三〇〇	三六、三三二	三三	三五
合 計	九五、八八一	一〇五、八〇〇	三〇	三三	三五

業態別工場女工数 昭和四年末現在における各種工業における女工数及びその割合は左の如くである。(昭和四年「工場統計表」より計算)

業 態	女工数	女工総数に對する割合		男女工百人中女工の占むる割合	
		昭和四年	昭和四年	昭和四年	昭和四年
紡織工業	八四、五〇一	八八・〇%	八六・六%	八八・四%	八八・四%
金屬工業	七、六六〇	〇・八%	〇・八%	〇・八%	〇・八%
機械器具工業	三、三三五	三・三%	三・三%	三・三%	三・三%
窯業	三、七五六	三・七%	三・七%	三・七%	三・七%

業 態	昭和四年	昭和四年	昭和四年
化學工業	四〇、五九〇	四・三%	三三・二%
製材及木製品工業	四、八八一	〇・五%	八・三%
印刷製本業	六、五三三	〇・六%	二二・六%
食料品工業	二、三三七	二・二%	一四・九%
瓦斯電氣業	八	—	一・〇%
其他の工業	四九、一六七	五・一%	五五・五%
計	九六、八三五	一〇〇・〇%	五三・一%

年齢別工場女工数 同じく工場統計表に依つて昭和四年における工場女工の年齢別数並にその割合を算出すれば左の如くである。

年齢	人数	割合	人数	割合
十六歳未満	一七、六二六	一七・六%	七六〇、六四三	二、五六%
十六歳以上	七九、二〇九	八二・四%	九六九、八三五	九七・四%
計	九六、八三五	一〇〇・〇%	一、七三〇、四八六	一〇〇・〇%

(之を主要工業部門について見れば)

紡織工業 一八、八二五 六五、八四五 八四、五〇一
 化學工業 四、四七四 三五、〇〇〇 一、〇七六 四〇、五九〇
 食料品工業 一、七五五 一八、五〇〇 一、〇三三 二二、三三七
 雜工業 五、八三〇 四二、二〇四 一、二三三 四九、一六七
 鑛山女子労働者数 昭和四年六月末現在における女鑛夫の鑛山別数字並に年齢別、坑内外別によるその割合についてはこれを第二篇第一章第二並に第三に述べた。こゝには其處に缺くるところの女鑛夫の年齢別並に鑛山種別實数をかゝげて

おく。

	金屬山	石炭山	石油山	其の他の 非金屬山	計
十六歳未満	一〇八	九三	—	五	一、〇八五
十六歳以上五十歳未満	四、四〇	四、五七	三〇五	四三	五、九三四
五十歳以上	三九	一、七三	二〇	八	二、〇八五
合計	五、〇七七	四、二七七	三三五	四三	五、一〇四

2 賃 銀

工場女工賃銀 工場女工の一日平均賃銀額並にその各種業態別に關する數字はこれを第二篇第二章第三賃銀の項に記述した。

茲では女工の大部分を占むる繊維工業につき内閣統計局調に據り昭和五年六月における女工賃銀を年齢別に見れば次の如し。前年同月に比し著しく低落してゐる。

繊維工業女工賃銀	平均	十六歳未満	十六歳以上
同昭和四年六月	八五・九	六二・九	九三・一
これを地方別平均賃銀について見れば、	九五・四	六九・八	一〇四・二

北海道	東北	關東	北陸	近畿	中國	九州
地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方
昭和五年六月	一〇三	六四	八二〇	七三	九七	七六
昭和四年六月	九二	七六	一〇八	八〇	一〇五	九三

女鑛夫賃銀と前年同月のそれとを比較するに、こゝでも賃銀は明かに低下を示してゐる。鑛山別、年齢別に一日平均賃銀を見れば次の如くである。

鑛山種別、年齢別、女鑛夫賃銀(昭和五年六月平均)	平均	十六歳未満	十六歳以上
總數	一〇四・八	七四・三	一〇五・五
金 屬 山	七〇・五	四四・八	七二・二
石 炭 山	一三〇・一	八三・二	一三二・八
石 油 山	八三・五	—	八三・五
其他の鑛山	九三・五	—	九三・五

女鑛夫賃銀累年表(労働統計要覽及賃銀(労働統計月報に據る))

大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	同 四年上半年	同 五年六月
總平均	一三三・四	一三三・一	一三五・四	一三三・三	一〇四・八
金屬山	六六・五	六八・三	七〇・七	七三・六	七〇・五
石炭山	一三〇・五	一三〇・三	一三四・一	一三二・五	一三二・一
石油山	七〇・一	七六・六	七七・五	八二・七	八二・八
其他	七五・五	八三・八	八六・三	八五・五	九三・五

3 労働時間

就業時間・休憩時間・休日については第二篇第二章第四に労働者の一般的状態として一括記述した。こゝには女子労働者

をもつてその大部分を占むる繊維工業における労働時間を内閣統計局調によつて見る。

	工場数	作業時間 ^{時分}	内休憩時間 ^{時分}	作業日数 ^日
昭和五年一月	一六	一〇・二四	〇・五三	二四・〇
二月	一九五	一〇・二六	〇・五三	二五・四
三月	二〇四	一〇・三三	〇・五四	二六・七
四月	二〇五	一〇・三六	〇・五七	二七・五
五月	二〇三	一〇・三五	〇・五五	二七・四
六月	二〇二	一〇・三四	〇・五四	二六・五
七月	二〇三	一〇・三三	〇・五六	二六・八
八月	二〇二	一〇・三六	〇・五七	二七・一
九月	二〇二	一〇・三七	〇・五六	二七・二
十月	二〇二	一〇・三四	〇・五五	二七・三
十一月	二〇〇	一〇・二九	〇・五四	二七・二
十二月	一九八	一〇・二〇	〇・五四	二七・三
昭和五年平均	二〇〇	一〇・二七	〇・五五	二六・七
昭和四年平均	二〇三	一〇・四八	〇・五六	二七・一
昭和三年平均	二〇七	一〇・〇八	一・〇三	二六・七

右によれば昭和五年の平均作業時間は、深夜業廢止の結果その前年より著しく低減した昭和四年のそれよりも更に二十一分の低減を示してゐる。たゞ右のうちに含まれる休憩時間が五十八分より五十五分に減少してゐるのが、それはさしたる問題たり得ない。作業日数も亦二七・一日より二六・七日に

低下してゐるところを見れば、昭和五年における繊維労働者の労働時間はやゝ改善せられたと見うるやうに思はれる。

深夜労働については前年度本年鑑に幾分の記述を試みた。

昭和四年工場監督年報はこれにつき同年の状態を次の如く報じてゐる。

『深夜業禁止の問題は我國工場法制定以來の懸案なりしが本年七月猶豫期間盡くるに先んじ、從來深夜業を爲したる紡績工場は二月以來相次いで之を廢止し、六月末迄に完全に深夜業を廢止したり。而して深夜業廢止後に於ける就業制度に關しては(1)一交替制を採るべきや、(2)二交替制をとるべきや、(3)一部男子を使用中して深夜業を繼續すべきや、各種の觀測行はれしが、本年の關する限りに於ては殆んど例外なく、(2)の二交替を採り、深夜を除きたる時間を二分し成年男子も女子に均霑して就業時間の短縮を見るに至れり。社會局に於ては此の趨勢に適合するため當分法第四條の例外は一般に之を許可することとしたため、就業時間は午前五時より午後十一時迄を二分し一交替班の就業時間は九時間中休憩三十分實労働時間は八時間半となり、由來長時間労働の弊に堪へざりし我國繊維工業中比較的短時間就業を見るに至れり。』

就業時間の延長 昭和四年中の状態を見るに次の如くである。就業時間の例外たる許可認可のうち、その一は工場法第四條に依る午後十一時までの延長で、これは從來深夜業をなし來つた工場には凡て當分許可する方針がとられたので、許

可を受けた工場は六五二工場の多數に達しその大部分は紡績業であつた。例外の二は（これは必しも延長ではないが）休憩時間を一齊に與へないことであつて、通例は食堂狹隘といふ理由でまた稀には作業の性質にもとづく。例外の三は、法第七條第三に依る許可即ち夏期休憩時間の延長に伴ふ就業時間の延長であつて、その許可せられたるもの同年は特に多く一〇一一件に及ぶ。更に第四は法第八條三項に依る許可、即ち臨時必要ある場合における就業時間延長は、全部適用三六七件、一部適用八五〇件、合計一、二二七件に達する。（「工場監督年報」昭和四年参照）

4 労働災害

工場労働者乃至一般労働者の労働災害については之を第二篇第三章第六に述べた。茲には特に女工に関する工場災害の趨勢を略記する。

昭和三年並に四年における工場法適用工場（官設工場を除く）において発生したる女工の死亡、重傷、輕傷の數は次の如くである。

	昭和三年	昭和四年
死	三	二
重傷	八九〇	九三
輕傷	三、四六	三、九七

右昭和四年の状況を業態別に見れば次の如くである。

業態	死亡	重傷	輕傷
染織工場	六	六五	三、二九
機械及器具工場	一	六	二六〇
化學工場	三	七	二二
飲食物工場	一	三	一〇〇
雜工場	五	八	二六
特別工場	一	一	七
計	六	九三	三、九七
官設工場	一	七	二六
總計	六	九〇	四、〇三

尙ほ女工の疾病その他保健状態に關しては前年度本年鑑の参照を乞ふ。

第二 職業婦人

1 數

第一回國勢調査の結果に據れば、大正九年十月一日現在において女子の有業者（從屬者と家事使用人とを除く）の總數は一〇、〇六五、四〇一人であり、このうち業主の地位にあるもの一、六七三、一〇六人、職員たるもの一五三、〇七八人、勞務者八、二三九、二一七人である。所謂職業婦人と稱せられる婦人有業者がこれらのうち幾何を占むるやは判然しない。

更に職業婦人は現在増加しつつありや否やも明確なる数字を
 抜き俄に決定し難い問題である。今この趨勢を知り得る一助
 として最近の研究「日本に於ける女子の職業的活動」(森戸辰
 男氏、大原社会問題研究所雑誌、七卷三號)からその結論の一齣
 を引照しておかう。

「女子職業の動向はいづれに向ひつゝあるか。唯一回の職業調査
 をしか持たぬ我國に於ては、全般に亘る何等精確な言明は不可能
 である。しかし調査の存在する數地方における事情等から推測す
 るに、職業的に活動する女子總數又は廣義の有業女子數は相對的
 に減少しつつあるのはもちろん、絶對的にも減少しつつあるか、
 少くとも停頓の状態にあるやうに思はれる。さうしてそれは部分
 的には婢の數が相對的に、恐らくは絶對的にも、減少しつつある
 ことにもよるが、しかし根本的には我國國民經濟の商工化に伴ひ、
 本業女子の三分の二を包容するところの農業の地位が變動するこ
 との結果、この労働部門に、就中、手助家族として従事する女子
 労働力が少くとも相對的には漸減の勢を示しつつあることに歸せ
 らるべきであらう。資本主義の發展の必然の隨伴現象たるところ
 の上記の兩事實は、相待つて、家庭生活に結びついた女子労働の
 範圍を愈々制限しつつある。そこで彼等の多くは家庭的に於ける
 ヨリ近代的な職業に活動舞臺を求め、漸次、精確なる意味での職
 業又は労働婦人と化しつつある。このことは、しかし、必ずしも
 現に商工業に従事する女子數が急速に増大しつつあることを意味
 するものではない。といふのは、この方面に於ける新型職業婦人

(女工、女店員、女事務員、タイピスト等)の急激なる増加は、他
 方、多數の小經營の没落に伴ふこの領域における職業女子の減退
 によつて相殺されつつあるから。唯、公務・自由業における職業
 女子のみは嶄然絶對的にも相對的にも飛躍的な増加率を示しつつ
 ある。さうしてこの領域における有業女子は、商工業における新
 型職業女子と共に、家庭外において營利的活動に従事するところ
 の純然たる職業婦人である……。」

尙ほ謂ゆる職業婦人の典型的なもの數種について、その數
 の近年における消長を見れば次の如くである。

	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
醫、藥劑師	一、六〇四	一、七六八	二、〇〇〇	三、〇七三
產婆、看護婦	二四、七五三	三三、五八〇	二七、四九四	一三五、七九九
鍼灸、按摩師	八七、四八六	九三、四六八	九六、〇八一	—
學校教員	八、九〇五	九、一八三	九、四三三	—
國有鐵道職員	四〇、一七六	三六、三九九	—	—
遞信省所屬職員	三三、七〇〇	二四、一七四	二三、四九七	—
藝娼妓、酌婦	四八七、六三三	五〇四、五三二	—	—
計	—	—	—	—

備考 醫師、藥劑師、產婆、看護婦、鍼灸、按摩師は第四十三回
 内務省統計報告、學校教員は文部省時報、國有鐵道職員は
 帝國統計年鑑、遞信省所屬職員は第三十九回遞信省年報、
 藝娼妓は第六回警察統計報告に依る。

2 生活状態

職業婦人の生活状態を窺ふため、これに關する特殊調査として、茲に當研究所大林宗嗣氏調「女給調査」及び社會立法協會調「女中に關する調査」を選び、その大要を摘記することとする。因に、前者はまだその全部の完全な発表を見てゐないので特に大要にとゞめるの外ない、また後者については女中は職業婦人なりやの問題があらうが、茲ではたゞ参考資料として採録する以上の意圖はないのである。

女給の生活状態 調査は昭和五年四月より六月に亘り大阪市内のカフェー五一五軒につきカード一萬枚を配布し一、九四九名の回答を得てこれを集計したものである。

一、女給の居住 について見るに、住込(九二二人)、通勤(九〇五人)、自家店(七人)、寄宿舎(四人)、不明(二二一人)といふ状態で、居住の位置は、市内(一、五四五)、市外(一〇七人)、不明(一九七人)である。

二、年齢 は二十歳代が一、二〇一人で七割弱を占めてなり、最も多きは十九歳の二六一人、次で二十歳(二二〇人)、二十二歳(二〇九人)、二十一歳(二〇八人)、十八歳(一八七人)、二十三歳(一五一人)の順序である。

三、婚姻關係 未婚者一、一一九人、既婚者四三五人、不明三九五一人。

四、學歷 尋常小學卒業が最も多く九五一人、約四七%を占め、

之に次ぐもの高等小學卒業(二八六人)、尋小中退(一三一人)、高女中退(九四人)、高女卒(五六人)、不就學(四〇人)、實科女學卒(二八人)、同上中退(二六人)等。

五、前職業 は女中最も多く一七三人、之に次いで女給(五一一人)家事手傳(五〇人) 農業(四九人)、事務員(四六人)、女工(四人)、裁縫従事(四三人)、店員(三二人)、藝者(二一人)、看護婦(二一人)、等。

六、平均月收 三〇圓から三五圓までのもの最も多く二四八人、六〇圓―七〇圓(一八八人)、四〇圓―五〇圓(一七四人)、二〇圓―二五圓(一六六人)、一五圓―二〇圓(一六四人)、五〇―六〇圓(一二八人)、一〇〇圓―一五〇圓(一〇七人)、二五圓―三〇圓(一〇五人)、七〇圓―八〇圓(八〇人)、一五〇圓―二〇〇圓(六二人)、二〇〇圓以上(五人)、三圓―四圓(一人)、五圓―六圓(一人)。

七、支出 最も多額に支出する項目として着物、食費、家賃の一月の支出状態を見るに、

イ、着物	三〇―三五圓を支出するもの	一四七人
	二〇―二五圓	一七一人
ロ、食費	一〇―一五圓	六五人
	一五―二〇圓	五一人
ハ、家賃	一〇―一五圓	一六九人
	一五―二〇圓	一〇二人
八、勤務時間	一〇―一一時間勤務のもの	最も多數を占め三三一

人、一二—一三時間(二七八人)、八—九時間(一九六人)、一一—一二時間(一三四人)、一三—一四時間(一二八人)、一四—一五時間(一一三人)、一五—一六時間(三六六人)、五—六時間(六人)、一六—一七時間(三人)、一七—一八時間(二人)。

女中の生活状態 調査は昭和五年三月より七月に亘り、東京市及附近における家庭に傭使せられてゐる女中につき調査したもので、配布せられた調査票中回答せられた八三四を集計したものである。その結果の大票は次の如くである。

一、年齢 十八歳より二十二歳に至る青年の女子が全體の過半數を占め、その殆んど全部は未婚者であるが、既婚者中の五割は子持の者である。

二、雇傭契約期間 年期の期間の定めある者は僅かに七分五厘で大部分は年期の定めがない。又前借金のある者は僅かに七分七厘である。舊慣の著しく改善せられたる跡を窺ふことが出来る。

三、勤務期間 起床時刻は朝の五時乃至六時半の者が九割、就寝時刻は夜の十時乃至十二時の者が九割、起床より就寝に至るまでの時間は十六時間乃至十八時間の者が約八割、睡眠のためにとり得る時間は六時間乃至八時間の者が八割を占めて居る。自由な時間として一定の時間を與へられて居る者は七割であつて、三時間の自由時間を得て居る者が最も多く、全體の二割を占めて居る。就學の機會を與へられて居る者は僅かに三分二厘である。定休日を得て居る者は全體の八割で、休日數に就ては月に一日と言ふのが約五割を占めて居る。

四、給與 給金月定めの者は八割五分で、年定めの者が四分六厘である。月定めの給金額は一ヶ月十圓乃至十五圓が全體の六割を占めて居る。年定めの給金にあつては年百圓前後の者が最も多い。仕着と小遣錢との制度の下に傭はれて居る者は極めて少數である。給金の外に盆暮の手當が一般に與へられて居る。盆暮の手當のないものは殆んど皆無である。嫁入り仕度を給與する約束のある者は極めて少數である。尙ほ、傷病に際して醫藥の手當を受ける者は六割四分である。

五、居室 女中部屋を與へられて居る者は八割八厘であつて、その廣さは一人當り一疊半乃至三疊までの者が八割五分である。

六、食物 主家の通常食と同様な食物を與へられて居る者が八割六分である。然し果して實質的に同等であるかどうかは明らかでない。

第三 藝娼妓酌婦

一、藝妓

藝妓數と藝妓置屋數(第五回並に六回警察統計報告に據る)

昭和元年末	昭和二年末	昭和三年末	昭和四年末
二〇、九三	二〇、八三	二〇、六六	一
藝妓	藝妓	藝妓	藝妓
七九、九三	八〇、〇六	八〇、八八	八〇、七七
藝妓置屋數	藝妓置屋數	藝妓置屋數	藝妓置屋數

藝妓數は四年度において僅かに減少を示してゐる。

藝妓年齢 (第六回警察統計に據る)

昭和四年末	一、七六四	三、七〇三	三、五二四	二、七三二	一、五八六	九、〇七八	八、〇七七
藝妓百人中の割合	二・二	一七・〇	二五・二	三〇・一	一四・三	二二・二	一〇・〇
同前年の割合	三	二七	二五	三〇	一四	二二	一〇〇

右は前年度における傾向と大體同じく十四歳未満者の減少しつつあるを見得る。

二、娼妓

娼妓、貸座敷營業者及び遊客數 (第六回警察統計、但し一日平均人員は第四十三回、内務省統計報告に據る)

貸座敷營業者數	娼妓數	遊客數	娼妓一日平均人員
昭和元年末	一、五三三	五〇、八〇〇	三三、五七、四〇〇
昭和二年末	一、三三三	五〇、〇五五	三三、七三、八四九
昭和三年末	一、二五五	四九、〇五六	三三、七四、三三一
昭和四年末	一、〇八一	四九、四七七	三三、三〇、一七〇

昭和四年度においては貸座敷營業者は例年の趨勢通り減少を見てゐるが娼妓數は却つて増加を示してゐる。

三、酌婦

酌婦數 (第五回警察統計報告に據る)

昭和三年末	一〇五、三三三
昭和二年末	一一一、〇三三
昭和元年末	一〇一、九六六

(尙ほ遊廓及娼妓數の府縣別については第一部統計第二十一表 其三参照)

第三章 少年勞働者狀態

1 少年勞働者並徒弟數

一、工場少年勞働者

工場法適用工場における少年勞働者の數については既に第二篇第一章第三にも之を概説した。「工場統計表」によれば、工場調査規則に基き五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場における、昭和四年末現在の十六歳未満の少年勞働者は二二六、一九四人、職工總數の一・二・四％に當り、前年に比すれば絶對數において減じ比率において僅かに増加を示してゐる。この少年勞働者を男女別に見れば男工二八、六七八人、女工一九七、六一六人、少年工の大部分が女工であることを知る。男女工の各總數に對する少年工の割合は、男工三・二四％、女工二〇・三八％、これを前年度に比較すれば、男子において多少減少し、女工において幾分の増加を示してゐる。

次に少年勞働者數の割合を業態別に見れば、次の如くである。

少年労働者業態別割合 (昭和四年工場統計表より計算)

業態	各業態の労働者 總數に對する少 年工の割合	
	男	女
染織工業	三・一%	九・〇%
機械及器具工業	五・五	〇・二
金屬工業	一・九	〇・六
窯業	七・七	〇・五
化學工業	三・三	二・三
製材及木製品工業	六・五	〇・二
印刷製本業	九・八	〇・四
食料品工業	五・一	〇・九
瓦斯電気工業	—	—
其他の工業	八・七	二・九
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(少年労働者の業態別、年齢別、保護職工數等については第一部統計第二十一表其二参照)

二、鑛山少年労働者

鑛山局調によれば昭和四年六月末現在における鑛山少年労働者(十六歳未満)は三、九五五人にして鑛夫總數の一・四%に當り、そのうち男子二、八七〇人、女子一、〇八五人である。その鑛山別、坑内外別については第二篇第一章第三の参照を乞ふ。

三、徒弟

昭和四年中工場法施行令の規定に基き新たに地方長官の認可を受けたる規定に依つて徒弟を收容するに至つたものは香川縣に一件あるのみである。反之、廢止せられたるものは京都府及び靜岡縣に各一件あり、結局前年に比し一工場を減じてゐる。而して同年十月一日現在の徒弟收容工場數は十二工場で、その收容人員は僅かに七八〇人に過ぎない。累年の狀況は左の如し。

昭和	收容工場數	徒弟數
昭和元年	五	九七五
昭和二年	六	八〇九
昭和三年	三	六二
昭和四年	三	七六〇

(第十四回「工場監督年報」)

2 賃銀

一、工場少年労働者

「昭和二年労働統計實地調査報告」に依つて少年工場労働者の一日平均賃銀を男女別に見るに次の如くである。

年齢	總數		織維工業	
	男	女	男	女
十四歳未満	〇・五	〇・六	〇・四	〇・五

十四—十五歳	〇・六六	〇・六二	〇・五四	〇・六一
十六—十七歳	〇・九三	〇・八〇	〇・七九	〇・七九

次に内閣統計局調により昭和五年間のほゞ中位に當る六月の平均について見れば、十六歳未満職工男子一日平均賃銀諸手当賞與額は七十七錢五厘に當り、女子六十三錢である。これを少年労働者の多い繊維工業について見れば、男子六十四錢六厘、女子六十一錢九厘である。

二、鑛山少年労働者

「昭和二年労働統計實地調査」に據れば鑛山における少年労働者の一日平均賃銀は次の如くである。

年齢	總數		石炭鑛業	
	男	女	男	女
十四歳未満	〇・八八	〇・七〇	一・〇三	〇・八三
十四—十五歳	〇・九六	〇・九二	一・〇三	〇・九六
十六—十七歳	一・三三	一・一八	一・三〇	一・三三

内閣統計局調により昭和五年六月の平均について見れば十六歳未満男女職工の一日平均賃銀諸手当賞與額は次の如くである。

業種	總數		石炭鑛業		石油鑛山		其他鑛山	
	男	女	男	女	男	女	男	女
金屬鑛山	〇・七五	〇・五六	〇・八三	—	—	—	九・七三	—
石炭鑛山	〇・七四	〇・八三	—	—	—	—	—	—

第一部第六篇 労働移民状態

第六篇 労働移民状態

第一章 海外移民状態

第一 一般状態

海外在留本邦内地人の總數は、大正十二年を除いては累年漸増の傾向にあり、昭和四年十月一日現在におけるその總數は七六二、五七二人にして前年度より四五、〇四三人の増加である。今、一万人以上の本邦内地人在留國を擧れば次の如くである。(日本帝國統計年鑑に依る)

地域	男	女	計
海外在留本邦人總數	四四、三三	三六、五九	七六、五二
關東州	五、〇七	五、四〇	一〇、四七
中華民国	八七、四四	七六、七六	一六四、二〇
ヒリツピン群島	一一、九七	三、五〇	一五、四七
北米合衆國	九、四六	五、六三	一四、〇九
カナダ	一四、一四	八、五三	二二、六七
ブラジル	五、八三	四、二八	一〇、一六
ペルル	二、一四	六、二七	八、四一
大洋洲帝國委任統治區域	一〇、一四	五、八八	一六、〇二
布哇	六八、七〇	六五、三三	一三四、〇三

移民數 昭和四年中におけるわが海外移民數は男子一六、三三〇人、女子九、三七四人、合計二五、七〇四人で前年に比して五、八五四人の増加を見る、近來の激増と云ふべきである。歸國移民數は一四、〇七三人で前年（一五、〇〇四人）に比して九三一人の減少を示してゐる。

尙ほ在外本邦人の送金額は同四年において二八、一四四、八七五圓でこれ又前年に比し多少の増加を示してゐる。

第二 北米合衆國及び加奈陀

北米合衆國における我が移民の狀況には差したる變化なく排日運動は大體に下火ながら時々地方において痙攣的に出現するに止まる。

カナダ殊にコロンビアにおいては東洋人排斥熱は依然盛であるといふべきであらう。本年春、聯邦議會においては保守黨員マツコーリー氏により土地所有禁止決議案が提出され、州議會委員會にも農業者協會から同様の議案が提出された。年末にかけてコロンビア州農民協會は東洋人の土地所有が同地方の社會的經濟的生活に對する脅威の擴大を來すことを決議した。東洋人と稱するも當面の問題となつた苺栽培者の大部分は日本人であるといふ。

昭和四年度における北米合衆國、カナダ、ハワイへの我が移民數、歸國移民數、並に在留本邦人の送金額は次の如くで

あるが、渡航許可數は前年度に比して著しく減少してゐる。

	渡航許可員數	歸國移民數	送金額
カナダ	四三〇(内、女二〇)	一、四七(内、女 五五)	一、三九、三三
北米合衆國	二二六(内、女八三)	七、三六(内、女二、九二)	一五、三六、二五
ハワイ	二九(内、女四)	三、七三(内、女一、三七)	五、九七、七二

第三 南 米

本邦移民の入國を制限しない海外移民地はメキシコ、キューバ、中央アメリカ、南米等を主とするが、南米を除いては本邦人の移住適地として充分の條件を具へず、従つて現在では南米方面のみが日本移民を歓迎する唯一の移民地である。而して南米在留本邦内地人の殆んど大部分がブラジル及びペルー在住者である。昭和四年度におけるブラジル及びペルーへの我入移民は合計一七、一八二人で、同年における我が移民渡航者總數（二五、七〇四人）の實に六七％を占むる。

ブラジル 昭和四年度のわがブラジル移民は一五、五九七人でわが全移民數の六六％を占め、前年度に比すれば三、五九五人の増加を示してゐる。昭和四年十月一日現在における在留本邦内地人數は一〇三、一六六人にして、その大部分がサンパウロ州に住む。この邦人移民の狀況については前年度本年鑑に概略を記述したからこゝに繰返へさない。

昭和五年においては前年度の珈琲大豊作のあとを受けて生

産過剰を來し、金融梗塞と相俟つて珈琲市價著しく崩落したので、サンパウロ及び近接諸州では珈琲栽培製造事業に従事する本邦移民約十萬人がそのため甚しき窮狀に陥つたと傳へられた。尙ほブラジル政府は十月初旬革命の勃發に際して、入國移民に對して人命の安全を保證し難いとの理由で實は同地の失業問題對策から各國移民の旅券査證を一時中止することとなり、その結果わが關係諸方面に多大の恐慌を來したが結局わが移民に對しては農業労働者への除外例が適用されることとなり再び入國可能といふことになつた。

第四 其他

●比律賓 昭和四年における比律賓への移民は四、五三五人（内女九二一人）、前年度の二、〇七七人に比すれば正に倍加してゐる。現在（昭和四年）の在留内地人は一五、四八七人、農耕殊に麻の栽培に従事するものがその大部分を占めてゐる。比律賓へは在來自由移民として本邦人の入國を見つゝあつたがミンダナオ島ダヴァオ地方における日本移民の増加は遂に本年（昭和五年）に至り比政府當局の問題となり、比島政府商務交通長官ペレズ氏から總督に建言し移民法の嚴重勵行を勸告し、一時間問題は重大化するに至つた。これに對しダヴァオ在留邦人は反對を宣明し、更に總領事を通じて覺書を比島當局に回附した。

●滿洲 滿洲における在留本邦内地人は昭和四年十月一日現在一〇八、五三二人、内、女五二、四二八人に達する。朝鮮人の在留するものは外務省調によれば昭和三年末現在滿洲五七五、七四五人、關東州一、三〇七人である。在滿鮮人に對する支那官憲の壓迫を如何にして免かれしむべきかは近年の懸案であり、本年においてはその歸化權認容が可成りの問題となつたが未だ實現の運びに至らなかつた。

第二章 移入民狀態

第一 移入鮮人

1 移入鮮人數

内地在留鮮人の數はこれを正確に知ることを得ないが、當局の言ふところを綜合すれば、昭和五年末現在において大約二十九萬人弱と見得る。これを昭和元年末の十四萬三千人に比すれば約倍加せる狀態である。地方的に見れば大阪府、東京府、福岡縣、愛知縣、京都府、兵庫縣、神奈川縣等で、福岡縣を除けば大體六大都市及びその附近に密集せるを見る。昭和五年における大阪府在留鮮人は八九、〇三七人、このうち大阪市内に住むもの七七、二一九人である。毎年移入する數はこれを知り難い。

2 移入鮮人生活状態

鮮人移入の徑路を見るに、釜山方面より關門を通つて來るもの、濟洲島より大阪に上陸するもの、直接小舟にて福岡、島根方面に來るもの、この三つの徑路を主なものとする。移入の原因については種々なるものが考へられるが、朝鮮における小作農民の窮迫、内地賃銀の高いこと、内地に仕事を得る機會の多きこと、等は經濟的に明らかかな要因と見得るものであり、その他には内地文化に對する漠然たる憧憬や、この憧憬を煽る歸鮮人の宣傳も考へられるし、内地法律が彼地のそれよりヨリ酷でないこと、そして最後には鮮人の一般的な解放への欲求をも考へられよう。ともかくかやうにして鮮人の内地渡航の趨勢は當局のこれに對する阻止策にも拘らず毎年盛大に赴きつゝあるものと見るべきであるが、その内地における生活状態は云ふまでもなく不況の下積みにあつて決して改善されつゝありとは見ることを得ない。移入鮮人最近の生活状態については毎年本年鑑において適當の資料について紹介に來つたところであるが、これが一般的な状況は依然知り難い。いま大阪市社會部調「本市に於ける朝鮮人工場労働者」に據つて簡単に摘記を試みる。

のである。勞調該當工場數九四五工場のうち朝鮮人を使用してゐる工場はその約半數(四九%)に當る五六二工場であつて、そこに働く朝鮮人労働者は八、〇九二人、うち男七、四五九人、女六三三人である。

一、年齢關係 上の労働者數を男女別年齢別に見れば左の如し。

	男		女		計	同上百分率
	人	人	人	人		
一五歳以下	一三七	三〇	一五七	一・九%		
二〇歳以下	二、〇九二	三〇〇	二、三九一	二九・五%		
二五歳以下	一、九五三	一六三	二、一五五	二六・四%		
三〇歳以下	一、四七	五〇	一、四七	一八・〇%		
三五歳以下	一、〇四〇	四	一、〇六	一三・四%		
四〇歳以下	四九五	二〇	五五	六・六%		
四五歳以下	二四	二五	二九	三・二%		
五〇歳以下	三	七	七〇	〇・八%		
五五歳以下	三	二	三	〇・四%		
六〇歳以下	六	一	七	〇・九%		
六五歳以下	一	一	一	〇・〇一%		
計	七、四九	六三三	八、〇九二	一〇〇・〇%		

二、配偶關係 男女別に配偶者の有無を見れば左の如し。

	男		女		計	同上百分率
	人	人	人	人		
有	三、三三	二九四	三、六六	四五・三%		
無	四、〇七	三三九	四、四六	五四・七%		

調査は昭和五年十月十日現在、第三回勞働統計實地調査の結果

から大阪市に於ける朝鮮人工場労働者について概況を觀察したも

計 七、四五九 六三三 八、〇九二 一〇〇〇

(備考 現に妻又は夫あるものは法律上の手續如何に拘らず有配者に計上)

右を年齢別に見れば次の如し。

年齢	有	無	計
二〇歳以下	一九七人	二、三五一人	二、五四八人
三〇歳以下	一、八三四	一、七六八	三、六一二
四〇歳以下	一、三三五	二、六六	一、六〇一
五〇歳以下	二七〇	五	二七五
六〇歳以下	三〇	二	三二
七〇歳	—	一	一
計	三、六六六	四、四二六	八、〇九二

三、教育程度 教育程度を男女別に見れば左の如し。

教育程度	男	女	計	同上百分率
無	三、六七七人	五、六六八人	九、〇四五	五三・二%
小學校中途退學	一、五九九	三	一、六〇二	二〇・二%
小學校卒業	一、四五一	二六	一、四七七	一七・九%
其他	五八八	五	五九三	七・四%
高等小學校中退	一〇	—	一〇	〇・二%
高等小學校卒業	七二	一	七三	〇・九%
中等學校中退	四七	—	四七	〇・六%
中等學校卒業	三九	—	三九	〇・五%

夜學校在學 七 一 七 〇・一

(備考、教育程度「無」の中には不明のものをも含み、「其他」の中には朝鮮にある普通小學校のほか小學校程度の漢文塾等をも含む)

四、就業年月、就業年月として、最初に工場に働き出してから調査現在までの年月数を男女別に見れば左の如し。(但し、現在の工場に勤めてゐる年月数は固より、その以前に他の工場に勤めたことのある者はその年月を加算、若し途中で工場労働を止めた者はその止めて居た期間を差引けり。)

就業年月	男	女	計	男の就業年月百分率	同上女子
六ヶ月以下	七九人	三	八二	一〇・四%	一〇・〇%
一ヶ年以下	五六	五	六一	七・六%	二・九%
一ヶ年半以下	八六	九	九五	一一・一%	一四・一%
二ヶ年以下	六四	九	七三	八・一%	七・九%
二ヶ年半以下	五五	五	六〇	七・九%	八・一%
三ヶ年以下	四三	五	四八	六・六%	九・〇%
三ヶ年半以下	五三	六	五九	七・二%	一〇・一%
四ヶ年以下	三五	七	四二	四・七%	五・八%
四ヶ年半以下	三一	五	三六	四・〇%	五・五%
五ヶ年以下	三八	二	四〇	四・一%	三・二%
六ヶ年以下	五三	五	五八	七・四%	七・一%

年齢	總平均	男平均	女平均
七ヶ年以下	四四	四八	三八
八ヶ年以下	三六	三八	一六
九ヶ年以下	二九	二九	一四
一〇ヶ年以下	二六	二四	一三
一五ヶ年以下	三〇	三〇	一三
二〇ヶ年以下	三六	三六	一四
二〇年一ヶ月以上	三六	三六	一四
不明	一	一	一
計	七、四九	八、〇九	一、〇〇

五、賃銀、總平均において一圓二十二錢、男子平均は一圓三十九錢、女子は八十一錢となつてゐる。これを業態別に見れば左の如し。

被服身の廻品製造業	二七	一八	一
土木建築業	一五	一五	一
製版、印刷、製本業	一四	一四	一
學藝、娛樂、裝飾品製造業	一三	一三	一
瓦斯、電氣及天然力利用に關する業	一四	一四	一
其他の工業	二二	二二	一

(備考、勞調期日當日に一番近い給料支拂日に勘定済の賃銀手當歩増賞與等の合計金額を基本とし、前借金、實物給付、及び三ヶ月を超ゆる期間毎に受取る手當歩増又は賞與は算入せず。尙ほ、右表についての詳細は大阪市社會部發表にかゝる上掲書参照。)

3 移入鮮人に關する事件

茲に移入鮮人に關する事件とは、大體、鮮人同志の衝突と日鮮人の衝突とを指すのであるが、從來非常に多かつた單なる日常生活の感情上より來る日鮮人間の衝突の如きは、近來は大體に減少するとともに、現在では殆んど重要性をもたぬ現象となつた。日鮮人間の衝突としては主として賃銀不拂その他雇傭關係に由來する騷擾、殊にストライキへと導かれるやうなものが多くなり、鮮人同志間の衝突としては、思想的な左右對立に因を孕むものが愈々目立つて來た。こゝには、雇傭關係に由來する騷擾と鮮人同志の思想的對立に基づく衝

業種	總平均	男平均	女平均
總數	三三	三九	二八
窯業	二〇	二九	一八
金屬工業	二七	二四	二六
機械器具製造業	二六	二七	二六
化學工業	二四	二四	二四
纖維工業	二三	二四	二二
紙工業	二二	二二	二二
皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業	二五	二五	二五
木竹に關する製造業	二四	二六	二二
飲食料品、嗜好品製造業	二七	二九	二二

突の本年度における主なる事例を列挙しておく。

【雇傭關係に由來する騷擾】

▲愛知縣北設樂郡御殿村縣道工事中の鮮人約五十名、勞賃問題に端を發して工務所員に暴行を加へ數名駐在所に引致されたのを取戻さんとして大舉駐在所を襲撃(二月)。▲新潟縣西頭城郡親不知、信越窒素工場原石採掘場の鮮人爭議一時形勢不穩を告ぐ、原因は昨年未降雪のため事業休止に際し解雇したものを本春採掘開始に際して採用しなかつた、め(三月)。▲新潟縣西頭城郡糸魚川町土木請負業宮島組の鮮人土工七十名、解雇手當問題より不穩の形勢を示す(四月)。▲三重縣一志郡倭村、參宮急行電鐵工事從業中の綱本組配下鮮人土工二百名、賃銀不拂より不穩、一月より賃銀支拂が滞つて居たものである(四月)。▲宮城縣宮城郡廣瀨村、仙山鐵道工事飯場の土工鮮人三十餘名と日本人土工五十餘名、手に手につるはし、棍棒、シヤベル等を持ち出して大亂闘を起す、原因は仕事受持ちのことから(五月)。▲横須賀市深田町、飛鳥組出張所鮮人爭議、原因は解雇手當の僅少(六月)。▲下關市竹崎繫留中の同市岬之町那須商店所有發動運搬船金比羅丸に鮮人十數名押しかけ船長を袋叩きにした。一鮮人が本月中旬解雇されたるに日割賃銀を支拂はなかつたによる(七月)。▲廣島縣賀茂郡三津町、海面埋立工事中の日本人土工は同鮮人土工を襲撃し大亂闘を演ず、原因は勞銀に關する口論(八月)。▲佐世保市宇免道路工事從事中の鮮人土工金某外三七餘名、土工頭を襲撃せんとして佐世保署員に取鎮めらる、原因は賃銀支拂延期(八月)。▲愛知縣北設樂郡三

輪村、三信鐵道工事從業中の鮮人土工三百名 事務所を襲撃し、警官と大衝突を起す、原因は下請負五月女組の賃銀不拂(八月)。▲小倉市外企救町、小倉競馬俱樂部競馬場移轉工事中の鮮人三百名賃銀値下交渉を刎れつけられて相愛會應援の下に盟休す(八月)。▲神戸市六甲、神戸商大敷地にて約七十名の鮮人土工請負業者方を襲撃せんとして不穩、原因は請負業者が言を左右にして賃銀を支拂はざるによる(八月)。▲明石市茶園場日鮮融和會へ五十名の鮮人押しかけ亂闘、原因は公園擴張工事へ派遣人夫の増員を要求したるよりの口論、五名檢束(十月)。▲東京市千駄谷町、鮮人三百名新宿職業紹介所を襲ひ硝子器具類を破壊し二警官に負傷せしむ、原因は同紹介所吏員の取扱ひ上の苛酷、不都合(十月)。▲堺市、鮮人勞働者六、七十名、市役所に押しかけ市會傍聽席を占領一方代表者は市長と會見し失業登録勞働者の使用増加要求、失業勞働者の生活保證等を主張して引揚げた(十一月)。▲三重縣員辨郡梅戸井村三岐鐵道工事橋本組の鮮人五十餘名、豫て賃銀支拂問題で圓滑を缺いてゐたが、遂に同工事請負會社たる東京コンクリート會社の出張社員二名を監禁し賃銀支拂要求をなす(十一月)。▲東京市三河島町居住の鮮人約百名、府下尾久町上尾久綱板會社の爭議に際し不穩ピラ撒布のかどで檢舉收容されて死亡した同志の弔合戦と稱して、同工場にデモをもつて押し寄す(十一月)。▲堺市失業救濟事業三寶淺香山線道路工事從事中の鮮人五六十名、内地人の熟練工三名の態度に憤慨して袋叩きにした上大舉して市役所に押しかく(十二月)。▲兵庫縣明石郡垂水町垂水土地會社を

長黒田方へ鮮人五六十名押しかけ暴行、原因は賃銀不拂(十二月)

【思想的對立に基く鮮人同志の争闘】

▲豊橋市花田町豊橋相愛會本部に豊橋合同労働組合員百二十餘名押しかけ亂闘、豫てより紛争中の相愛會と共濟會とは當局の手に依つて合同してゐたが、共濟會員がメーデーに参加したのを相愛會幹部が詰つたに因る(五月)。▲福井市寶永下町福井縣内鮮共助會事務所へ土工二十餘名暴れ込み亂闘、雙方負傷者を出す、原因は共助會幹部が共助會入會を強要し之に反對したるに因る(六月)。▲福井縣敦賀郡松原村にて敦賀労働組合員と相助會員等百數十名豪雨の深夜に亂闘、原因には共濟組合が相助會に合併を提議しはれつけられたこともあるが、直接には内務省敦賀築港作業場の工事人夫の擴張募集に際し、同人夫請負ひを一手に引受けて居る相助會に對し八十餘名の失業者を包含せる労働共濟組合側が求人との融通を申出て、拒絶されたるに因る(六月)。▲大阪市北區天神橋筋六丁目新京阪ビル西方廣場にて朝鮮人團體信友會員二百名と相愛會員約百五十名と對峙して不穩の形勢にあつたが官憲の鎮撫に依り退散、原因は飲食中の些細な口論に發するが豫ての對立反目の爆發せるものである(七月)。▲瀬戸市相愛會員約八十名、竹槍棒等をもつて陶工組合に押し寄せ、原因は相愛會本部の鮮人百二十四名が無斷にて陶工組合鮮人部に入會したところ陶工組合幹部が六月以降の會費は相愛會に納める要なしと放言したるに因る(七月)。▲福岡市、相愛會九州本部員十數名と福岡相愛會幹部十數名と武器をもつて亂闘を演ず、原因は豫てよりの對立抗争

の爆發(七月)。▲瀬戸市相愛會員約三百名、棍棒鐵棒を携へ陶工組合員三名を袋叩きにし陶工組合事務所に押かけ組合員三十名と渡り合ふ、前記七月以來の反目にもとづく(九月)。

4 移入鮮人の運動

移入鮮人の運動としては、内鮮人間の融和、鮮人同志の相互救濟を目的とする相愛會の運動、階級的運動、及び排日的運動に大別し得るが、最後のものは本年度においても見當らない。階級的運動は最近頃に盛大に趨きつゝあるが、何といつても未だ相愛會凡ての運動が根強く行はれてゐる。

融和運動としては大體左の如きものである。

▲大阪市天王寺公園音樂堂に於て鮮人救濟資金募集の爲め慈善興行開催、主催は相愛會大阪本部(五月)。▲大阪府岸和田紡績ストライキの關係者が大部分鮮人労働者であつた爲めそれを口實としての泉州地方に於ける鮮人労働者の解雇問題を生じたが、之に對し相愛會和泉本部では役員を召集して緊急會議を開き對策を講ずると共に泉州地方資本案並びに有力者に諒解運動のカムパニーを起した(六月)。▲大阪府下中河内郡龍華町にて八尾署管内在住鮮人に依つて組織されたる内鮮共愛會總會開催(六月)。▲八幡市内鮮融和と鮮人教化の向上をはかる相愛會八幡支部發會式舉行(六月)。▲大阪府北河内郡、不景氣にて農繁期を目指して流れ込む鮮人の爲め地元鮮人間に恐慌を來し、之が救濟團として内鮮融和失業者救濟、労働者の醫療救濟等を目的とする北河内郡鮮人親和

労働會設立さる(六月)。▲横濱市に於ける鮮人労働者の失業著しく且つは左傾團體加入を防ぐ爲め、救済機關として新進會を組織し之が諒解を縣特高課に申出た。その趣旨は日鮮融和、生活向上衛生思想の普及等(六月)。▲大阪府中河内郡大正村、内鮮共愛會大正村太田支部設置(六月)。▲大阪市港區在住鮮人青年に依つて朝鮮青年團組織さる(七月)。▲東京府葛飾郡地方に於ける鮮人の生活状態の改善の爲め共濟會を興し之れが後援を朝鮮本島の有力者に依頼中(七月)。▲大阪府岸和田市の内外に雜居する鮮人の住居安定を計る爲め家屋設置の基金募集(募集額一萬五千圓)のカンパニアを開始、相愛會和泉本部(八月)。▲豊橋市新川町公德館にて豊橋在住朝鮮青年雄辯聯盟創立大會開催、參會者六百名(八月)。▲長野縣下に於ける鮮人自由労働者、松本地方共濟會一千餘名、長野市勞友會六百名、上田市共榮會三百餘名は大同團結を圖り鮮人労働者會を組織し、山梨縣下團體とも協力して各種の共濟事業を行ふことに決定し、甲府、松本、長野、上田四市代表者會合して名稱を共助會と決定した(八月)。▲豊原、樺太全島在住約一萬の鮮人を以て内鮮融和、共存共榮、思想善導の下に朝鮮協會の創立總會舉行(八月)。▲大阪在住朝鮮人の思想善導機關として創立準備中の在日本朝鮮中央協議團、大阪市浪速市民館に於て創立總會開催(十一月)。

尙ほ階級的運動は内地の労働組合その他の無産團體と共に進められるものが一斑であるが、朝鮮人の獨自的なものを特に拾へば凡そ次の如きものがある。

第一部第六篇 労働移民状態

▲高知市における内鮮共和労働組合は傷害者に治療費を、死亡者に弔慰費を送る等をスローガンとし設立の實現に活動す(四月)。▲島根縣下一萬に近き鮮人の各團體、大成會、同郷親友會等は同民協會主催の下に諸團體の總聯合に就き協議した(五月)。▲舞鶴町に設置された相愛會三舞鶴地方支部に對抗して中舞鶴町に一善會關西舞鶴支部創立さる。幹部は舊一心會幹部(五月)。▲樺太豊原町にては全島鮮人大會開催 集團移民に關する件、在島鮮人の生活保證に關する件等を議す(六月)。▲尼崎市にて内鮮同愛社七周年記念大會開催中、全國協議會員三十餘名これを妨害し、會場を混亂に陥れ、猶ほ混亂に乗じて不穩ピラを撒布(十月)。▲和歌山縣下に於ける鮮人諸團體、鮮人組合、東光會、同民協會等約一萬人餘、團體間の親睦、福利増進の爲め總聯合を行ふことに決定(十一月)。

第二 移入中華民國人

本邦内地在留中華民國人は昭和四年十二月末現在一九、五〇〇人、うち男二三、〇〇九人、女六、四九一人、總數においては前年度に比較して正に三、五三七人を増加してゐる。在留外國人中、中國人は斷然多數を占め、同時期において在留外國人三八、八二九人の七六%に當る。尙ほ移入中國人の狀況については一昨年度本年鑑本項の參照を乞ふ。

第一部 (勞働者狀態) 統計表

第一表(其一) 國勢調査に依る職業別勞務者數 (大正九年十月一日)

職業	總數 (本業者)	勞務者		各職業總數 百中勞務者	勞務者ノ 從屬者	勞務者百 ニ付其ノ 從屬者	
		總數	男				女
總數	二六、六三六、三三四	一六、一五三、三三六	七、九二四、二一九	八、二三九、二二七	六〇・七	四、五九三、九四八	二八・四
農	一四、二八、三六〇	八、九六一、四七七	三、二二、九五三	五、八三八、五二四	六三・四	二、三三、八〇五	二・五
農耕、畜產蠶業	一三、九三八、七三三	八、八四〇、六六六	三、〇三三、三九〇	五、八〇七、二三六	六三・四	一、四〇、四四七	一・六
林業	一八九、六二七	一一〇、八五一	八九、五六三	三二、二八八	六三・七	八二、三五八	六八・一
水産業	五五八、三四四	三四八、四九九	三〇、三五〇	三八、一四九	六三・四	二九〇、八九九	八三・五
漁業、製鹽業	五五八、三四四	三四八、四九九	三〇、三五〇	三八、一四九	六三・四	二九〇、八九九	八三・五
鑛業	四四、四六四	三七五、〇三九	二七九、二七七	九五、七九二	八八・四	三九六、六三四	一〇五・八
採鑛、冶金業	三九八、〇一〇	三五五、九九一	二六三、六六六	九三、三〇五	八九・四	三七七、九七一	一〇六・二
土石採取業	二六、四五四	一九、〇三八	一六、五五一	二、四八七	七三・〇	一八、六六三	九八・〇
工業	五、三〇〇、二四八	三、七三七、五〇七	二、四四六、三三九	一、二八一、一八一	七〇・三	二、二七六、一七一	五八・四
窯業	一七六、二九四	一四〇、四一九	一一、七三二	二八、六九八	七九・七	一〇〇、五八二	七二・六
金屬屬工業	四五一、〇六六	三五八、五三三	三四二、一五九	一六、三五四	七九・三	三四四、二九七	九六・〇
機械、器具製造業	三六三、四〇二	二五九、六四九	二三九、八七〇	一九、七七九	七一・四	二四六、九二八	九五・一
化學工業	一三三、九〇六	九〇、六三三	六三、六二四	二七、〇〇九	六七・七	六二、八二八	六八・二
纖維工業	一、三八一、〇〇六	一、一〇七、四四六	二六六、二八七	八四一、一五九	八〇・二	一、六九、八四〇	一五・三
紙工業	一三三、九七九	八三、一一〇	四七、三〇三	三五、八〇七	六八・一	三五、八七〇	四三・二

皮革角、甲、羽毛品類製造業	四三、〇七三	二九、〇〇二	二二、〇二七	五、九七五	六七・三	一六、八四二	五八・一
木竹類ニ關スル製造業	六四七、三〇九	三九二、二〇三	三三二、二六四	七〇、九三八	六〇・六	三二〇、三九六	七九・一
飲食料品、嗜好品製造業	五三三、五八九	三二二、八五六	一九〇、二八八	一三三、五六八	五八・四	七三、三三九	二三・四
被服身ノ廻リ品製造業	四四六、五三二	二二九、七四六	一三五、八九六	八三、八五〇	四九・二	七二、〇一一	三三・三
土木建築業	七三五、〇一八	五五九、七四八	五五三、七五四	六、九九四	七六・二	六二四、六三三	一〇九・八
製販、印刷、製本業	八六、四七一	六一、〇九四	五四、四一一	六、六八三	七〇・七	三六、三〇〇	五九・四
學藝、娛樂、裝飾品製造業	六五、二九九	三九、八五四	二八、五五五	一一、二九九	六一・〇	一五、一四三	三八・〇
瓦斯、電氣及天然力利用ニ關スル業	九二、三三三	六二、七二四	五九、九三三	一、七九二	六六・九	七三、八〇五	一一九・六
其他ノ工業業	一九、九七一	一一、五三一	九、二五五	二、二七六	五七・七	五、三五五	四六・四
商	三、一八八、〇〇二	一一、〇六、三三八	四八三、一八二	六三、一四六	三四・七	一〇三、八二二	九・四
物品販賣業	二、一〇八、一七四	六三三、七六二	三五二、〇三三	二七、七三〇	二九・六	五二、七三三	八・三
媒介周旋業	二二、三七六	三三、九九一	三三、八七九	九、一二二	一五・一	四、一四四	一三・〇
金融、保險業	一三〇、五五四	二二、一六九	一六、四二三	四、七五六	一六・二	一三、六五八	六四・五
物品賃貸業、預り業	一七、〇五三	五、八六一	五、〇〇四	八五七	三四・四	七、二六八	一一四・〇
旅宿、飲食店、浴場業	七三、五六一	四三、一〇一	八六、七三三	三三五、三六八	五九・二	二五、九六六	六一・六
其他ノ商業業	七、三四四	一、四四四	一、一二二	三三三	一九・八	一、〇三三	七〇・八
交通業	一、〇三七、三三八	六三九、〇〇三	五九〇、〇三三	四八、九七〇	六一・六	七三〇、八九七	一一四・四
通信業	一一四、六二三	六〇、五五八	四六、八四〇	一三、七二八	五三・八	四九、四三三	八一・六
運輸業	九三三、六三五	五七八、四四五	五四三、一九三	三五、二五二	六三・七	六八一、四六五	一一七・八
公務自由業	一、四四一、八三三	四九二、一三二	三五八、七三六	一三三、四〇五	三四・一	一五五、九三六	三二・七
陸海軍人	二五〇、四六〇	一九七、六〇九	一九七、六〇九	一	七八・九	三三	一
官吏、公吏、雇傭	三三四、七四〇	七四、八七三	六七、六七三	七、二〇〇	三三・四	八八、一五二	一一七・七
宗教ニ關スル業	一四二、五六二	三五、五六六	二七、九五六	七、六二〇	二五・〇	一一、五九五	三三・六

第一部 統計表

島取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	
二八六	一	四六六	六五	六〇〇	二四〇	一	五八	四〇九	一四二	七三三	一五	一四四	一	二、〇七八	一	一	四二七	三七九	一	六四二	三、六七三	三、六七三	
一八〇	一	六三六	三八	一〇	三三七	一	三八四	七八〇	八五	三	一	二三元	一	六七八	九九九	一	七四六	六六三	一	三三七	三、四	三、四	
一	三	一三	三	一	一五二	一	六	一	一、六三六	五	四	八	三	三	七〇	一	二	一	一	九	三	三	
一	五	一	二	一	六九	一	一〇	一	一	七	一	二	八	一四	一	一	一	一	一	一	三	三	
二、三三六	七、五三一	一三、二〇九	七、六四九	七、一七五	五、四六一	三、〇四四	三、六五三	六、九〇一	四、四六〇	一五、五九三	一四、二七三	八、六九九	五、九二七	三、四〇五	六九、六六〇	一三、六三七	五、四〇三	八、七〇一	八、一七〇	一〇、八九五	一一、二四三	一九、二二六	一九、二二六
六、八二五	七、九三九	一五、九〇六	三、四三三	一、六二七	一一、〇七二	四、〇三三	四、〇三三	一四、八八九	五、六四〇	八三、三三七	四二、六六五	二二、九二七	一九、七〇二	二七、二七四	九八、六八三	二五、五九九	五、九八六	九、二五六	七、四三六	三、〇〇九	四二、三四三	二五、七〇二	二五、七〇二
二、六五二	七、五三三	二二、八二七	七、七四五	七、七七五	五、八五三	三、〇二四	四、三三八	七、三二〇	六、二三八	一六、三五一	一四、二七六	八、七九二	五、九二九	二四、八三三	七二、八〇八	一三、六三七	五、四〇九	九、二三〇	八、五四九	一〇、八九五	一一、八〇三	二二、八二二	二二、八二二
六、九九五	七、九七四	一六、五三三	三、四三三	一、六三七	一一、五三八	四、四三六	四、四三六	一五、六六九	六、四四五	八三、三六六	四二、六六五	一四、一八〇	一九、七〇三	二七、九六〇	九九、六七六	二五、五九九	五、九八六	一〇、〇三三	八、〇九八	三、〇〇九	四二、六九〇	二五、九三九	二五、九三九
九、六四七	一五、五三七	三〇、三九九	三、二〇七	九、四三三	一七、三八〇	三、六八四	八、六五四	三、九九九	二、六三三	九九、七三七	五、九四二	三、九七二	二五、六三二	五二、七九二	一七一、四八四	三九、一六六	二、三九五	一九、一三三	一六、六四七	一三、九〇四	五、四、四九三	四八、七五一	四八、七五一
四七七	一〇	一、〇七〇	三、二	五、八九四	七、三〇	一三	三、九三〇	九九、九九五	一、〇〇七	一六四	一、六五七	五七	二〇〇	一、二七三	六四七	二九	四、八三四	五、〇六四	一	六七五	一	一	一
七	一	一三三	一	八八〇	一九二	二元	六〇〇	二、二二〇	一九九	二五	六六	一四	一	一三三	四七	六	三六一	七六八	一	七二	一	一	
五〇四	一〇	一、二三三	二	六、七七四	九二	一四二	四、五三〇	三、二〇五	一、二〇六	一八九	一、七三三	七一	二〇〇	一、三九五	六四四	八五	五、一九五	五、八三三	一	七四七	一	一	一

第一部 統計表

秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長野	兵庫	神奈川
三、〇三六	五、五六六	八、〇三六	四、九五九	七、〇四七	八、五五五	二、九九七	八、五六六	二、四八六	三、六四七	二、四六五	一五、〇五一	八、五三四	四、七四七	五、五六六	六、〇四〇	七、二二九	六、九九九	八、〇六八	七、六二五	四、四四八	二〇、七二五	二三、二九五
三、四六	六、三七	三、三〇	二、五〇	八、三四	五、三〇	一、〇五二	四、三九	二、三三	一、五七	八、〇五	二、〇九五	九、六四	五、四一	二、二八	五、五二	五、〇三	六、八四	六、四一	一、一四六	四、四六一	三、五四三	一、〇八八
三、三六二	六、二〇三	八、三六六	五、二〇九	七、七八一	九、〇五五	一、四、〇四九	九、〇三五	二、六八八	三、八〇四	一、二、二七〇	一、七、一四六	九、四八八	五、二八八	五、七四四	六、五九二	七、七三三	七、六七三	八、七〇九	八、七七一	四、九〇九	二、四、二五八	一、四、三三三
三、六、五二一	三、八、二七六	一、七、九六八	二、四、九四二	二、六、五九八	二、九、一三三	三、六、二四〇	二、九、〇九八	一、一、三九四	一、〇、五五七	四、四、〇七四	五、五、七九一	五、〇、九五〇	二、〇、六六八	一、七、九四二	一、六、七〇五	二、二、八〇四	一、七、三〇一	三、三、五九九	三、七、〇八九	一、七、四九五	五、四、四八二	五、八、八八六
一、五、四〇〇	一、七、〇一〇	五、七、七八八	一、〇、六四九	一、〇、三七七	二、三、二二二	一、三、八三三	六、九、三九八	三、九、三九九	一、九、九二二	九、九、五五二	一、〇、四三三	一、六、九三三	四、六、六二八	五、九、四四四	六、五、七六六	六、四、四七七	四、五、五二二	四、六、九九	二、一、四二四	六、三、五三二	二、三、一九三	四、六、六一
五、一、九五二	五、五、二八六	二、三、七五六	三、五、五九一	三、六、九七五	四、一、二四四	五、〇、〇七三	三、六、〇三六	一、五、三三三	一、二、五四九	五、三、六二五	六、六、八七三	二、五、二八六	二、三、八八五	二、三、二八一	二、八、二五二	二、八、二五二	二、二、八五二	四、〇、〇〇八	四、八、五三三	二、三、八四七	六、七、六七五	六、三、五四七
五、三、二六六	五、〇、四二四	二、九、一三〇	三、八、〇五九	五、〇、九五〇	四、四、八八三	六、五、七五二	五、五、六二七	二、三、七三九	二、〇、三三三	八、一、六四三	一、四、三、二九七	七、三、二四〇	三、〇、八九六	三、七、四三一	三、六、三五八	三、九、九一八	三、六、七六八	三、四、四一九	六、〇、四二〇	五、六、四三三	一、七、二、六五五	一、二、六、八四七
一、八、三〇三	二、九、三六六	六、八、八二七	一、五、九五五	二、九、〇八〇	一、九、二九五	九、八、二九六	五、〇、二一八	一、八、三三五	二、二、八五一	三、八、四三九	一、二、三、三二一	四、三、四三三	一、一、二五八	一、六、五三三	一、五、九八四	九、九、九五九	四、七、九九七	二、七、〇四九	二、八、六三六	一、四、六五五	七、九、一〇九	二、〇、六二二
七、一、五二九	七、九、七八〇	三、五、九四七	五、三、九八四	八、〇、〇三〇	六、四、一七八	一、六、四、〇四八	一、〇、三、七三五	四、一、〇五四	四、二、一八四	二、三、〇、八二二	二、五、五、五二八	一、二、六、六七二	四、三、〇五四	五、三、九五六	五、二、三四二	四、九、八七七	八、四、七六五	六、一、四六八	八、九、〇三六	七、一、一〇八	二、五、七、六四	一、三、七、四九九

福井	四、〇四九	四九三	四、五四二	一三、五四一	四、九四九	一八、四九〇	二五、三五六	二八、九〇四	五四、二六〇
石川	三、八三二	三九六	四、二〇八	一四、七三三	四、七四〇	一九、四七三	三三、四三三	二一、八三〇	五五、二六二
富山	五、五六三	九七八	六、五四一	一九、二〇七	四、三四九	二二、五五九	三三、三四三	二二、三〇一	四九、六四四
島取	四、五九八	四七六	五、〇七四	一七、四九九	七、四三八	二四、九三七	二五、二〇六	一四、九五九	四〇、一六三
島根	五、三八一	二六八	五、六四九	一四、〇六七	五、九九八	二〇、〇六五	二四、〇五三	二二、一六五	三七、二二七
岡山	七、九二二	九三六	八、八七八	二八、二三七	八、三八七	三六、六二四	四九、七九九	二九、九六三	七九、七六二
廣島	九、七二一	一、〇四七	一〇、七五八	四三、四九五	一五、一〇五	五八、六〇〇	九五、七五八	三三、四三〇	一三九、一八八
山口	八、六〇一	五二六	九、一七	二九、二二五	九、九九六	三九、二二一	六二、四三二	一八、五七七	八〇、〇〇八
和歌山	三、九三一	三三三	四、二五三	四三、六八一	一三、六〇八	五七、二八九	五八、八八八	二六、七〇三	八五、五九一
徳島	三、〇二四	三二二	三、三三六	三三、三二九	六、〇三九	二八、二六八	三四、〇六三	一八、八四六	五二、九〇九
香川	三、六四二	五二六	四、一五七	二九、一八六	一三、九二一	四三、〇九七	四〇、〇一九	二〇、〇五三	六〇、〇七二
愛媛	五、二二八	四三五	五、六四三	三三、四四九	一〇、六四一	四三、〇九〇	五四、四五六	三四、七六三	八九、三二一
高知	六、〇二四	五七〇	六、五八四	四〇、〇九二	一八、六八三	五八、七七五	五二、二七三	二八、六二九	八〇、八九一
福岡	一四、一六六	二、〇三六	一六、二〇三	五七、七五五	一八、六七三	七六、四二八	二〇九、四九七	五九、二二八	二六五、七二五
大分	三、〇三〇	二六九	三、二九九	九、八七八	二、八九二	一三、七七〇	一八、三〇九	一一、二二一	二九、五二〇
佐賀	五、一六六	六六五	五、八三一	一九、六三四	六、四四九	二六、〇八三	三九、一三七	一四、四三八	五三、五七五
熊本	四、三三二	五七九	四、九五二	一三、三七六	五、〇八二	一八、四五六	二八、八八三	一六、五九二	四九、四七五
宮崎	五、三九四	三三二	五、六二五	一三、〇三二	三、四七五	一六、五〇七	二二、三九二	九、四七二	三二、八六四
鹿児島	八、一七七	一九九	八、三七六	一七、七五三	一一、四五六	二九、二〇九	三三、七二四	二二、三四三	五五、〇五七
沖縄	一、六〇八	一五	一、六三三	七、〇二五	一、三三三	八、三三八	一〇、一八七	一、五二三	一一、七〇〇
計	四六三、六四〇	四四、〇五六	五〇六、六九六	一、四六九、四六四	四三四、九七五	一、九〇四、四三九	三、二八、〇三〇	一、四九四、九七二	四、七三、〇〇二

第二表(其一) 工場法適用工場及職工數

(昭和四年十月一日現在)
工場監督年報ニ據ル
以下

常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場

工場數
職工數
計 女 男

染織工場	二、三三九	一八八、八三四	八二四、四六九	一、〇三三、二九三
機械及器具工場	五、一七九	二四三、六七一	一九、八八六	二六三、五五七
化學工場	三、六六一	一三三、七三四	六〇、六二〇	一九三、三四四
飲食物工場	三、三三六	六六、七五五	一七、三〇九	八四、〇三四
雜工場	五、三〇〇	一〇九、五八二	四一、三六一	一五〇、九四三
特別工場	四六六	一四、〇八九	三九	一四、四〇八
計	三〇、一八一	七五五、六二五	九六三、九六四	一、七二九、五七九

事業ノ性質危險又ハ衛生上有害ノ虞アルモノニシテ常時十人未滿ノ職工ヲ使用スル工場

工場數
職工數
計 女 男

二、九五二	五、三三二	二、三三八	七、四六九	二、九五二
六、四七三	三三、三四四	九六〇	三三、一九四	六、四七三
二、九四一	二、九二四	一、三五八	一〇、二七三	二、九四一
五六四	二、三七〇	二六	二、三九六	五六四
二、七八	三三、六六一	二、五三三	三六、二三三	二、七八
二、七〇〇	三三、六九一	二、五三三	三六、二三三	二、七〇〇
二、七二八	二、七〇〇	三三	二、〇三三	二、七二八
二、七、六三〇	八三、四四一	七、二五六	九〇、五九七	二、七、六三〇

小計

工場數
職工數
計 女 男

二八、二一〇	二〇四、八四四	八七三、四四七	一、〇七七、二九一	二八、二一〇
一一、六五三	二六五、九〇五	二〇、八四六	二八、七五二	一一、六五三
六、六六三	一四一、六三八	六二、九七八	二〇三、六六六	六、六六三
三、九〇〇	六九、〇九五	一七、三三五	八六、四三〇	三、九〇〇
一七、二八二	一四三、二七三	四三、九〇三	一八七、一七六	一七、二八二
三、一八四	二五、〇九〇	三五二	二五、四四一	三、一八四
五七、八一	八三九、〇六六	九七、二一〇	一、八二〇、二七六	五七、八一

備考 染織工場小計ニハ工場法一部適用工場(織物業—工場一〇七〇五、男七七六三、女四〇五三二、撚糸業—工場二二一四、男三〇二六、女五二〇八)ヲ含ム。

第二表(其二)

常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場數業務別表(昭和四年十月一日現在)

職工數	官設工場		工場		計	内閣	内務省	大藏省	陸軍省	海軍省	農林省	商工省	遞信省	鐵道省	計
	職工數	男	女	計											
五〇人未滿工場	八、八九二	四、四八一	二、九二六	三、〇五五	四、七三九	四、四八二	二、四六六	二、三六	二、四七三	二、四六六	二、三六	二、四七三	二、四六六	二、三六	二、四七三
職工數	一、七〇九	一、三三六	八、四三九	一四、九七七	四、四九〇	二六	一八、三九九	一九四	一六、二三八	一〇五、五六〇	二六、八五二	一三三、四二一	二、七、六三〇	八三、四四一	七、二五六
計	三、五九九	一、二四四	二六、二六八	一八、五五五	四、九三七	三〇	一八、七九九	二三〇	一六、八四九	一三三、四二一	二、七、六三〇	八三、四四一	七、二五六	一三三、四二一	

五〇—九人工場	一、五八〇	三六七	三六七	一九七	三六六	二七	二、九三四	五	二、九八五
一〇—四九人工場	一、九六一	二、三三	三三五	八八	一七七	三三	二、二五七	五八	二、三二五
五〇—九九人工場	二二	三三	二九	六	四	二	二九七	二四	三二
一〇〇人以上工場	一五四	五	一四	—	四	—	二〇七	二六	二二
計	三、三三九	五、一七九	三、六六一	三、三三六	五、三〇〇	四六六	三〇、一八一	三八五	三〇、五五六

第二表(其三) 常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工數業務別表(昭和四年十月一日現在)

職工數	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官設工場	總計
五〇人未滿工場	一七八、五四六	七六、三五一	五、九六九	五〇、八八六	八六、二八四	七、〇二九	四五六、九三五	五、四六五	四六二、四〇〇
五〇—九人工場	一〇八、七三二	二四、九八三	二六、七六二	一三、二七四	三三、六三三	一、二二五	二〇〇、四八七	三、三四九	二〇三、八三六
一〇—四九人工場	二九〇、二六七	五、〇六〇	六二、三七〇	一六、二〇七	三二、〇八一	四、六一九	四六〇、五〇四	一五、〇〇〇	四七五、五〇四
五〇—九九人工場	一六二、二二二	三、七三六	一九、八三三	三、七九七	二、四三二	一、六四五	二二二、六四六	一六、七八九	二三九、四三五
一〇〇人以上工場	二七三、五二六	八、五七七	二八、四二〇	—	五、五四四	—	三八九、〇〇七	九一、八八八	四八〇、八九五
計	一、〇三三、二九三	二六三、五五七	一九三、三四四	八四、〇三四	一五〇、九四三	一四、四〇八	一、七二九、五七九	一三三、四二一	一、八五二、九九〇

第二表(其四) 寄宿舍ノ設アル工場及寄宿職工業務別數(昭和四年十月一日現在)

寄宿職工收容人員區分	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官設工場	總計		
一〇人未滿工場	工場	二、四八一	二、四四四	七三六	六三四	一、六五七	三八	八、二五〇	一六	八、二六六	
	職工	男	五、〇五六	七、一〇八	二、四九二	二、九三〇	五、〇二六	九八五	二三、五六七	七	二三、六三四
	女	七、四八六	二七	一一	六一	二四	三	七、九六二	一	七、九六三	
一〇—九人工場	工場	二、八九九	一四三	一九九	一、三三七	二五〇	二〇	四、八三七	五	四、八四二	
	職工	男	二、〇六八	三、〇五五	三、八七一	三、四八三	二七三	四三、七六五	一〇三	四四、八六八	
	女	四九、四六六	三四	二五八	五九	七五〇	—	五二、〇三七	—	五二、〇三七	

年	五〇—九人工場		一〇〇—四九九人工場		五〇〇人以上工場		合計		計	計
	職工		職工		職工		職工			
	女	男	女	男	女	男	女	男		
大正九年	七四八	八	一〇二一	二、七八九	四一	三	八二八	六	八四四	四〇、五五三
同十年	五、五三六	五八九	一、〇二一	二、七八九	七九	三	九、九九四	三四	一〇、〇三八	三三九、五三三
同十一年	四、一五二	—	二一七	二、七	二二	—	四、五二〇	六	四、五二六	三三六、六三六
同十二年	八四四	—	四	一、九四四	一三	—	八、六三	二	八六五	三三〇、九六九
同十三年	一六、〇三〇	—	八〇	一、九四四	—	—	一八、九五五	—	一九、五二四	三〇、六四八
同十四年	一六、九五五	—	一九四	七	—	—	一六、三三六	—	一六、三三六	三〇、九六九
昭和元年	二八二	—	七	—	—	—	二八九	—	二八九	二九三、九八四
同二年	一九、八五二	—	三、〇三八	—	—	—	二二、八九〇	—	二二、八九〇	二九五、九三三
合計	二五四、九九七	—	五、九三三	—	—	—	二六〇、九二九	—	二六〇、九二九	—
職工計	五八、四七〇	九、七三五	一〇、四〇六	三〇、五三四	八、七五九	一、二五七	二九、一九一	一、〇三三	二一〇、二二四	—
工場	七、二五四	二、五七四	九六四	二、〇〇五	一、九三二	三四八	一五、〇五七	二	一五、〇八六	—
職工計	五三、〇五五	六二	六、六二二	七九四	一、二四九	三	五三、七七四	五	五三、八三九	—
工場	五八、二五五	九、八六六	一七、〇一八	三、三三八	一〇、〇〇八	一、二六〇	六五、〇六五	一、〇八八	六五、〇五三	—
金屬山	七、八四三	—	三、四七三	八、六九四	—	—	一、三九三	—	四〇、五五三	—
石炭山	四、四三三	—	二、六二四	二、七七四	—	—	三、九九七	—	三三九、五三三	—
石油山	四、〇八〇	—	二、九四、〇三三	八、七〇四	—	—	三、〇五五	—	三三六、三〇三	—
其他非金屬山	四、九七一	—	二、七八、七七一	七、四八五	—	—	四、一六〇	—	三三三、六三六	—
砂鑛	四、三六一	—	二、五、〇六九	六、九四〇	—	—	四、八八二	—	三三〇、六四八	—
計	四、八六一	—	二、五、八九八	七、三三〇	—	—	五、三四七	—	三二〇、九六九	—
計	四、九三三	—	二、五、〇四四	六、四〇六	—	—	五、一八九	—	二九三、九八四	—
計	四、六五六	—	二、三九、一六七	五、八八九	—	—	四、九二七	—	二九五、九三三	—

第三表(其一) 鑛夫數累年表 (昭和四年本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル)

大阪鑛山
監督

第一部統計表

佐賀	山口	長崎	福岡	香川	大分	富山	福井	滋賀	廣島	京都	三重	奈良	鳥取	高知	石川	島根	和歌山	徳島	岡山	兵庫	愛媛	
六四九	五七、二五五	—	二〇、五〇七	三、五三七、二一〇	—	三、二七六	一、〇三三	一四、七八六	三三、一〇三	一七、七七七	二四、四七一	一三、二〇四	三〇、二五五	一〇六、〇〇七	一一四、七三三	一三三、五三三	一四九、一四七	一二七、三二一	三二九、二六六	四六三、五六九	五六〇、九五八	一、四七九、六三一
二、三四〇、五九八	三、一五三、〇五五	五、三三一、四九九	二九、八三五、二九五	五〇、三三三	一、二七一	—	—	—	二、四二三	—	八五八	一三、二五二	四一九	二、四一四	—	—	—	二九、六七八	—	一、〇四八	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	六、二九二	—	—	—	—	六、二九二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二、三四一、二七七	三、二〇九、三二〇	五、三三一、四九九	二九、八三五、八〇三	三、六三三、八六三	一、二七一	三、二七六	七、三三四	一四、七八六	一五、六三六	一七、三三三	二五、三三九	一五、四五六	三〇、六三三	一〇八、四三二	一一四、七三三	一三三、五三三	一四九、一四七	一二七、〇一九	三二九、二六六	四六三、六二七	五六〇、九五八	一、四七九、六三一

同 二年末	二,四二七	六,六二六	一,八〇五	六九,九五四	一〇五,三五九	一九六,一五二	三	二	三	四,四〇九	四,七五七	九,一八三	二〇五,三三四
同 三年末	二,〇七七	七,〇九五	二,一八三	七四,三六六	一〇三,六三一	二〇〇,三三三	三	二	三	四,六三一	四,八〇三	九,四五一	二〇九,七六四

第四表(其二) 地方鐵道職員數 (第四九回統計年鑑ニ據ル)

大正十三年度	同 十四年度	昭和元年度	同 二年度	同 三年度
重役	重役	重役	重役	重役
一,七四二	一,八六一	二,〇三三	二,一九二	三,二四五
庶務會計倉庫係	庶務會計倉庫係	庶務會計倉庫係	庶務會計倉庫係	庶務會計倉庫係
一,八二五	二,〇七〇	二,三七五	二,六五九	三,九五六
建設及保線係	建設及保線係	建設及保線係	建設及保線係	建設及保線係
二,七九四	二,五五五	二,八五三	三,〇四九	三,五二〇
汽車係	汽車係	汽車係	汽車係	汽車係
二,七三〇	二,九二〇	三,〇八九	三,七二二	三,七二二
計	計	計	計	計
二七,三六〇	二九,四五六	三三,九二〇	三六,八九九	三九,七二二

第四表(其三) 鐵道職員數 (內閣統計局、勞働統計要覽昭和五年版)

1 職務別	運輸事務	監督	車掌	運轉手	馭者	轉轍手	信號人	其他	計
大正十三年	一,六六九	一,八六〇	二,一九六	八,五六六	三六	四二五	一,五〇九	四,二七六	二九,七八七
同 十四年	一,九六六	一,九八二	二,五五三	九,七三三	三六	三八九	一,六三〇	五,二二一	三三,五八一
昭和元年	一,七八四	二,〇七八	二,九九八	九,七八七	三九	四八三	一,二九五	七,四四五	三五,九九九

2 事業別

昭和元年	昭和二	同 三	電氣	蒸氣	瓦斯	馬力	人力	計
三六,三三三	四三,九九三	四八,五三三	八三六	一,〇九〇	二八〇	二七三	三二一	三五,九九九
同 二年	同 二年	同 三年	八三六	一,〇九〇	二八〇	三三三	三五	四七,九九六
同 三年	同 三年	同 三年	九六八	九六八	二八〇	三三三	三二一	五〇,三四四

第四表(其四) 船員累年表 (海事摘要ニ據ル)

船員手帳受有者

海技免狀受有者

年次	船員手帳受有者		海技免狀受有者	
	内國人	外國人	内國人	外國人
大正十四年末	—	—	約 四、七〇〇	—
昭和元年末	—	—	約 四、九〇〇	—
同 二年末	一五、〇四四	三、二四六	一五八、二九〇	—
同 三年末	一七〇、六九六	三、六七三	一七四、三六九	—
同 四年末	一八九、四六五	四、五七七	一九三、九八二	—
同 五年六月末	一九八、八二〇	四、七三六	二〇三、五八八	—
備考	大正十四年以降ノ數字ハ震災前ノ海技免狀受有者ニシテ海技免狀原簿登錄事項届出ナキ爲免狀原簿復舊未済ノモノハ之ヲ合			
	マズ			

第四表(其五) 海技免狀受有者種類別累年表 (海事摘要ニ據ル)

年次	甲種船長		乙種船長		丙種船長		丙種運轉手		機關長		等機關士		合計
	甲種一二等運轉手	乙種船長	乙種一二等運轉手	丙種船長	運轉手	機關長	一、二、三	等機關士					
大正十四年末	二、八二〇	一、六六五	八、三〇五	一四一	一九、六二〇	二、一七七	一八、三三七	—	—	—	—	—	五、九四九
昭和元年末	二、八九四	一、七〇〇	八、八八三	一四一	一九、七九六	二、三三〇	二〇、四三三	—	—	—	—	—	六〇、二八六
同 二年末	三、〇三三	一、七四六	九、四七六	一四一	二〇、八二〇	二、四〇六	二一、〇八二	—	—	—	—	—	六四、〇九三
同 三年末	三、二二七	一、七九四	九、九三九	一五二	二一、九七一	二、五九九	二二、八八四	—	—	—	—	—	六八、〇五〇
同 四年末	三、二五五	一、八八九	一〇、三三三	一五〇	二二、八八〇	二、六四五	二三、七五七	—	—	—	—	—	七二、七六二
同 五年六月末	三、三四五	一、八八二	一〇、七〇七	一五二	二三、三三九	二、七〇二	二四、六八五	—	—	—	—	—	七三、六九九

第四表(其六) 郵便電信電話局從業員累年表 (第四九回統計年鑑ニ據ル)

年次	雇員			傭人			合計
	通信事務員	電話交換手	其他	遞送人	集配人	其他	
大正八年末	三五、一三〇	一三、二八四	五〇	七、〇三三	三、七五五	四、二五五	九二、四九六

同	九年末	三七、九二九	一五、一〇〇	五	六、七九六	三六、四三三	五、七八六	一〇三、一〇九
同	十年末	四一、三二〇	一六、九五三	五	六、九五三	三八、六三三	六、四九九	一一〇、三九二
同	十一年末	四二、四二一	一八、四一〇	四〇	六、四四九	三九、六八〇	六、六六六	一一三、六五六
同	十二年末	四二、三八五	一六、〇五八	三六	六、三七七	四〇、四四〇	六、六四七	一一一、九四三
同	十三年末	四二、九四九	一六、八九一	三八	五、九九八	四一、一七八	六、五四八	一一三、六〇二
同	十四年末	四四、八二三	一八、二九六	九八	五、六六二	四二、六五八	六、九三九	一一八、四六六
昭和元年末		四六、五三三	二〇、六六〇	九五	五、四六五	四三、七六七	七、〇八五	一二三、五八五
同	二年末	四九、五三三	二二、一九四	一〇九	五、一四二	四五、一〇四	四、三三三	一二六、三九三
同	三年末	五一、八九九	二三、〇八四	一二九	五、〇六一	四六、六六六	七、六四〇	一二四、三九九

第四表(其七) 諸車數累年表 (第四九回統計年鑑ニ據ル)

	馬車	牛車		自轉車		人力車		自動自轉車	
		乗用	荷積用	乗用	荷積用	乗用	荷積用	自動	通常
大正九年度末	六、一七六	二五、七四七	四、四五五	二、一四三、三九七	七、〇三三	八八九	一一〇、四〇五	二、四七八	二、〇五、一〇四
同 十年度末	五、八七七	二六、九三七	五、二一六	二、二〇三、四〇六	八、二六五	一、三三三	一〇六、八六一	三、四三三	二、三九、〇八九
同 十一年度末	五、四三三	二八、二〇六	五、三三一	二、二九、三七四	九、九九二	二、〇九九	一一〇、五一	四、五九一	二、八三、四七八
同 十二年度末	四、九三三	二八、八〇八	六、四四九	二、一八五、三四五	一一、六七九	三、〇五八	八九、一四九	五、七九〇	三、二〇八、四〇六
同 十三年度末	四、三五九	二九、二二三	六、九一三	二、二七八、六〇〇	一四、八〇九	五、七七八	八五、四三四	八、九六六	三、六七五、三五九
同 十四年度末	三、九〇五	三〇、〇三八	六、三〇八	二、一八六、七七五	一八、五六二	七、八八四	七九、八三三	二、三七八	四、〇七〇、六二四
昭和元年度末	三、三〇八	三〇、七七八	七、四九九	二、一四八、五五五	二四、九七〇	一〇、八三三	六一、九四九	一五、三〇六	四、三七〇、九五九
同 二年度末	二、七三六	三〇、四七三	八、七、三五八	二、一四二、九九〇	三、八三六	一四、四六七	五五、五三〇	一七、七〇五	四、七五二、六七八
同 三年度末	二、三三三	三二、九三三	八、五、二七八	二、二一六、二八一	四、二八一	二〇、二五二	四三、四三三	一九、〇三六	五、〇三三、二四
同 四年度末	一、六〇七	三〇、九八八	八、八、四二一	二、〇五六、八二七	四、八四三	二五、六九八	三三、〇八〇	二、三三〇	五、三三、〇九〇

第五表(其一) 體性・年齡・配偶關係別工場労働者數 (昭和二年労働統計實地調査)

總數	總數		窯業		金屬工業		機械器具製造業		化學工業		纖維工業		飲食料品嗜好品製造業	
	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶
一二歲未滿	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
一一三歲	女 九	男 九	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
一四一歲	女 四	男 四	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
一五歲	女 二二	男 二二	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
一六一歲	女 一六	男 一六	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
一七歲	女 一〇	男 一〇	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
一八一歲	女 七	男 七	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
一九歲	女 四	男 四	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
二〇一歲	女 三	男 三	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
二四歲	女 三	男 三	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
二五一歲	女 三	男 三	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
二九歲	女 三	男 三	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
三〇一歲	女 三	男 三	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
三四歲	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
三五一歲	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
三九歲	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一

年齢及配偶 關係不詳	四〇—	四四歲	四五—	四九歲	五〇—	五四歲	五五—	五九歲	六〇—	六四歲	六五—	六九歲	七〇歲以上	合計
	男	四六、七六八	男	三三、七二〇	男	一八、四三八	男	一、四七〇	男	二、二七三	男	六三三	男	
	女	九、〇〇〇	女	六、七八九	女	三、八〇五	女	一、四七〇	女	四七〇	女	二二四	女	二、三〇〇
	男	二、九〇一	男	二、六四九	男	三、一九八	男	一、〇二四	男	五五〇	男	二二〇	男	一、〇五五
	女	二、二〇七	女	一、七三三	女	二、四三三	女	九二	女	二二四	女	七四	女	三〇〇
	男	二、六	男	一、八四	男	九	男	五	男	五	男	二	男	二〇
	女	六、三三〇	女	四、二五二	女	二、二九	女	四	女	二五	女	一	女	二六
	合計	四四、一八七	合計	三三、七九一	合計	二二、七〇二	合計	一、三三三	合計	五、四六六	合計	一、〇五五	合計	一、〇五五
	男	二、七二一	男	二、五三二	男	一、五三三	男	一、一五八	男	二、〇五	男	二七	男	一、〇五五
	女	三、三三三	女	三、五三三	女	二、一六九	女	一、一八〇	女	三、四一〇	女	二〇	女	二〇
	合計	六、〇五四	合計	六、〇六五	合計	三、七〇二	合計	二、三三八	合計	五、四六六	合計	四七	合計	三、〇一〇
	男	三、三三三	男	三、三三三	男	一、五三三	男	一、一五八	男	二、〇五	男	二七	男	一、〇五五
	女	二、七二一	女	二、七二一	女	二、一六九	女	一、二二〇	女	三、四一〇	女	二〇	女	二〇
	合計	六、〇五四	合計	六、〇六五	合計	三、七〇二	合計	二、三三八	合計	五、四六六	合計	四七	合計	三、〇一〇

第五表(其二) 常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工年齢別數(昭和四年十月一日) (工場監督年報ニ據ル)

機械及器 具工場	織染工場	未一四歲	一四歲以上	未一四歲	一四歲以上	未一四歲	一四歲以上	未一四歲	一四歲以上	未一四歲	一四歲以上	未一四歲	一四歲以上	合計							
		一五歲未滿	一五歲未滿	一五歲未滿	一五歲未滿	一五歲未滿	一五歲未滿	一五歲未滿	一五歲未滿	一五歲未滿	一五歲未滿	一五歲未滿	一五歲未滿								
六四	一、〇二九	一、八六八	四、八七八	三六、二八一	二四三、七七一	三四〇	六六六	一、二〇九	一七、七七一	一九、八八六	三六三、五五七	二、七三三	六、六二九	一七八、三九三	一八八、八四四	三八、九五七	六九、二〇二	九三、〇八三	六三、三三六	八四、四六九	一、〇三、二九三

工場種別	工場數	從業員總數	職工・一六歳未満		職工・一六歳以上		職工合計				
			男	女	男	女					
化學工場	三九七	九七一	二,三〇三	二,九〇五	一,三二四	一,二九〇	二,一九二	三,九七三	五,一六五	六〇,六二〇	一九三,三四四
飲食物工場	三	一五	四〇〇	六六,〇九八	六六,七三五	三〇八	六二〇	一,〇二二	一五,三七〇	一七,三〇九	八四,〇三四
雜工場	三九七	一,二九九	三,一七六	一〇四,七二〇	一〇九,五八二	八三〇	二,〇八四	三,一五四	三五,二九三	四一,三六一	一五〇,九四三
特別工場	一	五	三五	一四,〇四八	一四,〇八九	—	—	—	三九	三九	一四,〇四八
計	二,四九九	七,〇七三	一七,四六一	七二八,五八三	七五五,六二五	四一,七三五	七四,七五三	一〇三,三四〇	七四,一四六	九六三,九六四	一,七二九,五七九
官設工場	五	四三	一,二七五	一〇三,七八六	一〇五,五九〇	三四一	九九三	一,一五二	二二,九六六	二六,八五一	一三三,四二一
總計	二,五五五	七,五五五	一八,七三六	八三三,三六九	八六一,二七五	四三,〇六六	七五,七四六	一〇三,八九二	七六九,二二三	九九〇,八二五	一,八五二,九九〇

第五表(其三) 職工五人以上使用工場種別ニヨル職工年齡別 (昭和四年末現在) (工場統計表ニ據ル)

工場種別	工場數	從業員總數	職工・一六歳未満		職工・一六歳以上		職工合計		
			男	女	男	女			
紡績工業	一九,七〇六	一,〇七七,四九二	九,七六六	一八二,八二五	一九二,六〇一	一七三,四〇三	六三三,六八六	八〇六,〇八九	九九七,六九〇
金屬工業	三,七三二	一〇六,五三二	一,五八九	四五六	二,〇四五	八二,六九〇	七,二〇四	八八,八九四	九〇,九三九
機械器具工業	五,二九六	二三四,九五〇	五,五三九	一,二三五	六,七五四	一七二,二八〇	一一,二三〇	一八三,四〇〇	一九〇,一五四
窯業	三,二五三	七九,九九九	二,一九八	九九一	三,一八九	五五,二六一	一一,七六七	六六,九一八	七〇,一二七
化學工業	三,一九九	一四,八五一	九五九	四,四七四	五,四三三	八〇,七〇一	三六,二一六	一一六,八二七	一二三,二五〇
製材及木製品工業	四,七三〇	七〇,一九八	一,八五〇	三三八	二,一六八	五二,二六五	四,五三三	五六,八二八	五八,九九六
印刷製本工業	二,五六六	六四,四二八	二,八九九	七四二	三,五六一	四二,六五四	五,八〇〇	四八,四五四	五二,〇二五
食料品工業	二,八九四	一六九,九六二	一,四四七	一,七七五	三,二二三	一一〇,三四四	一九,五三三	一三九,七六六	一四二,九九八
瓦斯電氣業	四七	一一,〇八五	九	—	九	七,九四五	八四	八,〇三九	八,〇三九
其他ノ工業	四,九八四	一〇四,一七六	二,四八二	五,八三〇	八,三三二	四〇,一七六	四,三三七	八三,五三三	九一,八三五
計	五,八八七	二,〇六六,六四二	二八,六七八	一,九七,六二六	三三六,二九四	八六,五〇九	七七三,二二九	一,一五九,八七八	一,八五五,〇三三

第六表 體性・年齡・配偶關係別鑛夫數 (昭和二年勞働統計實地調査)

總數	金屬鑛業				石炭鑛業				石油鑛業				其他ノ鑛業			
	有配偶		無配偶		有配偶		無配偶		有配偶		無配偶		有配偶		無配偶	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一二歲未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一二—一三歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一四—一五歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一六—一七歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八—一九歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇—二四歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二五—二九歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇—三四歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三五—三九歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇—四四歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四五—四九歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇—五四歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五五—五九歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六〇—六四歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六五—六九歲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七〇歲以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總數	136,354	147,555	79,173	133,931	108,754	135,067	598,125	564,123	999,511	999,511	511,233	210,596	596,333	596,333	596,333	596,333

第七表(其一) 工場勞働者異動月別表 (社會局社會部調查)

昭和五年 解雇 雇入 月末現在

月	平均	計	計	計	計	計	計	計	計			
一	三,四八二	一五,二七四	五五,五五五	七〇,七八九	二,七六八	一三,五三三	五〇,五八五	六四,二〇七	八,七七四	四七八,二四四	六四〇,二七九	一一八,五三三
二	三,三三八	一三,〇五七	二七,〇三〇	三九,〇八七	三,一七一	一四,四六八	一〇,二六二	一五,七三九	七,九〇一	四八二,二五六	七〇八,九五五	一一九,〇八一
三	三,五五六	一三,八〇五	二五,九三四	三九,七三九	三,一六三	一〇,九五〇	四三,一九六	五三,一四六	七,九〇九	四七四,二七五	七三六,〇四〇	一一〇,〇三五
四	三,三三六	一三,五八〇	二七,九九七	四〇,五七七	二,九四二	一〇,一二七	三〇,四七四	四〇,五九一	五,四三八	四七三,二四〇	七三三,六七六	一一九,四九六
五	三,三五四	一三,九五四	三六,九二五	五〇,八六九	二,五二一	七,九三五	一七,九四五	二五,八八〇	五,三四六	四六三,二八五	七〇一,二〇一	一一六,四三六
六	三,二二四	一三,八九三	二七,八九九	四一,七九二	二,七〇三	八,二九五	三五,八八一	四四,一七六	五,四九二	四五四,八九七	七〇九,四八一	一一六,四三六
七	三,三三一	一三,六〇七	二八,九八五	四三,五九二	二,六六六	七,四三三	三三,三九三	三九,八八六	五,六二七	四四八,九七二	七一一,七八六	一一六,〇七八
八	三,二五七	一三,二〇一	二九,〇三四	四三,二三五	二,四六〇	六,五九三	一八,八六二	二五,四五五	五,六〇七	四四五,四五七	七〇三,八二一	一一八,二七八
九	三,三五七	一三,一六七	二四,七六一	三六,九二八	二,七四四	八,四〇三	二四,三六七	三三,七七〇	五,六四四	四四二,一〇八	七〇三,九三八	一一五,〇四六
十	三,三〇七	一三,五二〇	二二,一五五	三三,六七五	二,六六八	七,七六五	二〇,四二八	二八,一八三	五,六〇六	四三七,三三六	七〇三,五五一	一一三,九八七
十一	三,〇九八	一二,七四五	一七,七五三	二九,四九八	二,四四七	五,七〇四	一六,四七六	二二,一八〇	五,五九四	四三一,四七六	七〇〇,九四二	一一三,四一八
十二	三,四〇〇	一五,三三六	八六,三三六	一〇一,六六二	二,一四〇	八,四六四	一四,六六二	三三,二二六	五,四六七	四三四,四二〇	六二八,三八四	一一〇,五八〇
計	三九,九七〇	一六〇,一四九	四〇九,二八四	五九九,四三三	三三,三五三	一〇九,六三九	四〇五,五二〇	五二五,一五九	七四,三七五	五,四五四,八六六	八,三五七,九二四	一三,八二二,七九〇
平均	三,三三〇	一三,三四六	三三,一〇七	四七,四三三	二,六六六	九,一三七	三三,七九三	四二,九三〇	六,一九八	四五四,五七二	六九六,四九四	一一五,〇六六

業務廢止又ハ休止

業務新設又ハ復舊

昭和五年

工場數

解雇職工數

工場數

雇入職工數

月	平均	計	計	計	計	計	計
一	五	八二〇	八,一四九	八,九六九	八	八六三	一〇,四二八
二	五	一,三八一	三,〇七三	四,四五四	八	一,七五五	一三,三三一
三	六	一,二八一	四,六二〇	五,九〇一	六	一,〇一九	三,二七七
計	五	八二〇	八,一四九	八,九六九	八	八六三	一〇,四二八

月	平均	同種工業 ニ轉職セ ルモノ	他種工業 ニ轉職セ ルモノ	歸農セル モノ	其ノ他	未就業者	不詳	計
四	月	三	一、五七	五、二六	六、七八	二	五五	一、三〇八
五	月	二九	一、九七八	二、四三	一三、三九〇	二五	六五四	一、八九五
六	月	四	八二七	二、三〇	三、〇四七	一七	二一九	一六、九五
七	月	八	一、二八五	一、九三	三、二八八	二〇	二二九	一七、六九四
八	月	五	一、九四一	二、〇一	四、二四二	二六	一、二〇一	二、七九八
九	月	三	一、六三六	一、〇四八	二、六七四	四一	一、〇三	二、七四七
十	月	五	一、四四九	一、八二〇	三、二六九	三	八六	二、八二
十	月	四	一、九八〇	一、一四〇	三、二二〇	二九	一、五七〇	二、五五〇
十	月	一六〇	二、七六五	二、三六〇	二五、二三五	四	二、四五二	三、八七一
平	計	八三	一八、八五〇	五五、三七三	七四、二三三	七九七	一六、四五〇	八二、九五二
月	平均	七〇	一、五七一	四、六二四	六、一八五	六	一、三七	六、九三

第七表(其三) 工場労働者解雇者歸趨調

昭和五年	同種工業 ニ轉職セ ルモノ	他種工業 ニ轉職セ ルモノ	歸農セル モノ	其ノ他	未就業者	不詳	計
一	八、二五	九、九九六	二八、一〇〇	九、二〇〇	八、二六	七、〇七三	七〇、七八九
二	六、六九	三、五八〇	一三、九五	四、六九	三、二六五	六、九〇四	三九、〇八七
三	七、一九二	三、二六八	一六、一九五	四、六〇九	二、八三三	五、六六二	三九、七三九
四	六、四二七	三、三八〇	一七、〇三	五、三九九	二、五〇九	五、八六〇	四〇、五七七
五	六、二二三	二、九〇九	三、三七七	五、八九三	四、四六〇	八、七六八	五〇、八六九
六	七、〇三三	三、六三三	一五、七六一	五、三九四	三、七五三	六、二五九	四一、七九二
昭	四、一、六八九	二、六、七四六	一、二、三、七四二	三、五、一八六	二、四、九六五	四、〇、五三六	二八、一、八五三
和	六、六、三三	二、八、一四	一、七、六六四	五、二、八三	三、五、四七	六、六、三三	四二、五九二
五	年						
上							
半							
期							
計							

製印本業		製粉業		製糊料、染料、塗料、顏料、造業		製藥業		製蠟油業及		製紙業		窯業		製金屬品業	
月末現在	解雇	月末現在	解雇	月末現在	解雇	月末現在	解雇	月末現在	解雇	月末現在	解雇	月末現在	解雇	月末現在	解雇
二五、一九九	四九四	二、二八〇	二五	三、〇〇二	二二	七、二五八	一四八	六、三四	三、五九	二〇、四七九	三五三	三九、八三二	八四八	五〇、二八九	九八八
二四、九九〇	四三六	一、五四三	六三三	二、九八九	三一	七、五五六	一四八	三、五六九	二二	一九、五七九	五四〇	三八、二九五	八六一	四八、九五二	一、三三八
二五、〇九〇	四六二	一、五二一	四七	二、九六八	四〇	七、九三三	一七〇	三、五七七	七二	二二、二七〇	三六六	三九、一三九	八三五	四九、八三七	九〇一
二四、五八二	四七四	一、七七九	三四	二、七六五	五四	七、三九九	一〇一	三、九三三	六九	二二、五六六	二六八	三七、三三九	六八九	四九、一三七	九九八
二四、七八四	三四四	一、八五三	七	二、七四一	六〇	七、二二三	八七	三、八八三	九七	一九、三〇三	六八二	三六、〇六五	五三一	四四、六三四	一、一四二
二四、三三一	六七一	一、八七〇	三五	二、七三二	九	七、四七七	三五九	四、一六三	六〇	一八、五六五	九四二	三六、〇九四	三六二	四四、一一〇	一、〇五二
二四、四三三	四〇五	一、八三三	一三	二、七三一	一四	七、五三三	一〇八	四、〇八〇	三三	一七、九三五	五九四	三六、一三四	四八五	四三、六二二	一、二三七
二四、五〇三	四七〇	一、八二〇	七	二、七三七	二二	七、三〇一	二九	四、〇五一	六六	一七、六八七	三五二	三五、七三四	五五〇	四三、六〇一	一、一八五
二四、三三三	五二六	一、八二七	一〇	二、七四〇	三三	七、七〇三	一八五	四、一三八	一〇〇	一七、二三八	七八九	三五、三四一	八四六	四二、八〇七	一、五〇三
二四、三三六	三〇四	一、七一一	六五	二、七三一	三三	七、五五一	一四	四、〇八五	九〇	一七、一七七	一七七	三四、八二八	五九七	四二、三五〇	一、一四八
二四、二二四	二七四	一、七六七	一三	二、七二四	二四	七、五三一	一三	四、〇五三	九八	一七、一〇三	二二八	三四、〇六六	三三四	四一、八七八	一、一三九
二四、〇七七	三〇一	二、二二八	二五	二、六九九	三六	七、四八六	三八	三、四二四	三五	一七、二一一	一九四	三三、七一九	三三四	四一、二六八	九三四

昭和五年	鑛山數		計		鑛山數		計		鑛山數		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	解雇	雇入	解雇	雇入	解雇	雇入	解雇	雇入	解雇	雇入	解雇	雇入
一月	255	252	9,678	2,467	2,399	9,033	1,500	10,533	333	2,833	477	2,666
二月	256	256	10,086	2,638	2,364	9,206	1,833	11,039	333	2,769	497	2,666
三月	261	262	13,732	3,192	2,593	10,243	1,866	12,109	306	2,532	554	2,606
合計	771	764	33,596	8,307	7,356	28,482	5,199	33,681	972	8,134	1,528	8,272
人夫仲仕	99,910	100,127	99,365	98,519	88,839	102,787	103,070	104,299	103,673	102,348	103,618	102,453
其他ノ業	19,749	29,600	185,633	190,252	185,555	186,666	186,655	184,669	185,896	184,289	182,703	183,085
製金精練業	6,671	6,833	6,630	9,277	9,331	9,264	9,239	9,293	9,157	9,033	8,883	8,856
電気業	6,244	6,266	6,244	5,990	6,044	5,334	5,082	5,051	5,075	4,970	4,998	4,986
木竹葛莖製品業	259	830	408	510	464	307	245	355	360	177	186	169
合計	128,533	129,081	120,351	124,961	126,661	126,781	126,758	124,878	125,046	123,887	123,481	125,804

第八表(其一) 鑛夫異動月表 (社會局職業課調)

第八表(其二) 鑛夫解雇者歸趨各月表 (同前)

月平均	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
計	三,二六三	三,一〇〇	三,九〇三	二,六三一	二,八二一	九,六五七	一六,三五二	一三,九三〇	三,九三二	二,四四三	二,四〇七	四,八五二	四八,五二二
同種鑛山に轉職	四,五五三	五,〇九四	六,三三三	五,五八四	五,五六〇	五,三三四	五,〇九一	四,三七二	六,三三六	五,二八七	三,二五二	二,六九四	五九,〇六九
他種鑛山に轉職	五	八	五	七	九	二	八	三	七	三	九	六	七四
歸農	二,一八〇	一,九三二	三,二二四	三,一四四	三,五三三	二,七三三	二,二三三	二,二三三	二,九九九	四,一四五	二,二三八	一,七三五	三三,一八七
其他に轉職	一,二九二	一,二〇八	二,六八九	一,五三三	一,四九一	一,三九〇	一,二三四	一,二六四	一,三三四	一,五八九	一,二二一	九九九	一七,〇三三
未從業	一,〇五	九五六	一,〇九五	一,三三八	一,二九八	九七六	九五九	九八	一,四二五	一,九四四	一,〇五七	二,〇五四	二五,〇七八
不詳	三,〇六八	三,三八八	二,六二三	三,三四四	三,四二二	三,五五五	四,三三八	三,〇九四	三,五〇一	四,〇二六	二,七九七	一,六七八	三八,八〇四
計	三,一〇五	三,三六二	二,五八九〇	二,五〇〇	二,五三七	二,三三〇	二,三九八	二,二八二	二,五五七	二,七〇八	一,〇四四	九,一九六	一三,一九八

第九表(其一) 全國失業者數 (昭和五年十月一日國勢調査速報)

全

國

府縣別失業者

三三,五三七

北海道

八,八七〇

第一部 統計表

三	愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	枋	茨	福	山	秋	宮	岩	青
										奈												
重	知	岡	阜	野	梨	井	川	山	湯	川	京	葉	玉	馬	木	城	島	形	田	城	手	森
六、一〇〇	一三、八五七	七、七四九	三、七〇五	六、〇二六	一、八二六	一、〇七五	二、三三三	一、九四八	五、四四五	二〇、〇七四	六三、九五七	一、九九四	四、〇〇三	三、〇七〇	三、〇七七	三、二七四	五、三九九	二、六二五	三、七六二	二、三四九	二、八三三	二、六五六

沖	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	鳥	和	奈	兵	大	京	滋
	兒																歌					

繩	島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀
八五四	二、七〇一	二、〇〇八	二、一九九	四、三九四	四、六八七	一、九七八	一七、三三七	四、二五六	五、四四五	二、二八二	二、三三七	四、七五四	八、六五一	四、九七三	一、六三六	一、七三三	六、八六三	二、四九九	一八、一三五	三六、八〇九	七、八〇八	一、三六二

第九表(其二) 昭和五年十二月分 失業狀況(推定) (中央職業紹介事務局調)

道	俸給生活者			日傭勞働者			其他ノ勞働者			合計		
	調査人口 人	失業者 人	失業率 %	調査人口 人	失業者 人	失業率 %	調査人口 人	失業者 人	失業率 %	調査人口 人	失業者 人	失業率 %
北海道	一〇〇,七〇三	三,五五七	三・五	七九,四〇三	八,九八九	一一・三	一七,二二九	五,五九四	三二・八	二九七,三三五	一八,一四〇	六・一
東京都	二五九,七三八	一六,九八二	六・五	一三五,七五二	三〇,三三九	二一・一	四三,七八七	三四,七五四	八・二	八〇八,二七七	八二,〇七五	一〇・二
大阪府	一八五,四六〇	六,九三六	三・七	七六,八三八	八,四七六	一一・〇	四七,一四四	一九,六三三	四一・二	七三三,七三三	三五,〇三四	四・八
神奈川県	五二,〇三二	三,一〇六	六・一	三三,三三五	九,〇四二	二八・〇	一一七,六六六	四,八八〇	四・一	二〇〇,八七三	一七,〇二七	八・五
兵庫県	六九,七二六	二,六〇〇	三・七	三〇,七三九	五,一〇六	一六・六	一八三,七四六	七,二九八	四・〇	二八四,二〇一	一五,〇〇四	五・三
長崎県	三三,九六七	八四五	三・七	三五,八二〇	二,二五六	六・三	五三,七一九	二,七八六	五・二	一一二,五〇六	五,八八七	五・二
新潟県	三三,四三九	六七三	二・〇	四〇,九三三	二,〇五二	五・〇	九〇,九五五	三,三二一	三・四	一六五,三〇六	五,八五六	三・五
埼玉県	二四,六八七	六四三	二・五	二七,一九五	一,九四四	七・一	六二,三八〇	一,九八二	三・二	一一三,二六二	四,五六九	四・〇
群馬県	三三,二二二	四四四	一・三	三三,四五二	一,二九〇	五・五	五六,九九九	一,九二六	三・四	一〇三,六三三	三,六五〇	三・六
千葉県	一四,八〇一	二四八	一・七	一五,八七六	八八八	五・六	二三,二九二	九六〇	四・一	五三,九六九	二,〇九六	三・九
茨城県	一一,二〇六	六四八	五・八	一八,七八三	一,〇三〇	五・四	二九,九八四	一,四六八	四・九	五九,九七三	三,二一六	五・二
栃木県	一五,二五七	四〇二	二・六	一六,五四一	一,六五一	一〇・〇	二三,三三三	一,三三七	五・五	五四,〇三〇	三,二八〇	六・一
奈良県	一〇,五五三	二四四	二・三	二二,六七四	三三八	三・〇	一七,五八〇	七五四	四・三	四九,八〇六	一,六三六	三・三
三重県	二五,四〇〇	八一〇	三・一	四〇,九九〇	二,九七二	七・二	六一,五五〇	三,〇七四	四・九	一二七,九四〇	六,八五六	五・三
愛知県	七三,五二八	一,四六七	二・〇	六八,八三五	八,〇七七	一一・七	一七六,六三三	四,一四五	二・三	三二八,九七六	一三,六八九	四・三
静岡県	二五,一七九	四四五	一・八	四二,五六八	二,二八九	五・五	六二,九三二	二,七四八	四・四	一二九,六五九	五,四八二	四・二
山梨県	一一,五四六	二五七	二・二	一一,七五二	八三三	六・九	四三,二四六	八一九	一・九	六五,五四四	一,八八九	二・九

第一部統計表

滋賀	二二、七三四	一二六	〇・九	一六、七五四	五五九	三・三	三三、四七三	三三二	〇・九	六三、九五二	九八七	一・六
岐阜	二二、三五三	二三五	一・一	三三、三三六	二、七三四	一一・六	五三、〇二七	二、七九二	五・三	九六、六九五	五、七四〇	六・〇
長野	三六、五〇三	九七五	二・七	五七、七四二	三、六六二	六・三	一四〇、四二七	五、一六八	三・七	二三四、六六二	九、八〇五	四・二
宮城	三三、二九九	五六〇	二・四	三五、四一四	三、二二三	九・一	四〇、六四六	二、七八九	六・九	九九、二九九	六、五七二	六・六
福島	一九、五七八	五三五	二・七	三八、五〇二	一、九三三	五・〇	四四、九六五	一、六七五	三・七	一〇三、〇四五	四、一四三	四・〇
岩手	二三、三三五	四八八	三・七	二三、四三二	一、七五四	七・五	三五、六八七	一、四七三	四・一	七二、四三三	三、七二四	五・一
青森	一四、四八二	一、六三〇	二・三	三八、五三〇	七三七	一・九	四三、五五二	三七七	〇・七	九六、五六四	二、六八四	二・七
山形	二六、五七八	四四八	二・七	二五、一三五	二、〇〇二	七・九	三六、四五七	一、五七六	四・三	七八、一七〇	四、〇二六	五・一
秋田	一八、九四三	六六四	三・五	三八、六五八	二、七三四	七・一	五八、〇五四	二、二五三	三・八	一一五、六五五	五、六五一	四・九
福島	二三、八三七	五八一	四・二	一九、三九二	三七九	二・〇	四六、九七四	五二九	一・一	八〇、二〇二	一、四八九	一・九
石川	一七、七六五	五一二	二・九	二二、三七四	九九〇	四・六	三六、六七八	九〇三	二・五	七五、八一七	二、四〇四	三・二
富山	二六、四三二	三三七	二・一	一八、八八一	七六〇	四・〇	三八、八八五	九八七	二・五	七四、一九七	二、〇八四	二・八
鳥取	二二、四三〇	二〇五	一・七	二〇、八六〇	三七九	三・五	一四、一九二	二三〇	一・六	三七、四七一	八二四	二・二
鳥根	二六、二二九	四四三	二・七	一八、〇四五	二九〇	一・六	四九、一六四	七七五	一・五	八三、四二六	一、五〇八	一・八
岡山	三一、八三七	九〇〇	二・八	二八、二七四	二、五八八	八・九	七九、二六四	一、四三三	一・八	二九九、三七五	四、八五三	三・五
廣島	五〇、八四七	三、二六一	六・三	四六、二六〇	二、四四二	五・〇	八七、五九四	三、三六六	四・〇	一八四、六七二	九、〇六九	五・〇
山口	二八、四九三	八三四	二・九	三六、〇五〇	一、三四二	三・七	五九、九九七	一、五七六	二・六	一二四、五三〇	三、七五二	二・〇
和歌山	一四、九五〇	五〇四	三・四	四〇、〇五七	二、七六〇	六・九	四〇、二九四	二、八三八	七・〇	九五、三〇一	六、一〇二	六・四
徳島	二〇、二七七	二八四	二・八	三一、九六〇	七三〇	二・三	三一、四三〇	一、一六五	三・七	七三、六六七	二、二六九	二・九
香川	一四、八八五	一八七	一・三	二〇、〇五七	五八八	二・九	二五、五九〇	六九四	二・七	六〇、五三二	一、四六九	二・四
愛媛	二二、五六四	八三四	三・八	三九、二〇五	二、五三四	六・四	五九、〇二八	三、〇二七	五・四	一一六、七九七	六、三六五	五・四
高知	一四、二五七	四四三	三・一	二四、一九四	一、八六一	七・七	六三、三八八	一、七三三	二・七	一〇一、八三九	四、〇二六	四・〇
福岡	六四、二六八	三、七四二	五・八	九九、五八九	一三、一七五	一三・二	一六八、七三二	九、六八六	五・四	三三二、五八九	一六、六〇三	八・〇

下男及下女(二種平均)	九八	九八	九八	九八	九八	九六	九四	九四	九〇	八九	八七	八七	九三・五
總平均	九六	九七	九七	九七	九七	九六	九五	九五	九三	九三	九二	九二	九四・六

備考 上揚漁夫ノ指數ニ於テ六月乃至八月著シク低下セルハ從來高指數ヲ維持セシ新潟ノ賃銀缺如シタルニ由ル

第十表(其二) 昭和五年東京勞働賃銀指數月別表 (東京商工會議所調)

染織工業(七種)	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
機械工業(五種)	一三〇・〇	一三〇・七	一三三・五	一二〇・七	一二六・一	一二〇・三	一〇三・八	一〇二・五	九九・七	九九・六	九九・五	九七・三
化學工業(一三種)	一〇三・五	一〇〇・六	九九・九	九九・三	九一・三	九二・〇	九三・六	一〇〇・九	八八・七	八八・〇	八五・八	八三・七
飲食物工業(六種)	一二二・五	一二〇・〇	九八・〇	九六・九	九六・三	九四・七	九五・〇	九四・四	九三・五	九二・八	九三・三	九二・三
雜工業(四種)	二二七・九	二二七・九	二二九・六	二二八・九	二二八・七	二二八・五	二二七・九	二二六・八	二二七・七	二二七・七	二二七・七	二二七・七
其他(一七種)	一〇〇・五	九九・二	一〇〇・一	九九・七	一〇一・〇	九九・七	九六・五	九二・四	九二・八	九三・〇	九三・三	九三・六
總平均	一〇六・八	一〇六・六	一〇六・五	一〇三・九	一〇二・五	九八・七	九八・六	九七・四	九七・六	九五・三	九四・七	九四・〇
備考	大正九年下半年期ノ平均ヲ一〇〇トス	一〇七・八	一〇六・五	一〇六・九	一〇四・七	一〇三・〇	一〇二・〇	一〇一・一	一〇〇・六	九八・四	九七・七	九六・四

第十表(其三) 昭和五年大阪市諸職業賃銀月別表 (大阪商工會議所調)

製粉	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
紡績女工	一・八四 <small>錢</small>	一・七七 <small>錢</small>	一・八三 <small>錢</small>	一・八六 <small>錢</small>	一・九七 <small>錢</small>	一・八一 <small>錢</small>	一・七四 <small>錢</small>	一・七四 <small>錢</small>	一・七四 <small>錢</small>	一・七四 <small>錢</small>	一・七四 <small>錢</small>	一・七四 <small>錢</small>
製鍊	一・〇〇	一・〇七	一・〇七	九八	八四	九八	九八	一〇二	九四	九四	九二	八六
施盤	二・五三	二・四六	二・四八	二・五五	二・五五	二・五五	二・五五	二・三七	二・三七	二・三七	二・三七	二・三七
製紙	二・二五	二・二〇	二・三〇	二・二五	二・二五	二・二七	二・二三	二・二三	二・二三	二・二二	二・二二	二・二二
總平均	二・〇九	二・一一	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一四	二・一四	二・一四	二・〇四	二・〇四

金屬工業	一〇五	一〇七	一〇五	一〇五	一〇四	一〇三	一〇〇	九九	九九	九九	一〇二	九九
機械器具製造業	一〇〇	一〇三	一〇三	九九	九九	九九	九九	九五	九九	九九	九九	九九
化學工業	一〇五	一〇五	一〇六	一〇五	一〇五	一〇四	一〇三	一〇三	一〇三	一〇四	一〇五	一〇四
纖維工業	一〇四	一〇三	九六	九二	九四	九三	九〇	八八	八八	八八	八五	八五
紙工業	一〇九	一〇四	一〇四	一〇三	一〇四	一〇三	一〇三	一〇八	一〇八	一〇五	一〇七	一〇五
皮革、骨角、羽毛品類製造業	一〇二	一〇二	一〇〇	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九五
木、竹ニ關スル製造業	九四	九八	八八	九七	九五	九四	九二	九二	九二	九二	八三	八三
飲食料品、嗜好品製造業	一〇六	一〇〇	一〇三	一〇四	九八	九七	九七	九六	九二	九七	九八	一〇〇
被服、身廻リ品製造業	一〇一	九四	九八	九七	九五	九三	九二	九四	九二	九七	九八	一〇〇
土木建築業	三三	三三	三三	五九	七〇	八三	七六	六六	六六	九二	九三	八〇
製版、印刷製本業	一〇四	一〇九	一一三	一一〇	一〇四	一〇三	一〇四	一〇九	一〇九	一〇六	一〇七	一一三
學藝、娛樂裝飾品製造業	九三	九五	九四	九三	九二	九六	九七	九三	九三	九三	九三	九八
瓦斯、電氣及天然業	一〇八	一〇〇	九七	九五	九四	九八	九八	一〇〇	九九	九九	九六	九八
利用ニ關スル業												

2 鑛 夫

總數	一〇三	一〇三	一〇二	九九	九九	九五	九三	九三	九三	九三	九三	九二
金屬鑛業	一〇七	一〇五	一〇五	一〇二	一〇一	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九五
石炭鑛業	一〇二	一〇二	一〇〇	九八	九七	九三	九三	九二	九二	九二	九〇	九〇
石油鑛業	一〇四	九六	一〇〇	九五	九九	九五	九七	九四	九四	九五	九三	九三
其他ノ鑛業	九七	九七	九八	九五	九六	八八	九五	九四	九二	八五	八五	八四

備考 昭和二年ヲ一〇〇トス

第十一表(其二) 昭和五年一月平均賃銀諸手当賞與額月表

1 職 工

工場勞働者

化學工業				機械器具製造業				金屬工業				窯業				總數			
女平均	男平均	總平均	工場	女平均	男平均	總平均	工場	女平均	男平均	總平均	工場	女平均	男平均	總平均	工場	女平均	男平均	總平均	工場
107.9	134.3	121.0	66	141.7	279.2	274.3	141	133.5	333.7	306.7	64	94.6	243.1	331.9	41	101.9	261.4	209.5	73
110.6	133.6	120.7	67	145.2	284.4	279.5	141	129.6	333.2	333.9	63	94.4	233.7	221.6	40	99.0	264.3	220.3	76
109.2	135.8	120.3	68	144.9	284.4	279.6	140	128.7	333.3	305.7	64	94.0	232.5	220.4	39	95.5	264.0	207.2	77
108.2	132.2	199.6	68	143.8	275.9	271.3	141	125.6	336.2	308.3	64	94.0	236.9	206.0	41	92.3	258.1	201.2	74
108.3	133.3	200.1	68	143.8	274.3	269.8	139	126.8	330.5	303.1	63	92.8	236.5	205.3	43	91.7	257.9	201.6	73
110.0	139.0	198.3	68	140.5	273.2	268.5	140	126.7	339.8	303.4	64	93.9	237.5	206.5	43	92.6	255.9	201.3	73
112.7	135.0	195.9	67	141.1	271.9	267.2	138	121.0	330.6	293.7	65	92.9	233.2	203.0	43	88.7	253.7	198.3	73
110.8	135.9	195.7	66	140.6	263.7	259.4	136	120.9	294.8	288.4	65	89.1	230.8	200.1	41	89.1	248.6	196.0	73
112.6	137.0	197.8	67	140.5	264.9	260.6	137	121.4	295.9	289.3	66	87.3	233.1	201.0	43	87.4	249.6	196.4	78
111.6	137.6	198.4	66	139.7	265.6	261.1	137	123.3	295.1	288.8	67	84.5	232.8	201.5	42	86.9	249.6	195.0	73
115.9	138.8	200.4	67	139.9	265.9	261.4	133	125.2	303.8	297.3	65	80.8	228.9	197.1	42	86.3	250.6	195.5	73
113.5	136.2	198.0	67	141.1	269.0	264.6	134	121.0	299.7	290.5	63	79.2	209.5	188.9	38	86.7	247.2	190.2	72

第一部 統計表

織維工業				紙工業				皮革、骨、角、羽毛製品製造業				木竹ニ關スル製造業				飲食料品、嗜好品製造業				被服身ノ廻リ品製造業				
工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	
一八六	一一三五	一一一四	一一一四	二七	一八六・二	一八五・九	一八五・九	二五	一七五・一	一六五・七	一六五・七	八三	一七四・八	一六四・二	一六四・二	二〇	一三九・五	一二九・五	一二九・五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一九五	一一一四	一一〇・八	一一〇・八	二七	二〇八・一	二〇八・五	二〇八・五	二五	一七五・一	一六五・七	一六五・七	八二	一七四・八	一六四・二	一六四・二	二〇	一三九・五	一二九・五	一二九・五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二〇四	一一〇・七	一一〇・八	一一〇・八	二七	二〇八・五	二〇八・五	二〇八・五	二五	一七五・一	一六五・七	一六五・七	八二	一七四・八	一六四・二	一六四・二	二〇	一三九・五	一二九・五	一二九・五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二〇五	一一〇・八	一一〇・八	一一〇・八	二六	二〇六・〇	二〇六・〇	二〇六・〇	二四	一八〇・三	一七〇・七	一七〇・七	八一	一七四・八	一六四・二	一六四・二	二〇	一三九・五	一二九・五	一二九・五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二〇三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	二七	二〇九・七	二〇九・七	二〇九・七	二三	一七五・五	一六〇・七	一六〇・七	七九	一七四・八	一六四・二	一六四・二	二〇	一三九・五	一二九・五	一二九・五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二〇二	一一〇・九	一一〇・九	一一〇・九	二六	二〇七・三	二〇七・三	二〇七・三	二三	一七五・二	一五九・五	一五九・五	七九	一七四・八	一六四・二	一六四・二	一九	一三九・五	一二九・五	一二九・五	一九	一九	一九	一九	一九
二〇三	九八・四	九八・四	九八・四	二六	二〇七・九	二〇七・九	二〇七・九	二三	一七二・三	一五九・三	一五九・三	七八	一七四・八	一六四・二	一六四・二	二〇	一三九・五	一二九・五	一二九・五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二〇一	九六・三	九六・三	九六・三	二六	二〇三・四	二〇三・四	二〇三・四	二二	一七一・〇	一五八・五	一五八・五	七七	一七四・八	一六四・二	一六四・二	一九	一三九・五	一二九・五	一二九・五	一九	一九	一九	一九	一九
二〇一	九六・〇	九六・〇	九六・〇	二七	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二三	一六九・五	一六〇・八	一六〇・八	七八	一七四・八	一六四・二	一六四・二	一九	一三九・五	一二九・五	一二九・五	一九	一九	一九	一九	一九
二〇一	九四・三	九四・三	九四・三	二六	一九三・九	一九三・九	一九三・九	二三	一六五・四	一六二・四	一六二・四	七九	一七四・八	一六四・二	一六四・二	一九	一三九・五	一二九・五	一二九・五	一九	一九	一九	一九	一九
二〇〇	九三・三	九三・三	九三・三	二七	一九一・九	一九一・九	一九一・九	二三	一六五・四	一六四・一	一六四・一	八〇	一七四・八	一六四・二	一六四・二	一九	一三九・五	一二九・五	一二九・五	一九	一九	一九	一九	一九
一九八	九三・五	九三・五	九三・五	二七	一八八・五	一八八・五	一八八・五	二三	一五五・六	一五四・〇	一五四・〇	七八	一七四・八	一六四・二	一六四・二	一九	一三九・五	一二九・五	一二九・五	一九	一九	一九	一九	一九

第十一表(其三) 勞働人員及勞働賃銀指數 (日本銀行調查局調)

昭和五年	石油鑛業		其他ノ鑛業		總指數	男		女	
	鑛山數	總平均	鑛山數	總平均		勞働人員	實收賃銀	勞働人員	實收賃銀
一月	八	一八二・一	三	一九〇・三	一〇〇・四	九八・六	九六・六	八八・七	
二月	一〇	一七三・〇	三	一九一・六	一〇一・八	九八・四	九六・一	八七・八	
三月	一〇	一七五・六	三	一九二・七	一〇二・八	九八・二	九五・六	八六・九	
四月	八	一七五・六	三	一九二・七	一〇〇・六	九七・六	九五・〇	八六・一	
五月	一〇	一六五・八	三	一八七・六	一〇〇・一	九七・一	九三・八	八四・九	
六月	一〇	一七四・一	三	一九二・四	九八・九	九六・六	九二・五	八三・一	
七月	一〇	一六七・二	三	一七四・三	九八・五	九五・八	九〇・七	八〇・五	
八月	一〇	一六九・六	三	一八七・八	九七・八	九五・三	八九・一	七八・七	
九月	一〇	一六四・四	三	一八五・六	九七・〇	九四・七	八八・三	七七・九	
十月	一〇	一六六・五	三	一七九・〇	九六・二	九四・三	八七・二	七七・二	
十一月	一〇	一六六・五	三	一六九・七	九五・一	九四・一	八五・六	七六・二	
十二月	一〇	一六二・九	三	一六六・七	九五・六	九三・八	八四・七	七五・六	
平均	一〇	一六二・二	三	一六四・七	九八・七	九六・二	九一・三	八二・〇	

1 總指數及男女別

2 重要事業別

昭和五年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月 平均

業種	製糸業*			紡績業*			織物業*			機械製造業			船舶製造業			車輪製造業			金屬品製造業			窯業		
	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀
一月	41.9	94.7	92.9	81.2	99.6	93.6	75.7	93.0	92.7	111.0	97.7	96.4	111.1	101.3	96.0	105.3	97.0	91.7	105.4	99.5	98.8	89.2	97.8	96.1
二月	74.4	90.8	87.4	79.5	99.8	93.3	75.1	92.0	91.1	110.6	97.7	100.5	111.2	101.4	99.9	104.8	97.1	93.2	105.0	99.2	101.7	88.7	97.5	96.1
三月	96.5	89.3	84.2	77.6	99.8	92.6	74.2	91.2	90.2	110.4	97.5	100.5	111.1	101.0	98.5	103.2	96.7	93.8	104.8	98.7	101.5	88.4	96.7	94.9
四月	97.1	88.4	82.9	75.7	97.3	90.6	73.2	89.8	88.2	109.6	96.6	98.5	110.6	100.8	98.7	102.4	96.7	91.2	104.8	98.2	100.4	87.5	96.2	94.4
五月	93.5	88.0	82.5	74.2	95.6	89.7	72.4	88.6	86.9	108.8	96.5	96.7	108.4	101.0	96.7	101.7	95.6	90.0	103.4	98.0	100.4	84.8	96.0	92.9
六月	95.9	87.2	83.0	71.6	95.3	89.0	70.7	87.0	85.0	108.1	96.2	95.5	106.1	101.0	95.5	101.0	95.5	88.1	102.4	98.0	100.4	83.6	95.3	92.6
七月	98.0	85.7	82.9	67.0	94.0	85.9	68.0	84.8	81.4	107.0	96.0	93.3	103.2	100.5	92.9	100.8	94.9	88.4	100.9	97.9	97.2	81.4	95.0	90.0
八月	97.0	85.5	81.8	63.7	92.9	83.9	66.7	82.8	79.1	105.3	96.0	90.5	98.5	100.0	90.5	100.2	95.1	88.5	99.6	97.5	95.7	80.3	94.7	90.1
九月	97.0	83.3	80.0	62.3	91.8	82.3	66.4	82.2	78.8	105.5	95.8	91.8	97.6	100.5	91.8	99.3	94.8	87.2	98.3	97.1	94.3	79.0	93.9	90.3
十月	96.8	82.2	79.1	62.6	90.8	80.9	66.2	82.2	77.8	104.2	95.7	91.5	95.4	98.2	91.2	97.2	95.0	87.2	97.5	96.6	94.4	77.2	92.7	90.2
十一月	96.1	81.5	77.7	62.2	90.0	79.8	65.8	82.1	77.5	102.4	95.6	92.3	87.2	92.4	88.2	95.4	94.9	88.0	96.2	96.5	93.3	75.6	92.1	88.8
十二月	84.9	80.3	77.9	61.2	89.1	79.7	65.4	81.4	77.9	100.6	95.1	94.3	86.5	97.6	89.5	94.0	94.6	91.4	94.4	96.0	94.5	73.7	91.8	86.1
平均	89.1	86.4	82.7	69.7	94.7	86.8	70.0	86.4	83.8	107.0	96.3	94.9	102.2	100.0	94.1	100.4	95.6	89.9	101.1	97.8	97.6	82.4	95.0	91.9

第一部 統計表

第一部 統計表

當人	實收		勤勞收入	勤勞外收入	實支出	對實收入		勤勞收入	勤勞外收入	實收入	實收							總數					
	對實收入	對實支出				入							總額										
						其	受				財	貸		總	家	偶	世		主	帶	世		
對實收入	對實支出	勤勞收入	勤勞外收入	實支出	對實收入	對實支出	勤勞收入	勤勞外收入	實收入	其	受	財	貸	總	家	偶	世	主	帶	世	總	總數	
不足	過	不足	過	不足	過	不足	過	不足	過	不足	過	不足	過	不足	過	不足	過	不足	過	不足	過	不足	過
二七二	〇四〇	二四三	二〇七	一七五	二〇七	一七五	二〇七	一七五	二〇七	一七五	二〇七	一七五	二〇七	一七五	二〇七	一七五	二〇七	一七五	二〇七	一七五	二〇七	一七五	二〇七
〇〇八	〇七三	一三九	〇七九	一三九	〇七九	一三九	〇七九	一三九	〇七九	一三九	〇七九	一三九	〇七九	一三九	〇七九	一三九	〇七九	一三九	〇七九	一三九	〇七九	一三九	〇七九
〇八九	〇四四	一七五	一三三	一七五	一三三	一七五	一三三	一七五	一三三	一七五	一三三	一七五	一三三	一七五	一三三	一七五	一三三	一七五	一三三	一七五	一三三	一七五	一三三
一七八	〇一八	二〇七	一九六	二〇七	一九六	二〇七	一九六	二〇七	一九六	二〇七	一九六	二〇七	一九六	二〇七	一九六	二〇七	一九六	二〇七	一九六	二〇七	一九六	二〇七	一九六
二四三	〇三〇	三三九	二七四	三三九	二七四	三三九	二七四	三三九	二七四	三三九	二七四	三三九	二七四	三三九	二七四	三三九	二七四	三三九	二七四	三三九	二七四	三三九	二七四
三二四	〇二六	二六三	三〇〇	二六三	三〇〇	二六三	三〇〇	二六三	三〇〇	二六三	三〇〇	二六三	三〇〇	二六三	三〇〇	二六三	三〇〇	二六三	三〇〇	二六三	三〇〇	二六三	三〇〇
四〇四	〇四四	二八七	四〇七	二八七	四〇七	二八七	四〇七	二八七	四〇七	二八七	四〇七	二八七	四〇七	二八七	四〇七	二八七	四〇七	二八七	四〇七	二八七	四〇七	二八七	四〇七
四四八	〇二八	三二五	四七六	三二五	四七六	三二五	四七六	三二五	四七六	三二五	四七六	三二五	四七六	三二五	四七六	三二五	四七六	三二五	四七六	三二五	四七六	三二五	四七六
五〇六	一〇二	三五五	六七二	三五五	六七二	三五五	六七二	三五五	六七二	三五五	六七二	三五五	六七二	三五五	六七二	三五五	六七二	三五五	六七二	三五五	六七二	三五五	六七二
七四二	一三四	三九一	八七七	三九一	八七七	三九一	八七七	三九一	八七七	三九一	八七七	三九一	八七七	三九一	八七七	三九一	八七七	三九一	八七七	三九一	八七七	三九一	八七七

2 收入階級別一ヶ月平均實支出内譯

項目	收入階級別一ヶ月平均實支出内譯									
	總數	未滿 六〇圓	未滿 八〇圓	未滿 一〇〇圓	未滿 一二〇圓	未滿 一四〇圓	未滿 一六〇圓	未滿 一八〇圓	未滿 二〇〇圓	二〇〇圓以上
一世帯平均消費單位	三・一八	二・七六	二・八八	三・〇〇	三・一四	三・三四	三・四八	三・六七	三・六〇	三・九〇
總額	一〇二・三三	五三・五九	六七・九六	八三・〇四	九九・四三	一二五・五四	一三〇・七九	一四八・五七	一六三・九四	一九三・五六
飲食物費	三三・七四	二六・二五	二九・八〇	三三・九二	三七・〇四	四〇・九二	四四・七九	四八・二四	四九・七〇	五三・二一
米麥費	一四・五〇	一二・五九	一三・三六	一三・九八	一四・四〇	一五・〇八	一五・四八	一六・三八	一五・五三	一七・〇三
嗜好品費	六・九〇	三・八四	四・七八	五・九七	六・六三	七・六五	八・九一	九・四九	一〇・二〇	一二・〇六
その他	一六・三四	九・八二	一一・六六	一三・九七	一六・〇一	一八・一九	二〇・四〇	二二・三七	二三・九七	二七・二二
住宅費	二七・二〇	七・五一	一〇・四一	一三・三三	一七・一一	二〇・二四	二三・五三	二五・二四	二九・四六	三四・一八
光熱費	四・六八	三・〇四	三・四三	四・〇〇	四・六四	五・一六	五・六二	六・二九	六・六六	七・四九
被服費	一三・六二	五・二〇	八・二三	一〇・五九	一三・二五	一五・九五	一八・四三	二二・三二	二三・一四	二六・七三
保健衛生費	六・四五	三・二四	四・二六	五・四八	六・三九	七・二八	八・一九	九・〇六	一〇・一七	一〇・九八
育兒費	一・五六	一・二九	一・二四	一・四六	一・七一	一・六九	一・八六	一・五四	一・八二	一・六九
教育費	一・四四	〇・一八	〇・四六	〇・六三	一・〇三	一・七二	二・二八	三・八五	三・八三	五・〇三
交通費	一・四八	〇・四六	〇・六九	〇・九四	一・三六	一・七四	二・一六	二・六七	三・三六	三・九〇
通信運搬費	〇・三二	〇・〇九	〇・二七	〇・三三	〇・二八	〇・三三	〇・三九	〇・七〇	〇・六〇	〇・七八
文房具費	〇・一六	〇・〇六	〇・一一	〇・一三	〇・一四	〇・一八	〇・二〇	〇・二四	〇・三四	〇・三二
負擔費	〇・八一	〇・二六	〇・三八	〇・四八	〇・六三	〇・七九	一・一〇	一・四三	二・一三	三・二九
交際費	七・七三	二・四一	四・三二	五・五二	七・三〇	九・〇七	一〇・五四	一二・三七	一四・八〇	一九・〇一
修養娛樂費	四・一七	一・一八	二・〇二	二・八六	三・九〇	五・〇〇	六・二二	七・三六	七・七五	一〇・四七
旅行費	一・〇七	〇・三六	〇・六六	〇・八一	一・〇四	一・二五	一・四三	一・六五	一・九三	二・六七
備料	〇・一九	〇・〇一	〇・〇五	〇・〇八	〇・二二	〇・一九	〇・三七	〇・三一	〇・五八	一・〇〇

其の他 二・九四 〇・八〇 一・四六 二・二三 二・七八 三・三九 三・八二 五・〇五 五・三四 八・〇四
 記入不備 〇・七一 〇・五五 〇・三七 〇・四七 〇・七〇 〇・八四 〇・九七 一・二六 一・三五 一・七七

3 収入階級別一世帯一ヶ月平均總收入及總支出

總實收額	總收入										總實支額			
	總額	繰越	貯金引出	無盡取金	實收以外			保險金	貸金受入	質入		負債	掛買	其ノ他
					質入	貸金受入	保險金							
一九八・〇六	一三・三六	八四・四四	四八・九三	九・三六	一・五〇	〇・三七	〇・三七	一・五四	〇・〇七	二・八九	一九・三二	〇・五七	一九八・〇六	
九二・三〇	五・八八	三九・四三	二・一八	二・二一	〇・七五	〇・五九	〇・五九	〇・三五	〇・一七	三・〇一	一一・〇五	〇・二二	九三・三〇	
二七・九〇	七・三六	五・五三	三・二一	四・四六	一・〇六	〇・五四	〇・五四	〇・八一	〇・二二	二・三五	一五・六八	〇・三九	一二七・九〇	
一六二・三六	九〇・一四	七三・二三	四〇・七四	六・〇三	一・六二	〇・三九	〇・三九	〇・八九	〇・〇七	三・〇七	一八・八九	〇・五二	一六二・三六	
一九三・五四	一〇九・五二	八四・〇二	五〇・一四	八・六八	一・五三	〇・三四	〇・三四	一・五四	〇・〇七	三・六一	一八・五九	〇・五二	一九三・五四	
三三・二六	二九・三六	九三・八八	五・九〇	一〇・五三	一・六九	〇・二五	〇・二五	一・七七	〇・〇四	二・八七	二〇・二三	〇・七〇	三三・二六	
二五・九二	一四九・二六	一〇六・七六	六三・九九	二・二七	一・八二	〇・二七	〇・二七	二・四八	〇・〇四	三・〇七	三三・二八	〇・五四	二五・九二	
二八七・八〇	一六九・七一	一一八・〇九	六八・五一	一六・二五	二・二三	〇・二五	〇・二五	二・三六	〇・一〇	四・〇〇	三三・四四	〇・九五	二八七・八〇	
三五・九二	一八八・八四	一三七・〇八	七三・九六	二〇・四七	一・三七	〇・三八	〇・三八	二・七七	〇・〇二	三・〇〇	二四・二五	〇・九六	三五・九二	
三八二・一七	二三〇・三二	一五二・〇六	八五・九〇	二七・五六	〇・八三	〇・二四	〇・二四	四・六四	〇・〇二	三・〇四	二八・六五	〇・九八	三八二・一七	
九二・三〇	五・八八	三九・四三	二・一八	二・二一	〇・七五	〇・五九	〇・五九	〇・三五	〇・一七	三・〇一	一一・〇五	〇・二二	九三・三〇	
二七・九〇	七・三六	五・五三	三・二一	四・四六	一・〇六	〇・五四	〇・五四	〇・八一	〇・二二	二・三五	一五・六八	〇・三九	一二七・九〇	
一六二・三六	九〇・一四	七三・二三	四〇・七四	六・〇三	一・六二	〇・三九	〇・三九	〇・八九	〇・〇七	三・〇七	一八・八九	〇・五二	一六二・三六	
一九三・五四	一〇九・五二	八四・〇二	五〇・一四	八・六八	一・五三	〇・三四	〇・三四	一・五四	〇・〇七	三・六一	一八・五九	〇・五二	一九三・五四	
三三・二六	二九・三六	九三・八八	五・九〇	一〇・五三	一・六九	〇・二五	〇・二五	一・七七	〇・〇四	二・八七	二〇・二三	〇・七〇	三三・二六	
二五・九二	一四九・二六	一〇六・七六	六三・九九	二・二七	一・八二	〇・二七	〇・二七	二・四八	〇・〇四	三・〇七	三三・二八	〇・五四	二五・九二	
二八七・八〇	一六九・七一	一一八・〇九	六八・五一	一六・二五	二・二三	〇・二五	〇・二五	二・三六	〇・一〇	四・〇〇	三三・四四	〇・九五	二八七・八〇	
三五・九二	一八八・八四	一三七・〇八	七三・九六	二〇・四七	一・三七	〇・三八	〇・三八	二・七七	〇・〇二	三・〇〇	二四・二五	〇・九六	三五・九二	
三八二・一七	二三〇・三二	一五二・〇六	八五・九〇	二七・五六	〇・八三	〇・二四	〇・二四	四・六四	〇・〇二	三・〇四	二八・六五	〇・九八	三八二・一七	
九二・三〇	五・八八	三九・四三	二・一八	二・二一	〇・七五	〇・五九	〇・五九	〇・三五	〇・一七	三・〇一	一一・〇五	〇・二二	九三・三〇	
二七・九〇	七・三六	五・五三	三・二一	四・四六	一・〇六	〇・五四	〇・五四	〇・八一	〇・二二	二・三五	一五・六八	〇・三九	一二七・九〇	
一六二・三六	九〇・一四	七三・二三	四〇・七四	六・〇三	一・六二	〇・三九	〇・三九	〇・八九	〇・〇七	三・〇七	一八・八九	〇・五二	一六二・三六	
一九三・五四	一〇九・五二	八四・〇二	五〇・一四	八・六八	一・五三	〇・三四	〇・三四	一・五四	〇・〇七	三・六一	一八・五九	〇・五二	一九三・五四	
三三・二六	二九・三六	九三・八八	五・九〇	一〇・五三	一・六九	〇・二五	〇・二五	一・七七	〇・〇四	二・八七	二〇・二三	〇・七〇	三三・二六	
二五・九二	一四九・二六	一〇六・七六	六三・九九	二・二七	一・八二	〇・二七	〇・二七	二・四八	〇・〇四	三・〇七	三三・二八	〇・五四	二五・九二	
二八七・八〇	一六九・七一	一一八・〇九	六八・五一	一六・二五	二・二三	〇・二五	〇・二五	二・三六	〇・一〇	四・〇〇	三三・四四	〇・九五	二八七・八〇	
三五・九二	一八八・八四	一三七・〇八	七三・九六	二〇・四七	一・三七	〇・三八	〇・三八	二・七七	〇・〇二	三・〇〇	二四・二五	〇・九六	三五・九二	
三八二・一七	二三〇・三二	一五二・〇六	八五・九〇	二七・五六	〇・八三	〇・二四	〇・二四	四・六四	〇・〇二	三・〇四	二八・六五	〇・九八	三八二・一七	

第一部統計表

實	支	出	農業純收入對實		實	支	出	農業純收入及勤勞收入對實		實	支	出	農業純收入對實		實	支	出
			不足	過				不足	過				不足	過			
九七・三九	五九・七九	七五・八一	三三・八二	三〇・七二	一六・五四	二二・八三	一三・三七	二二・九六	二二・九六	四〇・〇四	二二・九六	〇・〇四	二二・九六	〇・〇四	二二・九六	〇・〇四	二二・九六
九三・〇五	九三・〇五	九三・〇五	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六
二〇七・六七	二〇七・六七	二〇七・六七	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六
二二六・二八	二二六・二八	二二六・二八	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六
一三八・八八	一三八・八八	一三八・八八	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六
一四〇・〇九	一四〇・〇九	一四〇・〇九	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六
一三九・三三	一三九・三三	一三九・三三	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六
一六九・四八	一六九・四八	一六九・四八	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	三三・七二	三〇・九〇	一五・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六	二二・九六

2 收入階級別一世帯一ヶ月平均實支出内譯

總額	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓	二〇〇圓	二〇〇圓以上
九六・三九	五九・七九	七五・八一	九三・〇五	一〇七・六七	一二六・二八	一三八・八八	一四〇・〇九	一三九・三三	一六九・四八
四四・〇一	三〇・〇三	三八・五六	四三・五九	四八・八二	五四・五三	五五・九四	五七・四九	五二・二六	六二・四三

飲食物費	米麥費	嗜好品費	其他	住居費	光熱費	被服費	保險衛生費	教育兒費	教育費	交通費	通信運搬費	文房具費	負擔費	交際費	修養娛樂費	旅行費	傭人料	其他	記入不備
二六・四〇	一八・四五	二・八五	八・七三	七・九七	四・三八	四・五〇	一・七五	〇・三三	〇・四七	一・一五	〇・一六	〇・二五	一・三二	七・五八	二・二六	〇・五八	〇・一六	六・〇五	〇・八七
二五・六三	二二・三三	三・五七	一一・三八	一〇・六五	四・九六	五・五三	二・三〇	〇・二八	〇・五八	〇・七一	〇・〇八	〇・〇八	〇・九五	四・七七	一・五四	〇・三五	四・〇八	四・〇八	〇・三〇
二五・九六	二五・九六	四・三八	一三・〇五	一四・三一	五・六七	七・九	二・四七	〇・三三	一・二四	一・三三	〇・二六	〇・二五	一・一九	六・九八	一・九五	〇・四五	五・七一	〇・六二	〇・六二
二九・四二	二九・四二	四・五九	一四・八一	一六・二六	六・八四	八・六一	二・七一	〇・四九	一・〇三	一・三二	〇・二〇	〇・二六	一・六〇	八・五二	二・三三	〇・八〇	六・四二	一・三九	一・三九
三三・六六	三三・六六	五・〇一	一六・六六	一九・五二	七・三八	九・六三	三・五九	〇・五九	一・四六	一・四四	〇・三三	〇・二七	一・八〇	一〇・八八	二・八一	〇・九七	九・六八	一・四三	一・四三
三三・六六	三三・六六	六・一三	一七・二三	二三・一〇	七・二六	一二・三三	四・三七	〇・四六	一・六四	二・〇二	〇・二七	〇・三三	二・二〇	一二・七三	三・三三	〇・四五	一〇・三七	一・九二	一・九二
三三・六三	三三・六三	六・六一	一八・二五	二四・二二	七・四〇	一二・〇八	四・〇一	〇・三六	一・五七	一・七三	〇・三三	〇・二四	二・〇八	一三・八五	三・八七	一・五五	九・三三	〇・九五	〇・九五
二九・八五	二九・八五	五・四五	一五・九八	二六・〇九	六・七七	一二・二六	五・八五	〇・三七	〇・二四	〇・八一	〇・一三	〇・一五	二・八一	一三・四九	六・〇三	二・二〇	六・二四	三・三八	三・三八
三三・四六	三三・四六	七・八二	二〇・一四	二七・二四	七・三三	一五・六八	四・六九	〇・三三	二・三三	四・三三	〇・五九	〇・四〇	二・二九	一九・八六	五・六四	一・六七	二・三三	二・三三	二・三三

3 收入階級別一世帯一ヶ月平均總收入及總支出

總額	六〇圓 未滿	八〇圓 未滿	一〇〇圓 未滿	一二〇圓 未滿	一四〇圓 未滿	一六〇圓 未滿	一八〇圓 未滿	二〇〇圓 未滿	二〇〇圓 以上
二二八・二八	一三四・〇三	一七〇・二〇	二〇七・二三	二三六・三六	二九一・八一	三〇八・五〇	三三〇・六五	四〇九・九五	四五五・七〇

第十三表(其一) 業態別工場災害者數累年表 (工場監督年報ニヨル、以下同斷)

出 支 總								入 收 總										
出支ノ外以出支實							實 總	入收ノ外以入收實							實 收			
其	掛	負	貸	保	無	貯	繰	總	其	掛	負	貸	保	無	貯	繰	總	
の	買	債	金	險	盡	金	越	額	の	金	債	金	險	盡	金	越	額	
他	拂	返	還	料	掛	金	額	出	他	金	入	受	金	取	引	額	入	
〇〇・九	一〇・三九	八・七六	二・四四	一・〇六	五・四二	一三・四四	八二・二九	二二・八九	〇・三九	二二・〇八	九・八九	二・八五	〇・〇九	三・二六	二二・六八	八〇・九八	二二・三三	九六・六六
〇・〇三	八・三〇	五・九五	〇・六六	〇・五二	三・一八	五・二五	五〇・八二	七四・二四	〇・一八	一一・三七	九・四六	〇・九五	—	—	一〇・三九	五二・六七	八六・九三	四七・一〇
〇・〇四	九・三〇	六・三四	一・四二	〇・七四	四・九八	七・八八	六三・六九	九四・三九	〇・一七	一〇・七八	九・〇四	一・九二	〇・〇一	三・二八	一〇・四〇	六四・三九	九九・九九	七〇・二二
〇・二八	九・八一	七・七三	二・七五	一・〇六	四・八〇	一一・七一	七五・九三	一一四・〇七	〇・六四	一一・七三	九・七六	二・五三	〇・〇一	三・三八	二二・三三	七六・三六	一一七・六四	八九・四八
〇・〇一	一〇・一六	八・二二	二・八四	〇・九六	六・四六	一四・〇四	八六・〇三	一一八・七一	〇・三三	一一・九七	八・八九	三・三〇	〇・一九	三・四〇	二二・〇二	八六・四六	一二六・五六	一〇九・八二
〇・〇三	一三・三三	一〇・一三	五・四五	二・〇一	七・七九	一五・三三	一一一・五九	一六五・五三	〇・五四	一四・〇三	九・五〇	六・八一	〇・三七	二・九一	一六・六六	一一〇・〇五	一六〇・八七	一三〇・九四
〇・〇一	一二・四二	一六・二四	二・三八	一・四二	五・八八	一五・六七	一一五・六一	一六九・六三	〇・一八	一四・七四	一五・九四	三・二〇	—	一・六八	一〇・六三	一二三・八三	一六〇・二〇	一四八・三〇
〇・四九	一一・二九	一七・六三	三・七二	二・四〇	八・二五	二〇・四六	一一六・三三	一八〇・五六	〇・三三	一〇・四五	一三・五九	三・一八	〇・一四	二・五四	二二・八五	一一〇・三三	一五三・三一	一六七・三四
〇・二四	五・〇一	一八・七八	三・〇四	二・九七	九・六九	四三・四三	一八七・四八	二七〇・六三	二・五〇	一一・五五	一三・五二	〇・五八	—	四・八六	一〇・一〇	一七五・九一	二二〇・〇二	一八九・九三
〇・〇三	二四・九七	二七・四一	一・九四	〇・八六	六・三七	五八・〇九	一六六・五六	二八六・三三	一・〇六	二〇・一四	九・九七	五・五六	〇・六〇	四・八四	三五・八七	一五六・五七	二三四・五九	三二一・一一

	大正一四年		昭和元年		昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡
染織工場	九、五五五	六二	一〇、四九二	五	九、八六四	三六	九、三二九	四	八、九五五	六〇
機械器具工場	一、七五五	四〇	一七、〇八九	八四	二〇、六九六	六四	三三、二四七	八三	二五、六九一	一〇六
化學工場	四、七六九	四八	六、六四八	三三	七、九三五	七六	七、五四一	八二	八、六七五	一〇三
飲食物工場	一、〇九五	八	一、一〇三	六	一、三三三	一七	一、二四六	三	一、二四二	一六
雜工場	一、〇八二	一五	一、五八四	一五	四、〇〇〇	五九	三、六六五	五八	三、八〇九	六三
特別工場	八七	九	一、〇六八	三	一、〇〇〇	二五	八六六	三	九三三	三三
計	二九、一四三	一八二	三七、九八三	二二六	四四、八三七	二七九	四四、六八四	二九八	四九、二〇三	三七九
官設工場	—	—	—	—	二、一九五	三五	九、八三二	五〇	八、九一〇	三三
總計	—	—	—	—	五七、〇三二	三四	五四、四九六	三四八	五八、二二三	四二一

備考 昭和元年迄ハ職工五十人以上使用工場、昭和二年以降ハ適用工場ニツキ調査

第十三表(其二) 業態別工場災害者數

		(昭和四年)		染織工場		機械器具工場		化學工場		飲食物工場		雜工場		特別工場		計		官設工場		總計	
		死亡		死亡		死亡		死亡		死亡		死亡		死亡		死亡		死亡		死亡	
		女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
重傷	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輕傷	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第十三表(其三) 業態別工場災害原因調 (昭和四年)

ノモル因ニ置裝導傳方動及械機ノ中轉運

第一部統計表

其他	因取搬機又ハ之ニ依	因取機又ハ之ニ依	揚重機又ハ之ニ依	研磨機ニ因ルモノ	ノハ機若ハ壓穿機又	ル加機又ハ之ニ依	加工中ノ物體ニ依	鋸機又ハ之ニ依	加工中ノ物體ニ依	齒輪類ニ因ルモノ	車軸ニ因ルモノ	車類ニ因ルモノ	調帶、調索、調帶	原動機ニ因ルモノ	計	官設工場	總計
負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡
一、五五	四	七〇	一	三	一	元	一	三	一	五	一	四	三	四	一	一、五五	一
一、四二〇	三	一四〇	五	八〇	四	三	一	四	一	二	六	七	二	三	一	一、四二〇	一
三、三〇	四	六〇	五	三	二	九	一	四	一	九	六	九	九	二	八	三、三〇	一
六	一	二	一	六	一	一	一	三	一	七	三	二	二	一	三	六	一
三、〇六	三	四	一	八	一	三	一	五	一	九	二	六	四	九	三	三、〇六	一
三、〇	一	〇	一	三	一	六	一	一	一	五	一	三	一	二	七	三、〇	一
三、七七〇	一	三	三	八	九	〇	五	六	三	二	五	三	二	四	二	三、七七〇	一
三、九	一	七	二	五	一	八	一	〇	一	九	一	三	一	六	一	三、九	一
四、一〇九	一	六	一	〇	八	五	九	一	三	二	五	八	二	四	一	四、一〇九	一

染織工場
機械及具工場
化學工場
飲食場
雜工場
特別工場
計
官設工場
總計

火災ニ因ルモノ	熱湯其他高熱物體ニ因ルモノ	爆發性、發火性又ハ引火性料品ニ因ルモノ	有毒瓦斯ニ因ルモノ	毒劇藥又ハ毒劇物ニ因ルモノ	電氣ニ因ルモノ	物體ニ擊突シタルニ因ルモノ	物體ノ落下顛倒又ハ飛來ニ因ルモノ	高所ヨリ墜落ニ因ルモノ	自己使用中ノ工具又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ	機械ヲ用ヒサル運搬又ハ取扱中ノ物體ニ因ルモノ	動力ヲ用ヒサル運搬機(重力ニ依リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ)
負傷	負傷	負傷	負傷	負傷	負傷	負傷	負傷	負傷	負傷	負傷	負傷
死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡
一〇	三四	二五	九	一	三六	三三	七九	三二	六四	八六	三三
一五	一、七五	二九	三	七	一五六	七〇四	四、三三	九八四	三、四〇八	五、二四八	七二八
三	五〇八	一四七	三二	三三	四九	二四九	一、〇六七	四三七	九六九	一、三三三	三七〇
一	二三	三	一	五	二	二六	二四	八五	二〇	二〇〇	三七
二	四	九		六	六	二七	三三	六	三三	六七	一四
二	九	七		四	九	三三	二〇	八	五	二二	三
四	二、八五	二九七	三三	四六	三五四	一、三三	六五九	一九九	五、五八八	八、二九六	一、五七
二	三八	一八	五〇	五	九	三〇	一、八三〇	四三	一、五九九	一、〇三七	四〇
四	三、二四	三七九	三八	五〇七	四三九	一、六三	八、三五九	二、四三	七、一八七	九、三三	一、九六九

通計	石炭山		石油山	其他ノ非金屬山		坑内	坑外	計				
	坑内	坑外		坑内	坑外							
計	八六	六	九六	二、九七	四六	三、三三	一一、四〇	一四、六二	二六、〇四	二五、三七	一五、二五	一三〇、三三
坑内	八〇	六	九三	二、五五	四六	二、九六	九七、九三	一三、七六	二〇、七〇	一〇、三七八	三、一九五	一四、五五
坑外	五	五	六	三三	四〇	四二	一三、四二	一、九六	一五、三三	一三、八四九	一、九六一	一五、八二〇
計	八六	六	九六	二、九七	四六	三、三三	一一、四〇	一四、六二	二六、〇四	二五、三七	一五、二五	一三〇、三三

第十四表(其三) 鑛山變災事故事由別死亡者數累年表

年	落磐		坑車		器機ノ爲		瓦斯炭塵爆發		鑛車又ハ架空索道ノ爲				
	回数	死亡者數	回数	死亡者數	回数	死亡者數	回数	死亡者數	回数	死亡者數			
大正十四年	六、〇三六	四二五	五、二八	二、三、四五〇	一、七、七	一、四、六二	一九	〇、〇二四	五	三	三、六三三	二	〇、〇二七
昭和元年	五、二五	四三七	五、四	一、七、八五	一、〇、四	一、二、九二	二四	〇、〇二七	二六	四	三、〇八二	一四	〇、〇一七
同二年	五、五〇	四四三	四、四三	一九、九二九	一、〇〇	二、〇、五四	一八	〇、〇一八	五九	六	三、六七三	二〇	〇、〇二〇
同三年	四、九、二四三	四八三	五、四三	一七、八二三	一、三、八	二、二、三三	二六	〇、〇一九	四	三	三、四、五〇	一五	〇、〇一七
同四年	四、二、四一	四六三	四、七九	一三、三四	〇、七三	二、二、八五	三	〇、〇二三	五	九	三、三三	一〇	〇、〇一〇

第十五表(其一) 昭和五年主要日用品卸賣物價各都市比較 (商工省調)

第一部 統計表

品名	東京市			大阪市			神戸市			京都市			名古屋市			横濱市			一三都市平均		
	一月	七月	十二月	一月	七月	十二月	一月	七月	十二月	一月	七月	十二月	一月	七月	十二月	一月	七月	十二月	一月	七月	十二月
内地玄米(上) 一石	二八・九三	三〇・九一	一九・四〇	二九・二七	三〇・五三	二〇・〇三	二九・四三	三〇・〇三	一九・八八	二八・六二	二九・二四	一九・七三	二七・九八	二八・六一	一九・二四	二七・七〇	二九・二五	一八・七〇	二七・五四	二八・六一	一八・六〇
小麥粉(一袋) 五九〇〇匁	三・七二	二・八九	二・五三	四・〇〇	三・二〇	二・九三	三・五七	二・八六	二・九七	三・六八	二・九七	三・五八	二・八二	二・八一	二・五三	三・七〇	二・八二	二・四〇	三・七一	二・九七	二・五九
内地牛肉 一〇貫	四九・三三	四六・五五	四三・三三	五五・〇〇	五五・〇〇	五五・〇〇	四一・二五	三三・〇六	三三・八九	三六・五〇	三五・二三	三三・二八	四五・〇〇	四五・九七	四五・〇〇	四六・二五	四〇・二五	三八・五〇	四〇・三六	三八・二六	三六・三一
醬油 一樽	三・四七	三・五三	三・四七	三・四〇	三・二三	三・二三	五・〇〇	四・六八	四・六八	四・六八	四・六八	四・六八	二・六五	二・六五	二・六五	五・〇〇	四・四五	四・四五	四・一九	三・八四	三・七三
味噌 一貫	〇・六九	〇・六四	〇・六一	〇・七〇	〇・七〇	〇・六〇	〇・五三	〇・四八	〇・四二	〇・六二	〇・五七	〇・五〇	〇・三三	〇・一九	〇・一九	〇・六一	〇・五九	〇・五三	〇・五九	〇・五五	〇・四八
清酒 一石	一〇四・六九	一二・五〇	九三・二五	七三・〇〇	七二・〇〇	六八・〇〇	一四三・七五	一四三・七五	一三七・五〇	八一・〇〇	七三・〇〇	七二・〇〇	九五・〇〇	九〇・〇〇	七七・五〇	一三三・五〇	一二六・二五	一二四・二五	九五・三四	九二・一九	八六・二二
白木 一反	〇・四一	〇・三九	〇・三五	〇・四五	〇・三三	〇・三五	〇・五五	〇・四一	〇・四八	〇・五二	〇・三八	〇・四〇	〇・四四	〇・三九	〇・四〇	〇・四一	〇・三三	〇・三六	〇・五二	〇・三八	〇・四〇

第十五表(其四) 昭和五年月別東京小賣物價指數表 (日本銀行調查局調)

一	月	米	三九	小麥	二八	砂糖	二七	生糸	一五〇	綿糸	一八七	材木	一六三	洋鐵	九三	銅	一四二	洋紙	一八三	石炭	二七六
二	月	米	三三	小麥	三三	砂糖	二六	生糸	一九	綿糸	一七六	材木	一五	洋鐵	九	銅	一四〇	洋紙	一八一	石炭	二七七
三	月	米	三三	小麥	二〇八	砂糖	二五	生糸	一九	綿糸	一六	材木	一九	洋鐵	七	銅	一四〇	洋紙	一七八	石炭	二七三
四	月	米	三九	小麥	二〇四	砂糖	二七	生糸	一四	綿糸	一七四	材木	一九	洋鐵	七	銅	一三九	洋紙	一七八	石炭	二六六
五	月	米	三三	小麥	一九〇	砂糖	二七	生糸	一三〇	綿糸	一五六	材木	一四	洋鐵	七	銅	一三〇	洋紙	一七七	石炭	二六四
六	月	米	三三	小麥	一七三	砂糖	二五	生糸	一〇八	綿糸	一三〇	材木	一四	洋鐵	六	銅	一二六	洋紙	一七五	石炭	二五七
七	月	米	二五	小麥	一六〇	砂糖	二九	生糸	九〇	綿糸	一二四	材木	一三	洋鐵	六	銅	一〇八	洋紙	一七一	石炭	二五三
八	月	米	二五	小麥	一六七	砂糖	二五	生糸	九〇	綿糸	一二	材木	二五	洋鐵	八	銅	一〇三	洋紙	一六九	石炭	二四八
九	月	米	二四〇	小麥	一五	砂糖	二四	生糸	八五	綿糸	一二	材木	二八	洋鐵	六	銅	一〇一	洋紙	一六八	石炭	二四五
十	月	米	二六二	小麥	一三六	砂糖	二四	生糸	七三	綿糸	一五	材木	二〇	洋鐵	五	銅	九六	洋紙	一六五	石炭	二四六
十一	月	米	一五〇	小麥	一四〇	砂糖	二二	生糸	七四	綿糸	一九	材木	三三	洋鐵	九	銅	一〇一	洋紙	一六四	石炭	二四八
十二	月	米	一五	小麥	一三五	砂糖	二四	生糸	八〇	綿糸	一五	材木	二六	洋鐵	〇	銅	一〇一	洋紙	一六四	石炭	二五三

(1)

(2)

食料品(四)	一月	一九四	二月	一九〇	三月	一八二	四月	一八二	五月	一七七	六月	一七三	七月	一六九	八月	一七〇	九月	一七二	十月	一六三	十一月	一五五	十二月	一五二
燃料(六)	一月	三三	二月	二九	三月	二九	四月	二七	五月	二五	六月	二五	七月	二三	八月	二〇	九月	二〇	十月	二〇	十一月	一九	十二月	一九
服飾用品(三)	一月	二六	二月	二六	三月	二三	四月	三〇	五月	三〇	六月	二七	七月	二二	八月	一六	九月	一三	十月	一三	十一月	一〇	十二月	九
其他(三)	一月	二五	二月	二五	三月	二五	四月	二五	五月	二五	六月	二四	七月	二四	八月	二四	九月	二四	十月	二四	十一月	二四	十二月	二四
總平均(一〇〇)	一月	一七〇	二月	一六六	三月	一六三	四月	一六三	五月	一五九	六月	一五六	七月	一五三	八月	一五二	九月	一五二	十月	一四七	十一月	一四三	十二月	一四〇

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
內地米	一五五	一五五	一五五	一五二	一五二	一五二	一六〇	一七三	一七二	一四四	一四〇	一四〇
挽押割麥	一六四	一六四	一六四	一五五	一五五	一六六	一七二	一六六	一六六	一三三	一三三	一三三
小麥粉	一六〇	一六〇	一四〇	一四〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
大豆	一八七	二〇〇	二〇〇	一八七	一六七	一六〇	一七三	二〇〇	一三七	二〇〇	一三三	一三三
馬齡薯	六	七	五	八	一〇	七	六	五	五	五	六	六
澤庵漬	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	二五〇
牛肉	三〇〇	三〇〇	三〇〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
雞肉	二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	二五五
味噌	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一七七	一七五	一七五	一七五	一七三	一七三	一七三
醬油	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四
白砂糖	二三〇	二三〇	二一五	二一五	二一五	二一五	二一〇	二一五	二一五	二一五	二一五	二一五
白砂	一八〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一七三
雞卵	三八	三三	三三	三〇	二九	二九	二八	二七	二七	二八	二八	二八
木炭	一六	一六	一五	一七	一七	一七	二二	二二	二二	二七	二六	二六
白木綿	一六	一六	一五	一七	一七	一七	二二	二二	二二	二七	二六	二六
打綿真綿	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一六	一五	一五	一五	一五	一五
日本酒	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三

第十五表(其五) 昭和五年各月大阪市内日用品普通小賣價格及指數表 (大阪商工會議所調)

白米十疋(內地上白)	價格(厘)	指數
一月十六日	二三五	六
二月十七日	二三五	六
三月十七日	二三五	六
四月十六日	二三〇	四
五月十六日	二三五	六
六月十六日	二三五	六
七月十六日	二四〇	九
八月十六日	二五〇	一〇
九月十六日	二五五	一〇
十月十六日	二〇〇	六
十一月十七日	一八五	六
十二月十六日	一七〇	七

第一部 統計表

薪一貫目(雜木小枯)		木炭一貫目(土佐雜丸)		雞肉百匁(上等)		牛肉百匁(ロース)		澤庵百匁(伊勢)		鶏卵百匁(養鶏地玉)		醬油一升(小豆島産)		清酒一升瓶(白鶴)		味噌百匁(赤)		砂糖一庇(N.O.2 並四温)		平麥一庇(厚平)	
指數	價格	指數	價格	指數	價格	指數	價格	指數	價格	指數	價格	指數	價格	指數	價格	指數	價格	指數	價格	指數	價格
九二	一八〇	九二	五〇〇	九〇	一二五〇	一〇〇	一二〇〇	二〇	九〇	九四	四四〇	九四	五八〇	九八	一、八〇〇	一〇〇	一〇〇	六三	四二〇	一〇一	一九〇
九二	一八〇	九二	五〇〇	九〇	一二五〇	一〇〇	一二〇〇	九八	八〇	八五	四〇〇	九四	五八〇	九八	一、八〇〇	一〇〇	一〇〇	六三	四二〇	一〇一	一九〇
九二	一八〇	九二	五〇〇	八六	一二〇〇	一〇〇	一二〇〇	九八	八〇	八一	三八〇	九三	五七〇	九八	一、八〇〇	一〇〇	一〇〇	六〇	四〇〇	一〇一	一九〇
九二	一八〇	九二	五〇〇	八六	一二〇〇	一〇〇	一二〇〇	九八	八〇	八一	三八〇	九三	五七〇	九二	一、七〇〇	一〇〇	一〇〇	六三	四二〇	九三	一七五
九二	一八〇	九二	五〇〇	八六	一二〇〇	一〇〇	一二〇〇	九八	八〇	八一	三八〇	九三	五七〇	九〇	一、六五〇	一〇〇	一〇〇	六〇	四〇〇	八八	一六五
九二	一八〇	九二	五〇〇	八六	一二〇〇	一〇〇	一二〇〇	九八	八〇	八一	三八〇	九三	五七〇	九〇	一、六五〇	一〇〇	一〇〇	五九	三九〇	七七	一五五
九二	一八〇	九二	五〇〇	八六	一二〇〇	一〇〇	一二〇〇	一〇四	八五	九三	四四〇	九三	五七〇	九〇	一、六五〇	一〇〇	一〇〇	五九	三九〇	七四	一四〇
九二	一八〇	九二	五〇〇	八六	一二〇〇	一〇〇	一二〇〇	一〇四	八五	一二	四八〇	九三	五七〇	九〇	一、六五〇	一〇〇	一〇〇	六二	四二〇	八五	一六〇
八二	一六〇	八二	五〇〇	七九	一一〇〇	九二	一一〇〇	一〇四	八五	九五	四五〇	九三	五七〇	九〇	一、六五〇	一〇〇	一〇〇	五九	三九〇	八五	一六〇
八二	一六〇	八二	五〇〇	七九	一一〇〇	九二	一一〇〇	一〇四	八五	八九	四二〇	九三	五七〇	九〇	一、六五〇	九〇	九〇	六〇	四〇〇	八〇	一五〇
七二	一四〇	七二	四四〇	七九	一〇〇	九二	一〇〇	九八	八〇	八五	四〇〇	九三	五七〇	九〇	一、六五〇	九〇	九〇	五九	三七〇	七二	一三五
七二	一四〇	七二	四四〇	七九	一〇〇	九二	一〇〇	九八	八〇	八五	四〇〇	九三	五七〇	九〇	一、六五〇	九〇	九〇	五九	三七〇	七二	一三五

馬鈴薯一貫目(上物)	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格
	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數
茶一斤(煎茶中)	360	360	360	360	400	450	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
晒木綿一反(河内十)	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580
綿一貫目(山中着)	550	480	450	450	410	380	380	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360

第十五表(其六) 内外物價指數對照表 (日本銀行調查局調)

(1) 各年平均比較 (大正三年七月チ一〇〇トス)

東 京	大正十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
東 京	220.8	226.0	229.5	227.3	232.2	188.2	178.6	179.8	174.8	143.9
倫 敦	190.1	167.3	170.2	174.7	169.1	157.0	151.0	148.2	139.6	127.4
紐 育	229.3	142.4	155.5	148.4	160.2	148.4	147.5	153.0	144.3	222.3
巴 里	355.0	336.4	420.2	498.8	561.3	722.6	630.3	633.7	623.3	543.5

(2) 昭和五年各月平均比較

東 京	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月
東 京	160.1	158.8	155.8	153.3	150.6	140.1	140.4	139.6	136.3	130.9	129.0	127.8
倫 敦	130.0	127.1	125.5	123.2	122.7	119.0	117.2	114.9	110.5	109.3	107.1	103.7
紐 育	133.2	128.9	126.4	125.6	123.7	122.3	120.0	119.7	118.2	115.5	112.9	109.2
巴 里	576.0	576.0	565.0	560.0	553.0	544.0	549.0	543.0	535.0	519.0	504.0	498.0

備考 白米ハ五月ヨリ豊前三等ヲトル。

第十六表(其一) 郵便貯金狀態累月表 (郵便爲替貯金事業概況)

昭 和 五 年	新 規 人 員	預 入 金 額	全 拂 人 員	拂 戻 金 額	月 末 現 在	
					人 員	金 額
一	四九二、八六五	一六七、三〇四、七五〇	二八二、四二四	一三三、六〇七、七〇二	三七、九九一、二八三	二、〇六六、八三三、九一九
二	五〇〇、五五八	一三二、四九〇、七〇三	三三三、五六三	一一二、三六八、一七三	三八、一六九、二七八	二、一〇六、九四五、四四九
三	三九一、六二七	二二二、五三九、一五三	四三二、二六五	一一六、八三六、九七一	三八、一三九、七三〇	二、二二一、六三七、六三二
四	五〇三、二〇七	一四〇、六四一、三三六	四四〇、一三六	一三〇、八二九、五五六	三八、二〇一、八二一	二、二二二、四九九、三九九
五	六二八、四四三	二三四、八九〇、七四三	三七五、〇〇六	一三三、二九一、七八〇	三八、四四五、二四八	二、二三三、〇五八、三六二
六	四〇九、一五九	一三四、〇三二、七七二	三八〇、三六四	一〇六、一九〇、八二六	三八、四七四、〇四三	二、二五〇、八九九、三三八
七	三八〇、五九二	一六三、八〇五、〇七二	三七七、六五九	一一三、一四五、五二〇	三八、四七六、九七六	二、三〇一、五八八、八七九
八	二六八、三四七	一一八、五四五、〇三五	二八二、〇五六	一一一、三五二、六〇八	三八、四三三、二六七	二、三〇八、七五三、三〇六
九	三三三、一七八	一二七、三三七、〇八〇	三三九、〇三九	一二三、二六九、二二七	三八、四四七、四〇六	二、三二二、九三〇、二五九
十	三三〇、四一九	一三七、八〇三、八二七	四三七、七六九	一三七、三三五、三三五	三八、三二〇、〇五六	二、三三三、三九八、七五一
十	三〇三、六八四	一三三、四七五、八四二	三九三、七三五	一二四、一〇八、九九四	三八、二九、〇二五	二、三三三、七六五、五九九
十	三二五、三三七	一五四、四二一、二九九	四〇〇、八三二	一二九、六六一、〇九六	三八、一三三、四二一	二、三三七、五五五、八〇三
計	四、八三五、二九六	一、七五五、二六六、六〇一	四、四七三、七七七	一、四六八、八七六、六七〇	三八、一三三、四二一	二、三三七、五五五、八〇三
昭 和 四 年	四、九二八、五七〇	一、六〇四、一六五、二〇〇	三、四三〇、〇八一	一、二九五、八三二、〇五二	三七、七八〇、八三三	二、〇五二、二五五、八七一

第十六表(其二) 昭和四年度末郵便貯金預入人員及金額職業別 (昭和四年貯金局統計年報ニヨル)

業	人 員		金 額		一人當金額(圓)	
	實 數	百 分 率	實 數	百 分 率	昭 和 四 年	昭 和 三 年
農	一三、三九四、六五二	三五・二七八	七二六、六五九、五二七	三三・五五七	五三・五〇三	四七・一四〇

商 業	三、九六二、八〇九	一〇、四三七	三三、四七六、一六九	一四、七六六	八二、一三三	七三、三六五
工 業	一、八三八、〇七二	四、八四一	三〇、六五〇、二六八	五、四八一	六五、六四〇	五七、八三三
雜 業	一、二七八、四二一	三、三六七	三二、三七六、六七九	五、五二四	九四、九四三	八三、六五二
諸業者被雇職工 及一般使役人	二、八五九、四三四	七、五三一	一三七、六四三、八八四	六、二五三	四八、一三七	四三、四二二
官 吏 軍 人	二、八四八、四三三	七、五〇三	一九九、二七八、七五九	九、〇五三	六九、九六一	六一、六四一
學 校 生 徒	六、九六二、三四八	一八、三三七	一五二、一九四、二七	六、九一四	二一、八六〇	一九、二六〇
漁獵業及船夫	六三三、五六一	一、六六六	五二、〇六八、八九七	二、三三〇	八〇、七三四	七一、二三三
無 職 業	一、三六九、九一六	三、六〇八	一〇七、七七三、九八二	四、八九六	七八、六七一	六九、三三五
社寺其他團體	三〇四、八九〇	〇、八〇三	七二、五四〇、四八〇	三、二五〇	二三四、六四四	二〇六、七三八
職 業 未 詳	二、五二七、三三五	六、六三〇	一九七、五八三、八〇〇	八、九七六	七八、四八九	六九、一五五
合 計	三七、九六八、八五〇	一〇〇、〇〇〇	二、二〇一、二四五、五五三	一〇〇、〇〇〇	五七、九七五	五二、〇八〇

備考 家族ニテ職業ヲ有セザルモノハ其ノ家内ニテ主ニ生業ヲ營ムモノノ職業中ニ算入セリ

雜業中ニハ商工業以外ノ生業ヲ營ムモノ即チ神官、僧侶、辯護士、醫師、著述業、新聞記者、音樂師等ヲ算入セリ

諸業者ノ被傭職工及一般使役人トハ農、商、工、官吏軍人又ハ雜業者ニ雇ハルルモノ、即チ丁稚、日傭稼、婢僕、馬丁其他

一般ノ使役ヲ受クルモノヲ總稱ス

無職業中ニハ其ノ職業ヲ明言スルコトヲ嫌忌スルモノヲ包含ス

本統計ハ「ベルヌーイ」ノ定理ニ基キ大正七年度末現在高ノ約十分ノ一二就キ調査セル比率ヲ以テ按分算出シタルモノナリ

第十七表 工場主ノ管理スル貯蓄金調 (工場監督年報ニヨル)

	(昭和四年)		貯蓄金額(圓)		其ノ他		計
	十月一日現在	工場數	人員	郵便貯金	銀行預金	工場貯金	
染 織 工 場	二、四四六	五四九、九四七	一、二七八、三八〇	一、二三六、〇三五	三二、九六七、九四一	二二〇、〇五二	三四、六〇三、四〇八
機械及器具工場	六六七	七四、九七五	五二六、九八四	三三、一五九	一〇、二五、七八〇	二〇五、九五六	一一、二八五、八八九

化學工場	五九〇	六二、九四九	七三、四八二	四八二、二八一	六、一三六、四二五	二四、九四二	七、三七八、三三〇
飲食物工場	三二九	一四、一六三	二二、三六七	一四一、七二五	二、九七一、八七六	一七、四〇〇	三、三四〇、三七八
雜工場	六四三	二五、三二二	三五、九六九	三三八、七五六	七、八五、二七七	二四、八五九	一、四九八、五七一
特別工場	九二七	一一、〇三四	八一、四二〇	一五七、〇八四	一、六七九、九七四	二〇、五七二	一、九三九、〇五〇
計	五、五九二	七三七、二八九	三、一八四、四三三	二、六九三、〇三〇	五、七五七、二六三	四三、七八一	六〇、〇四八、五〇六
官設工場	三〇一	五二、九七〇	一、〇八一、五三二	三八、四七九	六、四三七、四九九	二八八、七二〇	七、八四六、二二〇
總計	五、八九三	七九〇、二五九	四、二六五、九五四	二、七三一、五〇九	六〇、一九四、七六二	七〇二、四九一	六七、八九四、七二六

第十八表(其一) 耕地面積 (農林省統計表ニヨル、以下同斷)

年末現在	總數	(實數)					
		自作	小作	田(ヘクタール)	畑(ヘクタール)		
大正九年	六、〇三三、九九三・三	三、二四三、五九三・七九	二、七九一、四〇〇・三三	一、四五三、六五九・二二	一、五五六、二四一・〇三	一、七八九、九三三・五六	一、二三五、一五九・三二
同十年	六、〇四七、五九・九三	三、二四九、五四九・四二	二、七九七、九八〇・五〇	一、四六一、〇八六・七八	一、五五八、六三九・二四	一、七八八、四六三・六四	一、二九九、三四一・二六
同十一年	六、〇四〇、〇六〇・五六	三、二三八、八三九・〇七	二、八〇一、三二一・四九	一、四五八、九三九・一七	一、五六五、九〇七・九七	一、七七九、八九九・九〇	一、二三五、三三三・五二
同十二年	五、九八九、一二・七三	三、二〇四、三〇四・三七	二、七八四、八〇八・三六	一、四六九、七五一・五七	一、五七一、四二四・〇〇	一、七三四、五五二・八〇	一、二二三、三八四・三六
同十三年	六、〇二五、〇三九・五七	三、二五三、三三二・四二	二、七六三、七二八・二五	一、四八四、四三六・三〇	一、五七三、八〇三・〇一	一、七六七、八八五・三三	一、二八九、九二六・二四
同十四年	六、〇二六、八七四・三八	三、二五九、二五六・五三	二、七五七、六二七・八五	一、五〇〇、四四九・五五	一、五七五、九三五・八九	一、七五八、八〇六・九八	一、二八一、六六一・九六
昭和元年	六、〇三九、八〇三・六四	三、二六八、七三〇・一八	二、七六一、〇七三・四六	一、五二二、六五五・九三	一、五八〇、〇七七・四九	一、七五六、〇七四・二五	一、二八〇、九九五・九七
同二年	六、〇三八、一七一・五四	三、二六九、九七一・六四	二、七五八、一九九・九〇	一、五二一、八四二・五八	一、五八二、〇五八・二八	一、七四八、二九〇・〇六	一、二七六、一四二・六二
同三年	六、〇三五、一七二・八〇	三、二七〇、一七六・〇三	二、七六四、九九五・七七	一、五二九、五〇七・〇一	一、五九二、〇八一・六五	一、七四〇、六六九・〇三	一、二七三、九二四・三二
同四年	五、八四八、七六・六一	三、〇五九、二五二・二四	二、七八九、四七五・三七	一、四六八、〇五三・六二	一、六九八、〇八一・九二	一、五九二、一九七・六二	一、〇九二、三九三・四五

(百分比)

大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
53.7	53.3	53.6	53.5	54.0	54.7	54.7	54.3	54.3	53.3
46.6	46.7	46.8	46.5	45.9	45.8	45.8	45.7	45.7	47.6
48.2	48.3	48.3	48.3	48.5	48.7	48.9	49.0	49.0	46.7
53.3	53.2	53.7	53.6	53.5	53.3	53.0	52.9	52.9	53.3
59.7	59.7	59.0	58.8	59.7	59.8	59.7	59.7	59.8	59.3
40.3	40.9	40.7	41.6	40.3	40.9	40.2	40.3	40.2	40.6

第十八表(其二) 農家戶數

(1) 自作小作別農家戶數

(年末現在)	總數	專業兼業別		自作小作別				百分比		
		專業	兼業	自作	小作	自作兼小作	自作	小作	自作兼小作	
大正九年	五,四八四,五六三	三,八三三,六八八	一,六六一,八七五	一,六八二,五九〇	一,五五七,八四七	二,二四四,二六	三〇.六	二八.四〇	四〇.九三	
同十年	五,四四五,六八一	三,八二五,六一四	一,六四〇,〇六七	一,六六九,〇九〇	一,五五四,六六七	二,二三二,九二四	三〇.五九	二八.五〇	四〇.九一	
同十一年	五,四三九,四〇九	三,七九二,三三三	一,六四八,〇九七	一,六六二,四七九	一,五四一,二七九	二,二三五,六五一	三〇.五六	二八.三四	四〇.一〇	
同十二年	五,四〇〇,〇三〇	三,七八四,四〇〇	一,六五五,六三〇	一,六六四,五六	一,五三三,七九九	二,二三九,七〇五	三〇.六〇	二八.三三	四〇.二七	
同十三年	五,五三三,四二九	三,八五七,四六六	一,六七四,九四三	一,七三三,八二八	一,五三一,一七七	二,二七五,四二四	三〇.一九	二七.六八	四〇.一三	
同十四年	五,五四八,五九九	三,八八〇,二八四	一,六六八,三二五	一,七三五,〇三四	一,五三三,六五六	二,二九七,九〇九	三〇.〇九	二七.五〇	四〇.四一	
昭和元年	五,五五五,一五七	三,九〇〇,五八四	一,六五四,五七三	一,七三三,一八〇	一,五〇八,五三九	二,三三四,四三八	三〇.一八	二七.一六	四〇.六六	
同二十一年	五,五六一,六〇八	三,九二二,四三六	一,六四〇,一七三	一,七三七,一九三	一,四九五,六七六	二,三三八,七三九	三〇.二四	二六.八九	四〇.八七	

同三年	五、五五、八八一	三、九五二、二四九	一、六三三、六三三	一、七四八、〇七一	一、四八二、八五六	二、三四、九五四	三、三三	二、六〇八	四、二〇六
同四年	五、五五、五八三	三、九〇、一三五	一、五八五、四四八	一、七三七、四三八	一、四七八、二四	二、三五九、九三一	三、二一六	二、六〇五	四、二〇三

(2) 耕作耕地廣狹別農家戸數

年	實數										百分比						
	〇・五〇ヘクタール未満	〇・五〇―〇・九九ヘクタール	〇・九九―一・九八ヘクタール	一・九八―二・九八ヘクタール	二・九八―四・九六ヘクタール	四・九六ヘクタール以上	五段	一段	二段	三段	四段	五段	一段	二段	三段	四段	五段
大正九年	一、九三五、二五二	一、八二九、四三三	一、二三三、三六五	三四〇、八九四	一、五三、九七	九二、七九三	三五・二八	三五・三六	二〇・六	六・三三	二・八一	一・六七					
同十年	一、九二六、五八三	一、八三三、一七三	一、二四二、九三〇	三四四、三四二	一五〇、六七	八八、九八六	三五・三	三五・四〇	二〇・九五	六・三	二・七六	一・三三					
同十一年	一、九二二、七六八	一、八二二、三三三	一、二五六、九三三	三三二、四四	一四九、一九	八一、七四二	三五・二七	三五・四八	二二・二七	五・九一	二・六七	一・五〇					
同十二年	一、九二〇、一三〇	一、八二七、五二二	一、二六三、六七	三三九、六三	一三九、七八六	七九、三〇二	三五・二一	三五・五九	二二・三九	五・八八	二・五七	一・四六					
同十三年	一、九四四、六三三	一、八六八、七九四	一、二八一、一三三	三三三、六六	一三八、〇二	七六、一六二	三五・二五	三五・七八	二二・三五	五・八五	二・四九	一・三六					
同十四年	一、九五二、一五	一、八七七、一八五	一、二八五、三六四	三三三、八五〇	一三七、〇八四	七四、九六〇	三五・二七	三五・八三	二二・三六	五・八二	二・四七	一・三五					
昭和元年	一、九五二、三八〇	一、八八五、七三三	一、二九〇、三三三	三三一、五四八	一三四、一六	七二、一五七	三五・三	三五・九四	二二・三三	五・七九	二・四二	一・三〇					
同二年	一、九四四、五三三	一、八九五、八三七	一、二九五、三三三	三三二、七四一	一三三、六六一	七〇、五四	三四・九六	三四・〇九	二二・四九	五・七九	二・四〇	一・二七					
同三年	一、九四六、七〇〇	一、八九四、六六七	一、二〇九、八九	三三二、二〇三	一三三、〇七四	七〇、四三九	三四・九二	三四・九八	二二・七〇	五・七六	二・三九	一・二六					
同四年	一、九三八、一五五	一、八九九、八四二	一、二三〇、一三三	三二八、〇三七	一三〇、一六九	六九、二四八	三四・七六	三四・〇七	二二・八八	五・七二	二・三三	一・二四					

第十八表(其三) 耕地所有者戸數

年	總數											
	〇・五〇ヘクタール未満	〇・五〇―〇・九九ヘクタール	〇・九九―一・九八ヘクタール	一・九八―二・九八ヘクタール	二・九八―四・九六ヘクタール	四・九六ヘクタール以上	五段	一段	二段	三段	四段	五段
大正九年	四、八六一、三六〇	二、三九七、一七三	一、二八〇、九三三	八八二、五五〇	二三七、三九八	二二、〇三五	四、八六一、三六〇	二、三九七、一七三	一、二八〇、九三三	八八二、五五〇	二三七、三九八	二二、〇三五

同十年	四、八五三、六九二	二、三九五、九八四	一、二七四、二七六	八七九、七八五	二三八、七四八	二二、六九五	四七、九二七	四、二七七
同十一年	四、八六八、五三二	二、三八八、九六八	一、二八〇、二四六	八七九、七八六	二三六、三八四	一四〇、六四六	四八、三三七	四、二六四
同十二年	四、八七八、八五三	二、四二六、〇五八	一、二八〇、五九三	八八三、二八六	二三七、七八四	二二七、五五〇	四八、五〇三	五、〇七八
同十三年	四、九七〇、四四四	二、四七〇、一六二	一、二〇七、〇五三	八九〇、五七四	二二三、九三三	二二七、〇八八	四七、六九五	四、九五〇
同十四年	四、九七九、〇一八	二、四七八、五六〇	一、二二八、一四四	八八八、六三三	二三七、七二三	二二五、三五五	四六、三三〇	四、二九三
昭和元年	四、九九七、五九二	二、四九二、二三五	一、三三一、二六一	八八九、八二四	二三〇、一〇六	二二四、二四四	四六、九二七	四、一四五
同二年	五、〇〇八、七五二	二、四八四、七〇八	一、三三六、六二七	九〇三、五三七	二二九、九五七	二二四、三五七	四五、五二〇	四、〇五五
同三年	五、〇四五、〇六〇	二、五〇四、二九三	一、二四〇、〇三六	九〇九、六九九	二二八、九五三	二二二、八五一	四五、一七三	四、〇五五
同四年	五、〇四〇、六四九	二、五〇八、九三三	一、二四六、二四五	八九九、五六〇	二二二、九八四	二二二、四二五	四五、四四五	四、〇五七

(百分比)

大正九年	一〇〇	四九・三二	二四・二九	一八・一五	四・六八	二・五二	〇・九七	〇・〇九
同十年	一〇〇	四九・三七	二四・二〇	一八・一三	四・七一	二・五一	〇・九九	〇・〇九
同十一年	一〇〇	四九・〇七	二四・二四	一八・〇七	四・六五	二・八九	〇・九九	〇・〇九
同十二年	一〇〇	四九・五二	二四・二〇	一八・一〇	四・六七	二・四二	一・〇〇	〇・一〇
同十三年	一〇〇	四九・七〇	二四・二八	一七・九二	四・六九	二・三六	〇・九六	〇・〇九
同十四年	一〇〇	四九・七八	二四・四六	一七・八六	四・五七	二・三三	〇・九三	〇・〇八
昭和元年	一〇〇	四九・八七	二四・四四	一七・八一	四・六〇	二・二八	〇・九二	〇・〇八
同二年	一〇〇	四九・六一	二四・四九	一八・〇四	四・五九	二・二八	〇・九一	〇・〇八
同三年	一〇〇	四九・六四	二四・五八	一八・〇四	四・五四	二・二四	〇・八九	〇・〇八
同四年	一〇〇	四九・七八	二四・七二	一七・八五	四・四二	二・二五	〇・九〇	〇・〇八

第十九表(其一) 水産業者數 (農林省統計表ニヨル、以下同斷)

昭和四年末	本業				副業				總計
	漁撈	養殖	製造	計	漁撈	養殖	製造	計	
	總數	男	女	總數	男	女	總數		
業主	三三、九六八	五、四〇三	二四、二三八	二六三、六〇九	二五八、七九八	七五、〇四八	三六、六五五	三七〇、四七一	六三三、〇八〇
被傭者	三三七、五七	四、九五九	三三、〇三〇	二五五、五六	二四三、五〇四	七三、二七四	三三、九二二	三四八、六九九	六〇四、二二五
總數	五、四四一	四四	一、二〇八	七、〇九三	一五、二九四	一、七七四	四、七〇四	二二、七三二	二八、八六五
被傭者	四二、五八	八、六八九	九、二五五	五二、四八二	二〇八、六九八	三二、七九三	一〇五、六七三	三四六、一六四	八五七、六四六
總數	三四、二二三	六、二二六	四九、八〇八	三九八、一四七	一五、七三三	一六、六五六	三八、一七九	二〇七、六〇七	六〇五、七五四
被傭者	六、三五五	二、五三三	四、四四七	一三、三三五	五、九二六	一五、二三七	六、七四四	一三、八五七	二五、八九二

第十九表(其二) 遭難漁船

(1) 遭難漁船累年表

動力ヲ有セザルモノ

動力ヲ有スルモノ

年	總數	沈沒	破壞	坐礁又ハ坐洲		行衛不明	其他	總數	沈沒	破壞	坐礁又ハ坐洲		行衛不明	其他
				ハ坐洲	坐礁又						ハ坐洲	坐礁又		
大正十四年	八五	一五	四七	一五	六	三	二四	一七一	三	五	三	三	二五	三
昭和元年	九七	五	五七	二五	五	二	二六	二八九	四	一〇五	四	一	一九	三
同二年	一七八	二六	一、二八一	五	一七	二	二六	三三三	二	八二	五〇	一	一九	一五
同三年	一六三	五	一、二九五	三	五	二	二四	四四	三	一九四	七	一	一八	一四
同四年	一四二	七	七六	三	三	二	二二	三六三	五	一七三	六	三	三	一四

(2) 遭難漁船乘組員累年表

年	總數	大正十四年		昭和元年		昭和二年		昭和三年		昭和四年	
		乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者	乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者	乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者	乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者	乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者
總數	三、二四九	六二八	三、三六九	六〇六	四、二四三	五二〇	三、三三一	四七三	三、二九三	四九	

沈	沒	八四四	一四三	三四四	九一	五四四	九〇	二八八	七六	三七三	七四
破	壞	九〇七	二二〇	一、二四四	一六九	一、四三三	一三三	一、二七五	一六	一、三五五	一三九
坐礁又ハ坐洲		四四三	八	四八四	二元	四四五	三	四九四	一五	五二	二八
行衛不明		二三五	一六	二四八	一九九	三〇五	二四	二六一	一六一	一三三	八五
其ノ他		八〇〇	九三	一、〇九九	二一八	一、五五六	八三	九〇三	一〇四	八〇三	九三

第二十表(其一) 官吏數及一年平均俸給額 (第四九回統計年鑑ニ據ル)

	官吏數				一人一年平均俸給額(圓)			
	文官	武官	宮内官	合計	文官	武官	宮内官	合計
昭利四年								
勅任官	一、三六一	三五五	六〇	一、七五六	五、八八〇	五、九一〇	五、一九五	五、九一五
奏任官	一四、二三三	一八、三七七	二九六	三三、七五五	二、八二八	一、七九三	二、六三三	二、六三三
判任官	三三〇、〇五五	二四、〇三九	二、二五五	二五六、三三九	七九〇	—	九九二	九九二
雇	二五〇、三三三	—	—	二五〇、三三三	五二〇	—	—	六四六
備	三三、五九九	—	一、九五九	三五、一八一	四七〇	—	—	六四六
合計	七二〇、三〇九	四二、七〇一	四、四七〇	七六七、四八〇	六四三	一、八五三	一、〇〇四	一、〇〇四
昭和三年	六九一、三六四	四一、七六八	四、九二六	七三八、〇〇八	六四四	一、九二七	一、二五二	一、二五二
昭和二年	一、二八二、〇八七	四〇、七五〇	三、五七三	一、三二六、四一〇	七五五	一、九二二	一、二四九	一、二四九
昭和元年	三五四、七七七	四〇、八五七	二、七〇三	三九八、三三七	七四六	一、八八一	一、二七八	一、二七八
大正十四年	三三九、一五七	四〇、六四八	二、六七八	三八五、二九六	七四二	一、九三〇	一、二七五	一、二七五

備考 一、大正十四年ヨリ昭和二年迄ハ文官中備員ヲ含マズ
 二、大正十四年文官中ニ地方費支辨ノモノニ、八一三人ヲ含ム
 三、武官平均俸給ハ陸軍ノミニ就イテ算出ス
 四、宮内官吏數及昭和三年文官數ニハ無給ノモノヲ除ケ

昭 和 四 年 末	內 地	朝 鮮	臺 灣	樺 太	關 東 州	南 洋	合 計	警 察 官	警 視	警 部	警 部 補	巡 查	計	巡 查 一 人 二 付 人 口
三〇	三〇	三	二〇	二	二	-	四〇六			一、七五五	三、三〇七	五、六六一	三、二一三	一、〇九四
										四八	七九四	一七、三三三	一八、六五七	一、二〇四
										三	二八一	七、五八二	八、二二四	五七四
										四	二七	三、四六	三、七	六九五
										四八	二七	二、六八四	二、八六〇	四八
										七	四	五	一〇七	六八三
										二、五三二	四、五二〇	八、八五一	九、二九八	

第二十表(其二) 有給公吏員數及一年平均俸給額 (第四九回統計年鑑ニ據ル)

昭 和 三 年 末	府 縣 吏 員	市 吏 員	町 村 吏 員	合 計	昭 和 二 年	昭 和 元 年	年 平 均 俸 給 額 (圓)
二、三四	市長、助役、收入役、區長	三、八〇	計	三、七三	三、七三	三、一〇三	六〇
	其他ノ吏員及雇傭	三、一〇三	町村長、助役及收入役	一四、七一九	一四、七一九	一四、九二五	四八九
		一四、九二五	其他吏員及雇傭	五、一九六	五、一九六	六五、九二五	四八九
		六五、九二五	計	一九、三三一	一九、三三一	一〇七、七三二	六八
		一九、三三一	計	一〇七、七三二	一〇七、七三二	一〇三、三五五	六五
		一〇七、七三二	計	一〇三、三五五	一〇三、三五五		六八一

第二十表(其三) 官公立學校別教員數 (第四九回統計年鑑ニ據ル)

昭和二年度	官立	公立	私立	計
幼稚園	三	一、三五四	二、三三一	三、五九八
小學校	九三	三、四、七三〇	八七〇	三、五、九三二
盲聾啞學校	—	—	三七五	八五二
師範學校	二、七八四	—	—	二、七八四
高等師範學校	三五	—	—	三五
臨時教員養成所	四三	—	—	四三
中學校	—	—	二、五七五	二、五七五
高等女學校	—	—	三、七八五	三、七八五
實科高等女學校	—	—	二、五三	二、五三
專門學校	—	—	三、三六四	三、三六四
高等學校	一、〇六三	—	一、〇五	一、二二一
大學	二、三三八	二、四三	二、二六二	四、六四三
實業專門學校	一、七七四	三九	—	一、九一七
實業學校	一、四一	八、六七四	三、四三三	一三、五〇〇
實業補習學校	—	一六、二四	一、四七	一六、二六一
實業教員養成所	八三	—	—	八三
各種學校	—	四〇五	—	四〇五
計	八、八八八	二五、六〇二	三三、八三五	一四、二四〇
昭和二年度	一〇、二六八	二九、九五八	三二、四〇六	二九、六〇八

第二十表(其四) 小學校教員數 (第四九回統計年鑑ニ據ル)

年	性	本科正教員			專科正教員			准教員			代用教員			合計	小學校 正教員數	小學校 付本科 教員數	男女 割合
		尋常	高等	合計	尋常	高等	合計	尋常	高等	合計	尋常	高等	合計				
大正十	男	八二、八九	三三、六八一	二、〇七三	八三四	九、六九七	一六	一四、一五五	八五七	一〇八、七七三	三五、五五〇	一三四、三三三	五・七	六七・二			
大正十	女	三六、四〇七	一、八七四	六、二五二	一、〇四一	七、三二一	二〇	三、三三〇	三〇五	六三、一一〇	三、二四〇	六五、三五〇		三三・八			
同十三	男	八四、二〇九	二五、二〇三	二、三六九	八八九	九、三三〇	一六	一四、二五七	九三九	一一〇、二五五	二七、一九一	一三七、三四六	五・九	六七・〇			
同十三	女	三九、二二七	二、〇六六	六、二六〇	一、〇〇六	六、八七八	一五	二、七〇一	二九六	六四、〇五六	三、三八三	六七、四三九		三三・〇			
同十四	男	八七、一三三	二六、三六八	二、四九五	九五〇	八、六九七	一五七	一三、八六二	八七〇	一一三、一八六	三八、三四五	一五〇、五三一	六・二	六六・九			
同十四	女	四三、一三四	二、三三〇	六、三四四	一、〇七五	六、三三四	一四	一〇、九六〇	二九二	六五、七六二	三、六〇一	六九、三六四		三三・一			
昭和元	男	八八、六〇八	二九、三三六	二、七四四	一、二八四	八、五〇八	一六	一三、九三九	一、二五五	一一三、八〇一	三三、九二一	一四七、七二三	六・五	六七・〇			
昭和元	女	四五、五七七	二、五〇八	六、五九七	一、二七〇	六、〇八一	一三	九、八〇一	三〇三	六八、〇二六	四、〇九三	七二、一〇九		三三・〇			
昭和二	男	九三、二六七	三三、九七五	三、〇一一	一、六三三	八、〇三五	一五八	一一、八四四	一、三〇七	一二六、一五七	三五、〇七二	一六一、二二九	六・九	六七・〇			
昭和二	女	四九、二〇三	二、七八一	六、六九七	一、三五八	五、三五三	二六	八、七〇九	三四六	六九、九六二	四、五〇一	七四、四六三		三三・〇			
計		一四二、四七〇	三四、七五五	九、七〇八	二、九九〇	一三、三三八	一七四	二〇、五五三	一、六五三	一八六、二一九	三五、五七三	二三五、六九二		一〇〇・〇			

第二十表(其五) 中等學校教員數 (第四九回統計年鑑ニ據ル)

師範學校	中等學校	高等女學校	實科高等女學校	甲種工業學校
大正十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度	昭和二年度
一、九六〇 (二八三)	二、〇〇四 (二六八)	二、三三三 (三三四)	二、七五五 (三六四)	二、七八四 (三三五)
一〇、二二九 (三、九五二)	一〇、八六一 (三、九三三)	一一、七四八 (三、九五三)	一二、四四八 (三、七九八)	一二、九八九 (三、六二一)
八、六七三 (二、六八一)	九、六八八 (三、八八三)	一〇、七四三 (三、〇三四)	一一、六〇四 (二、九〇九)	一二、三六六 (二、八四六)
一、二二三 (五〇二)	一、一八〇 (五二九)	一、三〇一 (五五二)	一、二六四 (四五四)	一、三三六 (四五六)
一、四二五	一、五〇七	一、六二九	一、七〇四	一、七九六

乙種工業學校	三九八	三三八	三四四	三三五	二九九
甲種農業學校	一、七七七	一、九二六	一、九九三	二、〇九七	二、三三三
乙種農業學校	一、〇九〇	一、〇三九	一、〇二六	九四〇	八八一
甲種商業學校	三、二二一	三、五五二	四、〇三二	四、四八〇	四、八〇二
乙種商業學校	三九二	四〇二	二七九	三六八	三七九
甲種水產學校	八二	八六	九七	一〇九	一三六
甲種商船學校	一、四六	一、四二一	一、五〇	一、四一	一、四一
乙種職業學校	七三三	四三三	三〇六	一九一	二二一
計	三三、一〇一 (六、四二七)	三三、二二五 (六、五九一)	三六、〇一九 (六、八四三)	三八、三七八 (六、五五五)	四〇、四三七 (六、二四〇)

備考 括弧内ハ總數中ノ無資格者數ナリ。

第二十表(其六) 實業補習學校教員數 (第四九回統計年鑑ニ據ル)

工業補習學校	二八〇	二六一	二六七	二九〇	二五三
農業補習學校	五、二四四	五、九六七	六、五六一	一、二、五五	三、五八三
水產補習學校	五	四	三	三三	一〇八
商業補習學校	四三	四九五	四六七	九五二	八四七
計	五、九二八	六、七七一	七、二七六	一三、八九八	一三、七九〇

第二十表(其七) 其他諸學校教員數 (第四九回統計年鑑ニ據ル)

盲聾啞學校	六二〇	六五六	七二〇	七九五	八五二
幼稚園	二、二七三	二、四四四	二、八二五	三、二七四	三、五九八

各種ノ學校	內譯	一〇、八四四	一三、三九二	一三、二一六	一三、八三一	一四、三三五
小學校ニ類スル學校		一、三三七	一、三三八	一、四四五	一、四〇三	一、〇二二
中學校ニ類スル學校		八五九	九八〇	一、二二三	一、一〇三	一、二六四
高等女學校ニ類スル學校		九七五	一、〇八三	一、〇五三	一、〇五二	九七三
專門學校ニ類スル學校		九七	一一三	一三六	一七七	一八〇
實業學校ニ類スル學校		一、〇二〇	一、〇四九	一、二五六	一、二四〇	一、二九三
盲聾啞學校ニ類スル學校		—	—	三七	三六	五七
其他各種學校		六、五五六	七、八三九	八、二〇七	八、九三三	九、五六七
合計		一三、三七七	一五、五三三	一六、六五二	一七、九〇〇	一八、七六四

第二十表(其八) 學校教員平均月俸額累年表 (地方學校職員待遇調査ニ據ル)

市町村立小學校教員平均月俸(圓)	道府縣立中等學校教員月俸(圓)								
	師範學校	女子師範學校	中學校	高等女學校					
大正十四年度	本 正教員 三三・三六	專 正教員 四四・四六	准 教員 三七・九二	代 用員 三四・九七	總 平均 五五・八〇	一三〇・九五	二〇〇・八二	一三〇・六六	二二五・五五
昭和元年度	六三・三二	四五・二〇	三八・六〇	三五・五八	五三・〇三	一一三・〇〇	一一三・〇〇	一一〇・〇〇	一五〇・〇〇
同二年度	六三・九三	四五・六六	三八・五八	三五・四一	五三・八三	一一三・〇〇	一一四・〇〇	一一三・〇〇	一〇七・〇〇
同三年度	六三・〇〇	四五・九九	三九・〇六	三七・九二	五三・二三	一一三・〇〇	一一四・〇〇	一一三・〇〇	一〇九・〇〇
同四年度	六三・〇九	四六・七七	三九・〇六	三六・二四	五三・五五	一一三・〇〇	一一九・〇〇	一一三・〇〇	一〇七・〇〇

第二十一表(其一) 女職工數累年表 (工場統計表ニヨル)

年	女工數	男女全職工ニ對スル割合%	紡織工業女職工數	紡織女職工ノ占ムル割合%	男女全職工ニ對シ	女職工ニ對シ	紡織男女職工ニ對シ
大正十四年末	九五、八七	五	七九、五九九	四	四	八	八
昭和元年末	九八、三六	五	八一、三四四	四	三	八	八
同 二年末	九七、六七	五	八〇、三五八	四	三	八	八
同 三年末	九七、三七	五	八〇、五八二	四	三	八	八
同 四年末	九六、八五	五	八四、五〇一	四	三	八	八

第二十一表(其二) 工場少年勞働者數累年比較 (工場統計表ニヨル)

年	十六歳未満職工		各職工千人中少年工ノ占ムル割合	
	男	女	男工中	女工中
大正十四年	三九、八五	三三、二七九	四	二
昭和元年	四〇、六八	三三、一四六	五	二
同 二年	三六、二六	二〇、六七四	四	二
同 三年	三四、八五	二四、一六一	三	二
同 四年	二六、六六	一九、六六六	三	二

備考 職工常時五人以上使用工場ニツイテノモノナリ

第二十一表(其三) 貸座敷、娼妓及藝妓數 (昭和四年末) (第六回警察統計報告ニヨル)

年	遊廓		貸座敷屋人		昭和四年中遊客數	藝妓
	男	女	男	女		
貸座敷數	三六	一七〇六	四八四	二八三	五八、八八二	三、三三六
娼妓數	一七〇六	一七〇六	四八四	二八三	五八、八八二	三、三三六

計

一、〇八一

四、四七七

五、三七七

二、三三三

三、三三〇、一七〇

八〇、七二七

第二十二表(其一) 海外在留本邦内地人口比較表 (外務省通商局調、以下同斷)

在留人口	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和二年	同三年	同四年
對前年增加數	七、九三三	二六、三三七	二、九三三	減八、七三四	二、九六一	二、三八八	二、六七〇	三、一三三	三、五七六	四、六〇一

備考 大正十三年分迄ハ各六月現在調、大正十四年以降ハ十月一日現在調トス

第二十二表(其二) 海外各地在留本邦内地人口表 (昭和四年十月一日現在調)

英領加奈陀 北米合衆國(布哇ヲ除ク) 布哇 メキシコ キューバ パナマ ヴェネズエラ コロンビア ボリヴァイヤ ペルル チリ ウルグアイ パラグアイ	男		女		計	昭和三年十月一日現在調
	男	女	男	女		
英領加奈陀	一四、一四三	八、五三三	二三、六六四	三、五六六	二七、二三〇	三、五六六
北米合衆國(布哇ヲ除ク)	八五、九八一	五四、九六四	一四〇、九四五	一四二、五五〇	二八三、五〇五	一四二、五五〇
布哇	六八、七二〇	六五、三三三	一三四、〇五三	一三〇、九四一	二六四、九九四	一三〇、九四一
メキシコ	三、三三八	一、六三九	四、八五七	四、五〇五	九、三六二	四、五〇五
キューバ	六三七	一六一	七八八	七八四	一、五七二	七八四
パナマ	一六六	五〇	二一六	二三四	四三〇	二三四
ヴェネズエラ	七	四	一一	一	一二	一
コロンビア	四四	六	五〇	三	五三	三
ボリヴァイヤ	三四五	二八	四三三	四三二	八六五	四三二
ペルル	二二、一四四	六、二五七	二八、四〇一	一六、九七九	四五、三八〇	一六、九七九
チリ	五三	一九二	七三	六三五	一六五	六三五
ウルグアイ	一六	四	二〇	一一	二七	一一
パラグアイ	五	一	五	五	一〇	五

アルゼンティン國	二、九六四	九三四	三、八八八	三、四六六
伯刺西爾國	五七、八八三	四五、二八三	一〇三、一六六	七六、四八八
比律賓群島及グアム島	一三、〇八一	三、六九一	一五、七七一	一四、二四一
英領馬來及海峽殖民地、英領北ボルネオ及サラワク國	五、一〇四	三、六二四	八、七二八	八、四七九
蘭領東印度	三、六七七	一、九〇四	五、五八一	四、八七四
佛領印度支那	一四〇	一六二	三〇二	三三三
暹羅國	一六六	九三	二五九	二八四
英領印度及錫蘭	七五四	五三一	一、二八五	一、三四三
ペルシア國	三	—	三	—
太平洋洲	三、一七七	三四七	三、五二四	三、六二六
英領香港	九三三	六九〇	一、六二三	一、五七七
支那(滿洲及英領香港ヲ除ク)	三一、三六〇	二四、三四八	五五、七〇八	五五、二五六
滿洲(關東州ヲ除ク)	五六、一〇四	五二、四二八	一〇八、五三三	一〇三、七三〇
極東露領	一、六五三	三四	一、九六六	一、五九二
歐羅巴洲	二、五七二	七四三	三、三三四	二、九九二
阿弗利加洲	八七	二九	一一六	八六
合計	三六四、六〇三	二七三、三三八	六三六、九四一	五九六、八四六
南洋諸島(委任統治地域)	一〇、一四三	五、八七八	一六、〇二一	一三、二八一
關東州	五五、〇七三	五二、四〇五	一〇六、四七七	一〇〇、七〇九
總計	四一九、八一八	三九、六二二	七五九、四三九	七〇九、八三六

第二十二表(其三) 主要渡航地及主要職業別海外在留本邦内地人數 (昭和四年十月一日現在)

車馬業、自動車運轉手	男	一、四九二	一、六九三	三六	一四	二七四	一三三	二七	一〇							
	女	—	—	—	—	—	—	—	—							
會社社員、銀行員、商店員、事務員	男	三、二六六	一、七七八	七、九八四	四、四九四	三、三四四	一、六六六	一、八八四	二二三	六四	二六九	一〇〇	二、〇二六	一四九		
	女	一〇〇	三、五八八	二一八	七、〇四二	三〇九	二、四七九	五五五	三、二七八	四〇	九五	—	一〇三	—		
官公吏、雇傭	男	二、四三六	一、五二一	一、一九〇	六九一	二二五	四〇	二六	四二	二	五	六	一七	八	二	
	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
旅宿、料理、貸席及藝妓業、遊戯場、興行場	男	五九八	五九二	二七四	三六〇	—	一、四八二	一、四三八	一四〇	二三六	二三〇	一三〇	二〇二	一五九	七五	六五
	女	四三	一、二六五	二二五	五五五	—	一九九	二、二九八	三	三五〇	一八	一七	—	二二七	—	九二
藝妓、娼妓、酌婦其他	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	女	一、九三五	一五	一、六五五	四	—	三〇	七六	二六	二四	—	—	—	—	—	—
家事被傭人	男	二五八	一〇八	四六二	一六五	四、七六〇	一、一九一	一、四七〇	一、三八七	一六四	三	二六	二二	二六七	三	
	女	三九三	一九一	七六六	二八八	六七一	二、二五八	一、二六四	一、七三三	三	三四	一五八	二五	—	五〇	
其ノ他勞働者	男	九二	五〇	四一	二七	一、八二〇	一、〇八一	二、二三三	一、三六五	四二	二	八	四	一四三	六	
	女	二七	一〇五	—	—	一七五	一、〇二九	六六三	二、二五四	—	—	—	—	—	—	
本邦内地人總數	男	三、三九七	三、七〇七	一九、三六三	三、三四	五、〇九七	三、七三九	三、九〇八	三、五八二	八、五五三	五、五八九	二、三四三	三、五四九	七、九六九	四、一七五	
	女	五、七三八	四、六九〇	五、〇三二	一九、三三六	四、三八四	四、二二八	六、五三四	五、八七九	四、〇五	八、二七	二、〇四	四、〇七九	七、六二五	—	

備考 一、支那ニハ香港及澳門ヲ含マズ

二、北米合衆國中、桑港領事館管内ハ大正十五年十月一日、ロスアンゼルス領事館管内ノ分ハ昭和三年十二月末日

現在數ナリ